

ISSN : 2188-5982

2020 年度

日本図書館情報学会

春季研究集会発表論文集

2020 年 6 月 6 日 (土)

オンライン開催

日本図書館情報学会

2020年度春季研究集会（オンライン）プログラム

2020年6月6日現在

* タイトルをクリックすると該当ページに移動することができます。

09:50～09:55	開会式	ページ
10:00～10:30	◎阿久津達矢(慶應義塾大学大学院) 患者図書室による健康医療情報サービス:病院による公開講座での資料展示の実践を事例として	1
10:30～11:00	◎吉井潤(都留文科大学) 公立図書館における電子図書館(電子書籍貸出)サービスのコンテンツと利用に関する現状調査	5
11:00～11:30	◎土屋深優(筑波大学大学院) ロンドン自治区におけるコミュニティ図書館と社会的包摂	9
11:30～12:00	◎五十嵐 智哉(筑波大学), 橋本 ひとみ(筑波大学), 河本 穂馨(筑波大学), 小泉 公乃(筑波大学) 北欧の公共図書館におけるイベント:ダイクマン図書館を対象とした事例分析	13
12:00～12:30	◎中井ともこ(筑波大学大学院) デンマーク・オーフス市における複合図書館の理念と実態:施設・職員に着目したフィールドワークを中心に (発表辞退)	17
12:30～12:40	休憩(10分)	
12:40～13:10	◎門脇夏紀(慶應義塾大学大学院) 単語の分散表現による文書クラスタリングの性能向上	21
13:10～13:40	谷口祥一(慶應義塾大学) NCR2018とRDAによる語彙のRDF定義とメタデータスキーマ	25
13:40～14:10	安形輝(亜細亜大学), 江藤正己(学習院女子大学), 杉江典子(東洋大学), 橋詰秋子(実践女子大学短期大学部), 大谷康晴(青山学院大学) 日本のマンガ著者の国際的な受容:VIAFと日本全国書誌を組み合わせた分析	29
14:10～14:40	豊浩子(筑波大学大学院) 奄美琉米文化会館における洋書の蔵書構成:米国のパブリック・ディプロマシーの視点から	33
14:40～15:10	雪嶋宏一(早稲田大学) 16世紀中葉ジュネーヴにおけるページ付け印刷の発展について	37
15:10～15:20	休憩(10分)	
15:20～15:50	大谷康晴(青山学院大学) 2040年の図書館像	41
15:50～16:20	薬袋秀樹(元筑波大学) 1950年制定の図書館法における複数基準の検討:複数基準について規定した法律の調査を通じて	45
16:20～16:50	山本順一(放送大学) 日本とアメリカの図書館のコロナウイルス・パンデミック対応のあり方と社会的認知の相違	49

* 氏名前の◎は優秀発表奨励賞授与候補者です。

* 時間帯は目安です。発表者の交代等で時間がずれた場合は、1発表者につき発表20分、質疑応答10分は確保されます。

* 所属等の表示は、教職員(常勤/非常勤)・院生・学部生等を問わず「機関名」「(大学名)」等のみとしてあります。

患者図書室による健康医療情報サービス： 病院による公開講座での資料展示の実践を事例として

阿久津 達矢（慶應義塾大学大学院）tmruvsid1@keio.jp

抄録

患者図書室は患者や家族、一般市民に健康・医療情報サービスを行ってきた。本研究の目的は、これまで対象とされてこなかった、サービスそのものがいかに行われているのかということのエスノメソドロロジーの立場から分析、記述し詳細に明らかにすることである。本研究では、患者図書室が行う、病院の公開講座に向けた資料を選択する実践に焦点を当てて分析した結果、患者図書室が行う情報サービスの一端を明らかにすることができた。

1. 本研究の背景と目的

医療法第22条により地域医療支援病院に設置義務のある「病院図書室」が医療従事者に医学・医療情報を提供する図書室であるのに対し、「患者図書室」は、患者や家族、一般市民に健康・医療情報を提供する目的で病院内に設置されている図書室を指す¹⁾。

日本では、1990年代末以降、人々の健康・医療情報への関心が高まる中、そうしたニーズに応じ、健康・医療情報サービスが行われてきた。患者図書室は、インフォームド・コンセントの支援を情報提供によって行うことを主たる目的とし、患者・家族と市民への健康・医療情報提供の重要な拠点として、これまで主に来院した人々へのサービスを行ってきた。

こうしたサービスのための環境整備を行う病院は、近年増加する傾向にあり、全国患者図書サービス連絡会によれば、2016年現在、全国で147の患者図書室が確認されている²⁾。

患者図書室にかんする従来の研究は、事例報告やアンケート調査を中心に設置体制やサービス、運営体制の多様性を明らかにすることに主眼があった³⁾。また、近年の患者図書室の活動の広がりを捉えるべく、図書室内に限定された視点から病院内の一部署としての図書室という視点へと図書室の捉え方を拡張す

る試み⁴⁾も見られる。

一方で、組織としての患者図書室の中核的な目的である「健康・医療情報サービス」そのものを対象として取り上げ、そうしたサービスがどのように行われているのかということの詳細に明らかにした研究は見られない。しかしながら、そうした研究は、病院における健康・医療情報サービスの内実を解明する上で不可欠であり、今後のサービスの改善にも資する可能性がある。本研究は、ある大学病院の患者図書室による病院の公開講座での展示の実践を取り上げ、具体的な分析を通してサービスの一端を明らかにすることを目的とする。

2. 本研究の立場と調査・分析

本研究は、エスノメソドロロジーの立場から行った。エスノメソドロロジーでは、人々の様々な活動は、それらに関わる人々の実践的な関心事に基づいて、理解可能な形で、自己組織的なものとしてなされており、人々はそれらを状況に埋め込まれた、様々な具体的な実践を行うこと（ワーク）によって遂行していると捉える。エスノメソドロロジーは、その際に、メンバーが用いている「人々の方法」(members' methods)を、対象となる場面の固有性に即して分析、記述することによって「再現」

(recovery) し、活動を遂行するメンバーが持つコンピタンスを明らかにすることをめざす研究方針である^{5) 6)}。

調査対象とした患者図書室は、大学病院内に設置されており、開館時間中は大学付属の医学図書館に勤務する司書が交代で1名、ボランティア1名とともに常駐し、運営している。公開講座は、広く一般市民を対象に、様々な診療科が医学的な知見に基づいた病気や治療の最新情報、療養生活に役立つ知識を提供することを目的とし、年に10回開催されており、参加者は毎回100名程度であった。調査は、2019年から2020年現在までの約1年間実施し、患者図書室が講座での展示に向けて様々な実践を行う場面を参与観察した。また、司書に対するインタビューで展示をどのように組織したのか過去の具体的な事例に基づき聞き取り、関連資料を入手した。加えて、講座に2回参加して実際の様子を観察し、フィールドノートを作成した。以下は、それらのデータをもとに、エスノメソドロジーの方針によって実際の活動を分析し、記述したものである。

3. 分析結果

3.1 図書室の外部における情報サービス

これまでの研究から、この患者図書室は、図書室の内部において、常駐する司書とボランティアスタッフが利用者へレファレンスサービスを行うことに加え、一般向けの健康・医療情報資料、医学生や看護学生向けの教科書、医師を対象とした専門書等を中心に様々な資料を整備することで健康・医療情報提供を行っていることがわかっている⁷⁾。

他方、公開講座での展示は、図書室の内部に止まらない形でなされる情報サービスであった。展示は、司書が、開催される講座のテーマに即した資料を選択する、資料を紹介するブックリストを作成する、実際に資料を会場で

展示するという一連の実践—これを「キュレーション」⁸⁾と呼ぶ—から成っていた。以下では、特に司書が展示に向け、蔵書に基づいて資料の選択を行うワークに焦点を当てた記述を行うことで、実践がどのような論理に基づいており、そこにどのような実践のバリエーションが存在するのかを事例を交えて提示する。

3.2 講座のテーマに即した資料を選択する

3.2.1 講座の概要から情報を得る

資料の選択は、司書が資料を主に図書室の蔵書の中から講座のテーマに合わせて行うこととなる。そのため、司書は、病院の事務部門が事前に作成する病院のHPでの開催概要の告知や送られてくる概要を読むことで、講座がどのような病気や疾患を主題としており、そこで講演者が何を話題にしようとするのかという情報を得る。

司書は、そうして得た情報をもとに、資料を検索するための「キーワード」を用意する。「キーワード」は、講演の概要から直接引き出しており、たとえば、「肝臓がん」をテーマとした講座であれば、「肝臓がん」、「肝炎」、「肝硬変」、「非アルコール性脂肪性肝疾患」、「NAFLD」を選定していた。概要から十分な情報が得られない際には、司書が患者図書室での経験や医学図書館員として持つ知識をもとに「キーワード」を選定したり、追加したりする場合もある。

3.2.2 「キーワード」をもとに資料を検索する

司書は、資料の検索時に大学のOPACを使用しており、上記の「キーワード」を用いて図書室の蔵書検索を行い、展示の候補となる資料を選定する。資料の選定の際に司書が主に参照しているのは、①資料と講演テーマとの「一致性」、②資料の「新規性」、③資料の「信頼性」という3つの「基準」である。

展示資料は、講座のテーマに沿ったもので

なければならず、たとえば、概要からある疾患についての治療、予防、ケアがテーマに含まれるという情報が得られた場合には概ねそれらをカバーできるように検索結果から書名と分類記号で判断し、資料を選択する。

また、健康・医療情報資料は、「診療ガイドライン」⁹⁾をベースに作成されており、これが約5年毎の更新を目安としていることから、展示する資料の選択も原則として過去5年以内に出版されたものとしている。ただし、講演テーマに即した類書がない場合、もしくは有益な情報を含むと司書が判断した資料については、選択の対象としていた。

最後に、資料を作成した著者・編者の所属や実績、出版社の情報から資料の内容の妥当性の判断を行っている。ただし、展示する候補となる資料は、すでに運営委員会の承認のもとに選書された図書室の蔵書から選んでおり、情報の確認が目的であると考えられる。

この他、必要に応じて隣接する医学図書館の資料検索を行う様子も見られた。

3.2.3 検索結果をもとに展示資料を決定する

展示資料は、検索した資料のうち、「基準」に当てはまらない資料や重複資料を「ノイズ」として除いた後、書架から取り出し、司書が現物を確認して決定する。司書は、選択した資料を、資料を紹介するために作成する配布用のブックリストとともに展示する。ブックリストには、患者図書室の利用案内、開館時間、場所の地図などの「広報活動」に必要な情報も同時に記載するため、最終的に6冊程度まで絞り込んでいた。司書は、その際に検索で用いていた3つの「基準」をここでも適用していたが、それに加えて、司書が講座の参加者にとって必要であると考えられる情報という観点からも展示資料を決定している。

司書は、資料の選択にあたって講座の概要

を読み、開催される講座について情報を得る際、過去に開催された類似の講座の参加者の様子やレファレンスサービスでの利用者とのやりとり、患者の治療や療養の業務に当たる医療従事者との日常的なやりとり等から得ていた様々な情報も参照することにより、講座の参加者にとって必要であると考えられる情報を推測する。

展示する資料は、①参加者にとって情報量、文字の大きさ、専門性、言葉の使い方などの観点から手に取りやすいと思われる疾患についての「一般的」な内容を扱った資料を約2,3冊、②病気や疾患、治療や療養法についてある特定のトピック(たとえば食事)を掘り下げた「個別的」な内容を扱った資料を約2,3冊、③その他に診療ガイドラインや医療者向けの専門書約1冊という配分で概ね選択する。

まず①の、様々な立場にある参加者に広く当てはまる「一般的」な情報を提供することで、テーマについて基礎的な情報を提示し、参加者にとって必要と考えられる適用範囲の広い情報の提供をめざしている。つぎに②の、特定の病気や疾患、治療や療養法についての「個別的」な情報を提供することで、療養中の食事などについて、参加者にとって必要と考えられる特定のトピックにかんする情報の提供をめざしている。最後に③の、ガイドラインや専門書を含める理由は、すでに記述した通り、健康・医療情報資料が医師個人の独断ではない科学的な根拠に基づく知識をベースに作られており、そのこと自体を参加者に知ってもらいたいということがある。つまり、提供する資料が「信頼性」あるものだということを伝えるねらいがある。加えて参加者には、発展的な内容の資料に触れたいという要求も想定されることからこうした専門書も選択する。

したがって、講座のテーマが「肝臓がん」の場合であれば、最終的に「肝臓がん」にかんす

る「一般的」な内容を取り扱った資料を3冊、「肝臓がん」の療養の中でも特に食事に焦点を当てた資料を2冊、診療ガイドラインを1冊という配分で展示資料を決定していた。

しかし、講座のテーマによっては、蔵書構成との関係が大きな理由となり、必ずしも上記の配分で「適切に」資料を取り揃えることができない場合もある。その場合、テーマから大きく逸脱しない資料を代わりに選択することで対応を図っている。この他に、展示でテーマにかんする雑誌を追加して情報提供を行うという場面も見られた。

上記のように資料のタイプや数の配分を調整することで、参加者が複数の資料を組み合わせるようになり、病気や疾患を多角的に理解することができるようにすることをめざしている。さらに、病気や疾患の状態、適合する治療法や療養法などが個々に異なるであろうと想定される参加者に向けて、参加者自身がそれぞれの実情に合わせて情報を選ぶことができるように多様な情報を提供することをめざしている。

ここには、患者図書室が、患者や家族、一般市民に健康・医療情報を提供するというサービスへの志向性が明確に現れており、したがって、資料の選択を行うことはそれを実現するためのひとつの方法であると言える。患者図書室による展示の実践は、この意味において、組織としての中核的な目的である、患者や家族、一般市民への「健康・医療情報サービス」となっているのである。

4. まとめ

以上に見てきたように、本研究では、公開講座での展示に向けて司書が資料の選択を行うワークに焦点を当てた分析と記述を行い、患者図書室の内部に止まらないサービスがいかになされているのかということの一端をエス

ノメソドロロジーの立場から明らかにした。今後は、本研究で明らかにできなかった、患者図書室の「健康・医療情報サービス」を構成するさらなる実践の研究が必要である。

【注・引用文献】

- 1) 山口直比古「病院の図書室：病院図書室と患者図書室、そしてその先へ」『情報の科学と技術』vol.66, no.9, 2016, p.467-472.
- 2) 全国患者図書サービス連絡会「全国の患者図書室リスト」http://kanjatosho.jp/the_list.html (参照 2020-4-23).
- 3) 菊池佑『病院患者図書館：患者・市民に教育・文化・医療情報を提供』出版ニュース社, 2001, 366p.
- 4) 桂まに子ほか「患者支援機能から見た患者図書室の多様性」『2018年度日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2018, p.43-46.
- 5) エスノメソドロロジーについては、以下を参考にされたい。Sharrock, W. “Fundamentals of Ethnomethodology”. George Ritzer and Barry Smart eds. *Handbook of Social Theory*. Sage, 2001, p. 249-60.
- 6) こうした研究方針から、公共図書館における「ビジネス支援サービス」を対象にした先駆的な研究に以下のものがある。池谷のぞみ「実践的構成物としてのビジネス支援サービス—サービスを理解することの方法的意義」池谷のぞみほか編『図書館は市民と本・情報をむすぶ』勁草書房, 2015, p. 1-11.
- 7) 阿久津達矢「病院組織における患者図書室：フィールドワークに基づく探索的検討」『2019年度三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2019, p.37-40.
- 8) 前掲6), p. 1-11.
- 9) 日本医療機能評価機構「診療ガイドラインとは」https://minds.jcqh.or.jp/s/about_guideline (参照 2020-4-23) .

公立図書館における電子図書館(電子書籍貸出)サービスの コンテンツと利用に関する現状調査

吉井 潤
都留文科大学非常勤講師
jun-yoshii@tsuru.ac.jp

抄録

本研究の目的は、公立図書館向における電子図書館(電子書籍貸出)サービスのコンテンツはどのようなものがあるのか、どれだけ利用されているのかを明らかにすることである。研究の方法は、公立図書館の電子図書館(電子書籍貸出)サービス導入シェア 80.7%を占める(株)図書館流通センター電子図書館推進部にインタビュー調査とデータ提供の依頼を行った後、導入図書館に簡易な質問紙調査を行った。結果、2020年3月のTRC-DLとLibrariEの合計コンテンツ(重複タイトル、青空文庫を除く)は71,184だった。コンテンツ回転率が極端に高い図書館と低い図書館に分かれる傾向が出た。

1. 研究の背景

蔵書構築は、図書館サービスの基本と考える。筆者は、公立図書館の蔵書構築に関心を持ち、昨年度は研究の手がかりとして東京都江戸川区立図書館の1年分のデータを用いて購入と除籍について傾向を掴んだ。

国内の公立図書館における電子書籍導入は、2002年にイーブックイニシアティブジャパンと提携し、電子化された岩波文庫の作品を館内のパソコンで閲覧できるサービスを開始した北海道岩見沢市立図書館¹⁾、2005年に小説・実用書など約2,900タイトルを揃え、携帯型の電子書籍専用端末機の閲覧・貸出を実施した奈良県生駒市立図書館が挙げられる²⁾。しかしながら、2館は対応するベンダーの撤退に伴いサービスを終了した。その後、2007年11月に東京都千代田区立図書館がビジネス書や英語学習本等約3,000タイトルからの提供を開始した³⁾。

公立図書館において、電子図書館(電子書籍貸出)サービスを提供し始めた頃は、コンテンツ不足が否めなく蔵書構築の観点から蔵書として捉えるには厳しいものがあつた可能性がある。電子出版制作・流通協議会『電子図書館・電子書籍貸出サービス 調査報告 2019』のアンケート結果によると、公共図書館の電子書籍貸出サービスにおいて懸念される事項では、導入館(43

館)の回答は「提供されるコンテンツ」が39館(90.7%)、未導入館(377館)は「電子図書館導入予算の確保」が343館(91.0%)と最も多かった(複数回答)。また、電子書籍貸出サービスのコンテンツについて懸念していることで最も多かったのは、導入館では(38館)では、「提供されているコンテンツが少ない」33館(86.8%)と「新刊のコンテンツが提供されにくい」33館(86.8%)が同数で「コンテンツの価格」29館(76.3%)が続いた(複数回答)⁴⁾。このように現在もコンテンツに対する懸念を窺がえる。

2. 先行研究

池内は公共図書館の電子書籍サービス導入について、電子書籍サービスの黎明期を脱却し、普及させていく過程において、出版社・ベンダー・図書館の三者が、単に電子書籍の販売者と購入者という関係に甘んじることなく、相互のインタラクションを通じて、日本固有のビジネスモデルを構築していくことが望ましいと述べている⁵⁾。

栗山は、新刊の文芸書が図書館向けに多く提供されるようになれば、公共図書館での電子書籍サービスが本格化する可能性はある。問題は著者・出版社と図書館の双方が納得できる契約の落とし所を見出だせるかどうかだろうと述べ

ている。

コンテンツが充実すれば、蔵書として考える公立図書館は増えるのではないかと考えるが、現在の公立図書館で何点利用できるのか、どのようなものがあるのか明確ではない。さらに電子書籍に関する研究は行われているが、国内の公立図書館における電子図書館(電子書籍貸出)サービスの状況把握については、多くは行われていない現状である。

3. 研究の目的

本研究の目的は、公立図書館向における電子図書館(電子書籍貸出)サービスのコンテンツはどのようなものがあるのか、どれだけ利用されているのかを明らかにすることである。

4. 研究方法

コンテンツの分類別内訳や貸出回数等を分析するために公立図書館の電子図書館(電子書籍貸出)サービス導入シェア 80.7%を占める(2020年1月1日時点)(株)図書館流通センター電子図書館推進部(以下TRCとする)に4月2日にインタビュー調査とデータ提供の依頼を行った後、選書タイトルリストと1年分の分類別利用状況データを借用した。その後、導入図書館に対して調査が必要と考え、簡易な質問紙調査を行い概要は以下の通りである。

対象数 Web およびメールで依頼が行えた
59自治体(78.7%)
配布期間 4月6日～7日
回収期限 4月30日
質問数 9問
回答数 26自治体(44.1%)

5. 調査結果

5.1 電子図書館サービス概要等

TRCが現在提供しているものは、電子図書館サービス LibrariE&TRC-DL である。2016年10月31日にTRCと大日本印刷株式会社は、電子書籍コンテンツの普及をさらに推進するため、新刊小説やライトノベル、話題の実用書等のコンテンツを持つ(株)日本電子図書館サービス(以下JDLSとする)と、資本提携した。TRCは、「TRC-DL(TRC-Digital Library)」と呼び

主に買い切り型で利用制限はなく1～3ライセンス数が設定されている。JDLSは、「LibrariE(ライブラリエ)」と呼び主に条件付き1ライセンス1ユーザーのみに貸出可能であり2年間または52回貸出可能なモデルを提供している。

2020年3月1日時点で75自治体(275館)に導入されている。このうち、46自治体がLibrariEのコンテンツを有している。図書館システムと連携しているのは29自治体だった。

5.2 コンテンツの傾向

5.2.1 分類別内訳

3月2日時点で選書できるTRC-DLコンテンツ、3月3日時点でTRC-DLユーザーが選書可能なLibrariEコンテンツの内訳を表1に示す(重複タイトル、青空文庫を除く)。全体として71,184タイトルを有し、分類別では9類文学(26.9%)が最も多い。TRC-DLは3類社会科学(20.2%)が最も多く、5類技術(10.0%)、外国語図書(9.6%)と続いている。TRC-DLは音声・動画等も有している。LibrariEは、9類文学(44.4%)が最も多く占めている。

表1 分類別内訳

分類	TRC-DL		LibrariE		合計	
	タイトル	(%)	タイトル	(%)	タイトル	(%)
0類 総記	721	2.1	802	2.1	1,523	2.1
1類 哲学	1,352	4.0	2,292	6.1	3,644	5.1
2類 歴史	2,175	6.5	2,320	6.2	4,495	6.3
3類 社会科学	6,792	20.2	3,884	10.3	10,676	15.0
4類 自然科学	1,359	4.0	2,762	7.4	4,121	5.8
5類 技術	3,374	10.0	3,507	9.3	6,881	9.7
6類 産業	472	1.4	1,127	3.0	1,599	2.2
7類 芸術	1,239	3.7	1,863	5.0	3,102	4.4
8類 言語	744	2.2	857	2.3	1,601	2.2
9類 文学	2,490	7.4	16,679	44.4	19,169	26.9
児童図書	790	2.3	432	1.2	1,222	1.7
絵本・紙芝居	1,200	3.6	215	0.6	1,415	2.0
外国語図書	3,232	9.6	269	0.7	3,501	4.9
資格本	1,510	4.5	199	0.5	1,709	2.4
コミック	1,037	3.1	302	0.8	1,339	1.9
雑誌	3,188	9.5	34	0.1	3,222	4.5
音声・動画等	1,965	5.8	0	0.0	1,965	2.8
合計	33,640	100.0	37,544	100.0	71,184	100.0

5.2.2 分類別価格内訳

価格の内訳は、表2と表3である。TRC-DLは、LibrariEより最高値が高い傾向が出た。

表2 TRC-DL 分類別価格内訳

分類	平均値		中央値		最低値		最高値	
	円	ライセンス数	円	ライセンス数	円	ライセンス数	円	ライセンス数
0類 総記	22,443	2.2	10,080	3	245	1	672,000	3
1類 哲学	4,046	1.8	3,360	1	368	1	162,960	1
2類 歴史	5,206	1.1	3,818	1	368	1	84,000	3
3類 社会科学	9,967	2.0	4,480	3	0	3	425,250	3
4類 自然科学	16,468	1.8	6,300	1	560	1	448,005	3
5類 技術	17,959	2.8	6,804	3	0	1	546,840	3
6類 産業	7,753	1.6	4,480	1	466	1	119,280	1
7類 芸術	7,495	1.7	4,368	1	245	1	280,000	1
8類 言語	12,792	1.7	4,480	1	540	1	360,000	3
9類 文学	4,486	1.2	1,470	1	234	1	73,920	3
児童図書	4,973	2.4	1,820	3	1260	3	39,363	3
絵本・紙芝居	4,532	1.9	3,360	1	420	1	46,200	1
外国語図書	23,420	1.0	4,620	1	245	1	75,600	1
資格本	19,894	1.7	14,805	1	1260	1	109,368	3
コミック	1,110	1.0	980	1	368	1	12,600	3
雑誌	30,978	1.0	7,000	1	0	1	189,000	3
音声・動画等	21,387	2.4	12,600	2	1125	3	210,000	1

表3 LibrariE 分類別価格内訳

分類	平均値		中央値		最低値		最高値	
	円	ライセンス販売上限数	円	ライセンス販売上限数	円	ライセンス販売上限数	円	ライセンス販売上限数
0類 総記	5,633	9.9	3,640	10	254	10	42,000	10
1類 哲学	3,537	9.9	3,360	10	222	10	25,200	10
2類 歴史	3,291	9.9	3,080	10	280	10	24,640	10
3類 社会科学	3,801	9.9	3,360	10	266	10	184,800	10
4類 自然科学	4,478	9.9	3,780	10	266	10	61,600	10
5類 技術	4,242	9.9	3,500	10	280	10	84,000	10
6類 産業	3,816	9.9	3,640	10	420	10	53,200	10
7類 芸術	4,102	9.9	3,640	10	222	10	26,600	10
8類 言語	3,513	9.9	3,360	10	532	10	21,000	10
9類 文学	2,132	9.7	1,680	10	226	10	63,000	10
児童図書	4,387	10.0	3,840	10	1260	10	15,120	10
絵本・紙芝居	2,277	10.0	1,201	10	518	10	9,072	10
外国語図書	1,206	10.0	1,201	10	518	10	15,120	10
資格本	4,196	10.0	3,360	10	2128	10	15,960	10
コミック	3,421	9.9	3,080	10	840	10	7,560	10
雑誌	1,390	10.0	957	10	957	10	2,800	10

5.3 貸出回数

全分類の2018年10月から2019年9月までの貸出回数10位までを示したものは表4であり、児童図書が多く占めている。9類文学の貸出上位10位全てはJDLS提供コンテンツであり、最も貸出が多かったのは『鍵のない夢を見る』（辻村深月）の169回だった。

表4 全分類貸出回数上位10位

順位	タイトル	出版者	提供	NDC	貸出回数(回)	購入館数(館)
1	どうぞのいす	モーニング	TRC	K	712	26
2	札幌から行く日帰り温泉218湯	垂瑠西社	TRC	291	658	1
3	うえへまいりあす	モーニング	TRC	K	528	21
4	魔法のかたづけ・収納術	PHP研究所	TRC	597.5	444	22
5	999ひきのきょうだい	モーニング	TRC	K	396	20
6	そらとぶパン	モーニング	TRC	K	382	12
7	自分がわかってしまう本	中西出版	TRC	148.8	376	4
8	ちびくろ・さんぽ	モーニング	TRC	K	250	10
9	おばけのマールとみんなのとしょかん	中西出版	TRC	E	248	10
10	マンガでわかるアスペルガー一症候群のひととのコミュニケーションガイド	法研	TRC	494	229	16

5.4 導入館の傾向

5.4.1 利用状況等

アンケート調査による利用状況を整理したものは、表5(末尾参照)の通りになる。コンテンツ数が最も多い自治体Yは利用が多い。自治体Aは貸出回数、閲覧回数、コンテンツ回転率が最も多い。人口1,000人当たりでは、自治体Rが貸出回数、閲覧回数が多い傾向が見られ、利用促進のための取り組みとして、市内広報誌に毎月、貸出ランキング・新着コンテンツを掲載、電子図書館にもある資料を借りた際に紹介等を行っている。

コンテンツ回転率が極端に高い図書館と低い図書館に分かれる傾向が出た。加えて電子図書館(電子書籍貸出)サービスの利用は、少ないと回答した図書館は18館(69.2%)だった。

自治体Jは商用コンテンツを購入せず地域資料等の独自コンテンツのみの運用を行っている。

5.4.2 選書できる商用コンテンツ数

18館(69.2%)は、選書できる商用コンテンツは充実していないと考えている傾向にあった。

5.4.3 選書できる商用コンテンツの価格

19館(73.1%)は、選書できるコンテンツは高いとみなしている傾向が見られた。

5.4.4 コンテンツ購入予算と費目

自治体Jを除いた令和2年度の商用コンテンツ購入予算の平均値は、1,993,609円だった(表6)。予算費目は、17館(65.4%)が資料費だった。

表6 コンテンツ購入予算

項目	予算(円)
平均値	1,993,609
中央値	1,000,000
最高値	9,000,000
最低値	300,000

5.4.5 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による利用状況

利用が増加したと回答した自治体は21館(80.8%)だった。「2月と比べて3月は微増」、「3月の前年比が2倍から3倍になった」等の回答もあった。

6. 考察

選書できるコンテンツ数は、合計で 71,184 タイトルと少なくはない。TRC-DL と LibrariE では分類の傾向が見られ、LibrariE は文学が充実している。アンケートからコンテンツが充実していないと回答が多かったのは、新刊数が影響している可能性が考えられる。また、価格は高く、実際に高いと回答した図書館が多かった。印刷媒体や個人向けの電子書籍と比較した場合、図書館向け価格は高いが、電子図書館(電子書籍貸出)サービスをさらに普及させるには、著者や版元の理解が得られる価格設定が望まれる。

7. 今後の課題

本研究は、電子図書館サービス LibrariE&TRC-DL を対象に行ったものであり、結果の一般化には、他社を含めた分析が必要となる。今後、一層の研究が望まれる。

謝辞

本研究は、情報提供頂いた TRC とアンケートに回答くださった図書館の皆様のご協力と厚意により実施することができました。この場を借りて、心よりお礼申し上げます。

引用文献

- (1) 疋田恵子「公共図書館における電子本の導入」『カレントアウェアネス』no.280,2004,p.7-9.
- (2) 「電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究 3.電子書籍の流通・利用・保存の現状 3.2.2 電子書籍の機関利用-図書館-」『図書館調査研究リポート No.11』2009,p.68-71.
- (3) ネットで電子書籍貸し出し 期限過ぎると「消滅」 東京・千代田区立図書館,朝日新聞.夕刊,2007年11月17日,13面.
- (4) 植村八潮,野口武悟,電子出版制作・流通協議会編著『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2019』電子出版制作・流通協議会,2019,201p.
- (5) 池内淳「公共図書館における電子書籍サービス」『情報の科学と技術』vol.67,no.1,2017,p.25-29.
- (6) 栗山正光「電子書籍と図書館：日本の現状と課題」『専門図書館』no.282,2017,p.2-8

表5 電子図書館サービス LibrariE&TRC-DL 利用状況

※コンテンツ数は2020年4月1日時点、貸出回数と閲覧回数は令和元年度

自治体	人口	導入年月	図書館システム		テキスト版 サイト	LibrariE コンテンツ有	コンテンツ数(タイトル)			貸出回 数(回)	閲覧回 数(回)	コンテ ンツ回 転率 (%)	人口1,000人当たり	
			連携	非連携			合計	商用	独自				貸出回数 (回)	閲覧回数 (回)
A	1,952,348	2014年4月2日	○		○	○	8,540	6,838	1,702	51,712	164,063	605.5	26.5	84.0
B	172,373	2015年12月13日		○	○	○	8,016	7,972	44	460	868	5.7	2.7	5.0
C	273,243	2016年6月6日		○	○		7,685	7,627	58	1,087	5,283	14.1	4.0	19.3
D	106,013	2014年10月18日		○		○	8,691	8,398	293	239	1,506	2.7	2.3	14.2
E	1,292,016	2016年3月3日	○			○	7,252	7,147	105	41,882	97,717	577.5	32.4	75.6
F	563,178	2018年4月2日	○		○	○	8,934	8,882	52	15,200	37,669	170.1	27.0	66.9
G	48,410	2018年11月1日	○		○		783	783	0	229	223	29.2	4.7	4.6
H	52,148	2017年11月1日		○	○	○	3,382	3,382	0	630	1,263	18.6	12.1	24.2
I	838,823	2012年11月11日	○				4,335	4,335	0	948	-	21.9	1.1	-
J	161,926	2012年7月1日	○				209	0	209	87	514	41.6	0.5	3.2
K	807,013	2020年1月6日		○	○		856	772	84	707	3,601	82.6	0.9	4.5
L	386,161	2017年1月12日	○		○		4,719	4,616	103	9,188	17,383	194.7	23.8	45.0
M	186,009	2016年2月2日	○		○	○	3,466	3,461	5	3,941	8,812	113.7	21.2	47.4
N	91,913	2014年7月1日	○		○	○	2,045	1,987	58	519	563	25.4	5.6	6.1
O	840,622	2011年1月8日	○		○	○	7,594	7,539	55	12,992	-	171.1	15.5	-
P	267,642	2019年11月1日		○	○	○	7,163	7,148	15	3,154	8,325	44.0	11.8	31.1
Q	48,440	2013年10月1日		○	○	○	6,118	6,064	54	525	1,453	8.6	10.8	30.0
R	65,905	2018年7月1日		○	○	○	9,011	8,992	19	2,527	6,994	28.0	38.3	106.1
S	186,649	2016年11月1日		○	○	○	666	651	15	1,474	2,496	221.3	7.9	13.4
T	48,722	2011年3月21日		○	○	○	3,409	2,734	675	604	1,453	17.7	12.4	29.8
U	255,309	2012年4月1日		○	○	○	1,867	1,726	141	10,130	13,554	542.6	39.7	53.1
V	161,861	2013年8月1日		○	○	○	1,088	1,082	6	273	863	25.1	1.7	5.3
W	725,289	2017年10月18日		○	○	○	4,980	4,975	5	1,244	3,241	25.0	1.7	4.5
X	48,643	2016年3月1日		○	○	○	7,388	7,277	111	308	1,359	4.2	6.3	27.9
Y	734,317	2019年11月1日	○		○	○	9,708	9,708	0	9,918	23,597	102.2	13.5	32.1
Z	22,970	2013年2月14日	○			○	4,175	1,622	2,553	218	1,086	5.2	9.5	47.3
合計			12	14	21	18	132,080	125,718	6,362	170,196	403,886	-	-	-
平均			-	-	-	-	5,080	4,835	245	6,546	16,829	119.2	12.8	32.5

ロンドン自治区におけるコミュニティ図書館と社会的包摂

土屋 深優[‡]

筑波大学大学院 人間総合科学学術院
人間総合科学研究群 情報学学位プログラム
mtsuchiya@klis.tsukuba.ac.jp

抄録

本研究の目的は、社会的包摂概念の視点からコミュニティ図書館の取り組みとその意義を明らかにすることである。文献調査とコミュニティ図書館運営責任者へのインタビュー調査を通じて、図書館という「場」を維持し、人々の交流を推進することで、コミュニティ図書館が地域住民の社会的包摂に貢献していることが明らかとなった。また従来の公立図書館と異なり、コミュニティ図書館は利用者だけでなく、ボランティアを社会的に包摂することにも意識的に取り組んでいた。

1. 研究背景と目的

近年、イギリスにおける公共図書館運営の一つとしてコミュニティ図書館 (Community Library) という運営形態が現れた。コミュニティ図書館は公共図書館の運営の中心に地域ボランティアグループが関わる運営形態である¹⁾。

また、イギリスでは、1997年以降、公共図書館において社会的包摂の概念がサービスの枠組みとして用いられ²⁾、現在でも社会的包摂への取り組みが進められている。新たに登場したコミュニティ図書館においても社会的包摂への取り組みがどのように行われているか検討する必要がある。

アン・ゴールディング (Goulding, Anne) はビッグ・ソサイエティ構想からコミュニティ図書館の利点、問題点を明らかにした³⁾。

須賀千絵はコミュニティ図書館の中でも相互扶助組織によって運営されるコミュニティ図書館の運営の現状を明らかにした⁴⁾。

本研究の目的は、先行研究では扱われてこなかった社会的包摂概念の視点からコミュニティ図書館の取り組みとその意義を明らかにすることである。

2. 研究方法

文献調査、インタビュー調査を用いた。文献調査の対象は1997年1月から2019年9月までのイギリスの図書館政策、地区ごとの図書館戦略、報告書、新聞・雑誌記事、関連研究とした。インタビュー調査の対象はコミュニティ図

書館の運営責任者であり、調査期間は2019年9月16日から2019年9月23日である。

3. 社会的排除および社会的包摂概念

「社会的排除」という概念は、イギリスにおいて社会的排除対策室 (Social Exclusion Unit) によって、社会的排除が「人々もしくは地域が、失業、低熟練のスキル、低所得、粗悪な住環境、犯罪率の高さ、不健康、家庭の崩壊等の、複合的かつ相互に関係する問題によって苦しめられること」⁵⁾と定義されている。また、イギリスの図書館情報委員会 (Library and Information Commission, 以下 LIC) は社会的排除について①心理学的排除、②社会学的排除、③インフラ的排除の3領域を定義した⁶⁾。本研究では、社会的排除対策室の定義を準用すると共に、考察の枠組みとしてLICの三領域を利用する。

社会的包摂は社会的排除の対として現れてきた概念である。宮本太郎は社会的包摂を、広義に「将来的に生活困窮に陥る可能性のあるすべての市民を対象とし、就労だけでなく、広義には、家族ケア、教育、リハビリテーションなど多様な社会活動に人々を包摂していくもの」⁷⁾と定義している。本研究では社会的包摂概念について、宮本の定義を準用する。

4. イギリスにおけるコミュニティ図書館

4.1 コミュニティ図書館の背景

コミュニティ図書館が現れた背景には、公共図書館の閉館と地方分権政策という2つの流れ

が存在する。

まず、2010年以降の緊縮政策が、地方自治体の支出抑制を生み、図書館への予算にも影響し、分館の閉鎖が相次いだ。コミュニティ図書館は多くの場合、自治体が閉鎖した分館を引き継ぐことで移行が決定される⁸⁾。

地方分権は1997年ブレア政権時代より開始されており、2010年のキャメロン政権において、より強く推進された。地方分権の流れによって、公的サービスとして提供されていた図書館サービスを市民の手に委ねる動きが加速され、コミュニティ図書館の増加に繋がった。

4.2 コミュニティ図書館の定義

コミュニティ図書館に明確な定義はない。本研究では、先行研究^{9),10)}を元に、コミュニティ図書館を「ボランティアで主に構成された地域コミュニティが、継続的に図書館サービスの中核及び運営に参加するモデル」と定義する。

4.3 コミュニティ図書館の実態と社会的包摂への取り組み

本研究では計4区6館のコミュニティ図書館を選定し、各運営責任者に半構造化インタビューを行った。調査対象者と調査日時、回答館を示すIDは表1の通りである。

4.3.1 コミュニティ図書館の現況

設立の背景について、6館全てが閉鎖した公立図書館を引き継いだことで運営が開始されたと述べた。ブレント区の2館は閉鎖の際、反対運動を行い、裁判でカウンシルと争ったが、閉鎖が覆ることはなかった。

運営を引き継いだ組織は6館中2館がコミュニティ・インタレスト・カンパニー

(Community Interest Company)¹¹⁾、2館が地域慈善団体、2館が閉鎖反対運動から発展した市民グループであった。

有資格者がいる館は6館中2館であり、どちらもボランティア1人であった。

運営資金獲得方法については、カウンシルからの支援、助成金、コーヒESHOPの運営、古書の販売、寄付等が挙げられた。ただし、カウンシルからの支援を受けている3館は支援の減少や停止が行われていると回答した。

相互貸借や図書館管理システムを共有している地区はSGのみであった。また、ブレント区の2館は資料を引き継ぐことができず、現在の資料はすべて住民からの寄付であった。以上より、カウンシルの支援は十分でないと言える。

4.3.2 コミュニティ図書館における重点的サービス

コミュニティ図書館へ移管後に停止したサービスについて、「税金の支払い」「セルフサービス」「本の予約」「貸出期限の設定」が挙げられた。新しく開始したサービスには「コーヒESHOPの設置」「IT支援プログラム」「新たなイベントやグループ活動」が挙げられた。

以上より、公立図書館よりも対面でのサービスやアクティビティを重視する様子が見られる。

最も重要だと考えるサービスについては「本の貸出」「イベント」「グループ活動」「インターネット環境」が挙げられ、ここでも利用者の「参加」と「交流」が重視されていた。

また、BHは以下のように述べた。

全てが重要である。ここに来るのは異なるグループで、異なる年齢で、異なるタイプの人々であり、それぞれ興味をもつものや

表1 インタビュー対象と日時

地区名	図書館名	ID	調査対象者	日時
ベクスリー区	スレイド・グリーンコミュニティセンター&図書 (2017)	SG	Kay Burkett	19/09/16 11:18~12:43
	ブラックフェンコミュニティ図書館 (2016)	BF	Paula Weston	19/09/18 13:19~14:09
ルイシャム区	シドナムコミュニティ図書館 (2011)	SD	Christine Masters	19/09/19 16:00~16:46
ブレント区	ブレストンコミュニティ図書館 (2012)	PR	Charles Rudd	19/09/20 14:17~14:59
	バーハムコミュニティ図書館 (2016)	BH	Paul Lorber	19/09/21 14:33~15:17
カムデン区	ベルサイズコミュニティ図書館 (2012)	BS	Maria Colucci	19/09/23 12:20~12:50

必要とするサービスが異なる。

BH の発言は社会的包摂の中心となる考え方である。

4.3.3 ボランティアへの影響

ボランティアとしての活動と就労に関する事例として以下を得た。

SG: 以前、学習障害を持つ住人がボランティアに参加した。彼の求職の際、図書館からレファレンスを行った。運営責任者も子育てを終えたあと図書館ボランティアを始め、その後館長として勤めるようになった経験を持つ。

BF: 精神疾患のある住民が図書館でのボランティア活動を通して他者と話したりできるようになった。このように私たちは人々が働くための準備を手伝うことができるが、まだプログラムとして設置はしていない。

SD: ボランティア活動を通して自信やコンピュータスキル、コミュニケーションスキルを身に着けることができる。履歴書の修正や面接の練習、レファレンスも行う。ここ2年半で9人の人々が図書館でのボランティアを経て就職した。また、運営責任者もボランティア活動を経て館長を務めている。

BH: ボランティアには、希望者に対して目的を聞くことにしている。就労の経験を必要としている人、単に参加と貢献をしたい人等がいる。目的に合わせて役割を与える。

BS: 障害のある若い人が仕事の経験を得られるようなプログラムを実施している。

イギリスではボランティアとしての勤務は履歴書に記載できる就労経験として認められており、SG 及び SD の運営責任者は実際に就労証明を行ったことがあると述べた。以上より、コミュニティ図書館の運営は、利用者だけでなくボランティアの社会的包摂にも影響している。

4.3.4 運営者の社会的包摂に対する認識

社会的排除、包摂の概念については6館全てが「知っている」と回答した。また、具体的な認識について、以下の回答を得た。

SG: 高齢者へのデジタル・インクルージョンが重要である。コンピュータの使い方がわからない高齢者を支援することは社会的包摂にお

いて大きな力となる。また、SG は全ての人々を差別せず、平等に受け入れ、全ての人々が同じサービスを受けることを目指している。

BF: 主な問題は孤立である。高齢者が多く、郊外で、就労先も不足している。子どものいる母親も家にいることになる。BF の重要な役割はコミュニティを創造し、地域住民が集まり、友人や支援を受ける人間関係を作る場所を創造することである。

SD: 図書館は他にはない交流の場である。多様なグループに所属する人や多様な国籍の人が来る。また図書館には会話の相手がいる。図書館ではすべての人々が平等であり、貧富やエスニシティは問題ではない。

PR: 全ての人々を受け入れるというポリシーを持っている。国籍、肌の色、エスニシティなどで差別することはない。

BH: 全ての人を受け入れる。様々な人々がBHのサービスや施設から利益を受けることが目標である。BH は開かれた場所であることが役割であり、人々が快適さと安全性を感じ、歓迎され、尊重され、支援を受けられる。また、人々は本を読み、出会うことで異なるバックグラウンドを知ることができる。

BS: 特にコミュニティの排除された人々に焦点を当てている。BSは社会的に排除された人々に向けてサービスを提供することを重視している。なぜなら、彼らが最も図書館を必要としているからである。

以上より、コミュニティ図書館の運営責任者は社会的排除に対して必要な知識を保有し、適切なアプローチをとっていた。また、図書館での交流が社会的包摂に有効であると考えている点もコミュニティ図書館に共通していた。

5. 考察

5.1 コミュニティ図書館と心理学的排除

コミュニティ図書館は個人が疎外感や低い自己肯定感から排除を受ける「心理学的排除」について、他者との会話を行う場を提供することで、地域住民の疎外感を改善している。また、ボランティア活動の機会を提供することで、自己肯定感やコミュニケーション能力、コンピュータスキルの向上に貢献している。例えば精神疾患を持つ住民が、ボランティア活動を通して

自己肯定感が向上した事例が報告されている。

5.2 コミュニティ図書館と社会的排除

コミュニティ図書館は、社会的なグループやつながりの不足、自身の雇用・経済状況から排除を受ける「社会的排除」について、図書館内での交流機会を提供する取り組みを主に行っている。コミュニティ図書館はグループ活動、イベント、ボランティア活動を通して住民を結びつけると共に、人々が交流するコミュニティスペースとして機能している。また、コミュニティ図書館でのボランティア活動によって向上したスキルや就労経験が求職に役立った事例もあり、経済状況等による排除も改善している。以上のように、コミュニティ図書館ではボランティアが社会的包摂の対象として運営者責任者に強く意識され、取り組まれている。

また、4.3.3の各館の発言から、社会的包摂において中核的な「全ての人を受け入れる」「異なる背景を持つ人には異なる支援が必要」という視点が、公立図書館だけでなくコミュニティ図書館にも浸透していることが明らかとなった。

5.3 コミュニティ図書館とインフラ的排除

コミュニティ図書館の主な目的は「その地域の閉館が決まった図書館を存続させること」である。サービスや情報資源へのアクセスが制限されることによっておこる「インフラ的排除」について、コミュニティ図書館は当該地域の住民の図書館設備及び情報へのアクセスを保障しインフラ的排除を改善している。

6. 今後の課題

本研究では社会的包摂において中核となる視点をコミュニティ図書館が有しており、図書館という場を維持・運営することで社会的包摂に貢献している現状が明らかになった。今後は調査対象を拡大すると共に、利用者への聞き取り調査を行い、コミュニティ図書館における社会的包摂への取り組みについてより詳細な実態を明らかにしたい。また、運営資金やボランティア数に関する長期的な調査を通して、コミュニティ図書館の持続可能性を検討する必要がある。

注・引用・参考文献

- 1) Arts Council England; Local Government Authority; Locality. “Part A An overview: the national picture”. *Learning from experience: guiding principles for local authorities*, 2013, p.7.
https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20160204161829/http://www.artscouncil.org.uk/media/uploads/pdf/Community_libraries_research_2013_guiding_principles.pdf, (参照 2020-04-27)
- 2) 英国文化・メディア・スポーツ省『将来に向けての基本的考え方：今後10年の図書館・学習・情報』[*Framework for the Future: Libraries, Learning and Information in the Next Decade*]永田治樹ほか訳、日本図書館協会、2005。(原著は2003)
- 3) Goulding, Anne. “The Big Society and English public libraries: where are we now?”, *New Library World*, 2013, vol. 114, no.11/12, p.478-493.
- 4) 須賀千絵「英国における相互扶助組織による公共図書館運営にみられるガバナンスの変容」『専修人文論集』vol. 99, 2016, p. 207-229.
- 5) Office of the Deputy Prime Minister. “What is social exclusion?”, *The Social Exclusion Unit*, ODPM Publications, 2004, p.2.
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/cabinetoffice/social_exclusion_task_force/assets/publications_1997_to_2006/seu_leaflet.pdf, (参照 2020-04-27).
- 6) Library and Information Commission. *Libraries: The Essence of Inclusion*, 2000,
https://web.archive.org/web/20051103124905/http://www.mla.gov.uk/information/legacy/lic_pubs/policyreports/inclusion.html, (参照 2020-04-28).
- 7) 宮本太郎「社会的包摂をめぐる政治対抗」『社会的包摂の政治学：自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房、2013, p. 6.
- 8) Forbes, Deborah; Findlay-King, Lindsay; Nichols, Geoff. “From public to volunteer library provision in the UK: Lesson to be learnt – one size does not fit all”, *Voluntary Sector Review*, vol. 8, no. 3, 2017, p. 343-353.
- 9) 前掲 1), p.7.
- 10) 前掲 3) p.485
- 11) コミュニティ・インタレスト・カンパニーは利益を地域に再投資する社会的企業 (Social Enterprise) である。

北欧の公共図書館におけるイベント ～ダイクマン図書館を対象とした事例分析～

五十嵐 智哉[†] 橋本 ひとみ[†] 河本 毬馨[†] 小泉 公乃[†]
[†] 筑波大学

igarashi@klis.tsukuba.ac.jp

抄録

本研究の目的は、先進的な公共図書館においてどのようなイベントが実施されているのかを包括的に解明することである。ノルウェーの首都オスロの公共図書館であるダイクマン図書館を対象に、2019年8月13日から2020年2月10日（収集に誤りのあった10日間は除く）にWebページに掲載されたイベント2,842件のデータ分析を行った。その結果、公共図書館は現代においても、伝統的な役割である社会的な格差を解消するという役割は担ったまま、市民の中心となるような新しい役割へとその役割を拡張していることが明らかとなった。

1. 研究背景

21世紀の社会におけるデジタル化やグローバル化の急速な発展を背景に、公共図書館は地域コミュニティにおける新しい役割を期待されてきた。それに応えるため、北欧諸国をはじめ世界各国の先進的な公共図書館では、毎年多様なかつ多数のイベントが開催されている。

イベントの多様化に伴い、これまで様々な研究者がそれらのイベントが果たす役割を調査してきた。例えば、Hedemark と Lindberg¹⁾や Lopatovska^ら²⁾などはリテラシー能力を発達させるための学習プログラムについて研究している。他にも健康情報の活用支援プログラム³⁾、会話プログラム⁴⁾、読書クラブ⁵⁾など様々なイベントについて調査が行われている。これらはある特定のイベントに焦点を当てた研究であるといえる。そのほかに、イベントの参加者グループに焦点を当てた研究として、移民⁶⁾や障がいのある子ども⁸⁾に関する研究なども実施されてきた。

以上のように公共図書館で実施されているイベントやその参加者グループを単体で取り上げて分析している研究はみられるものの、公共図書館のイベントの全体像を包括的に捉えた研究はほとんど見られない。また、図書館の現場においても一般に分館ごとに担当者がイベントを検討していることから、その全体像を把握している者はいない状況である。

そのような中、数少ない包括的な研究に、

Mathiasson と Jochumsen⁹⁾のものがある。彼らは、デンマークの公共図書館が管理しているFacebookに掲載されたイベント情報を対象に分析しているが、その目的はFacebookを対象とした分析手法の確立とページ内容の分析であることから、どのような種類のイベントがどのくらい行われているのかなどといったイベント内容の実態に関する分析は不十分となっている。また、Facebookに掲載されずに、図書館で開催されているイベントも多く存在する。

2. 研究目的

本研究の目的は、北欧の先進的な公共図書館において、どのようなイベントが実施されているのかを包括的に明らかにすることである。この研究を行うことで、これまで現場の図書館員でさえ把握することのできていなかった、先進的な図書館のイベント開催に関する基礎的データの提供に貢献できる。

3. 研究手法

3.1. 研究対象館

研究対象として、先進的な北欧諸国の公共図書館のなかでも、特に多様なイベントを活発に行っている、ダイクマン図書館を選定した。ダイクマン図書館は、1785年に開館した、ノルウェーの首都オスロの公共図書館である。その基礎的なデータは表1に示す¹⁰⁾。また、2020年度に新中央図書館が開館予定である。

北欧の公共図書館は類似したイベントを行っており、ダイクマン図書館の分析は北欧の公共図書館で開催されているイベントの実態の解明につながる。

表 1 ダイクマン図書館の基本情報

項目	値 (単位)
分館数	21 (館)
蔵書数	約 110 万 (点)
職員数	約 280 (人)
来館者数	約 8,000 (人/日)

3.2. データ収集と分析

開催されたイベントのデータとして、ダイクマン図書館の Web ページに掲載されたイベント開催情報を収集した。収集した期間は、2019年8月13日から2020年2月10日である。ただし、期間中の10日(8/21, 9/4, 8, 9, 17, 21, 10/8, 22, 1/7, 9)は収集に誤りがあったため、対象とはしていない。対象となったイベントの件数は2,842件である。なお、収集したデータ項目は、各イベントの、(1)イベント名称、(2)開催日、(3)開催する館、(4)カテゴリ、(5)参加費、(6)企画団体、(7)イベント説明のデータである。

収集したイベントのデータは、ノルウェー語である。分析の際には、必要な情報を、適宜 Google 翻訳を用いて英語に翻訳した。事前にノルウェーのオスロ・メトロポリタン大学の研究者にその精度の確認を行ったが、9割程度は正確であり、残り1割も些細なニュアンスの誤りのみだった。明らかな誤りはないとされたことから、翻訳による影響は非常に小さいといえる。また、意味が通らない場合においては、別途、

ノルウェー語の辞書を引いて確認を行った。

本研究では、収集したデータからどのような種類のイベントが行われているかを明らかにするため、ダイクマン図書館により作成されたカテゴリを参考に、著者らによってイベントの内容に注目してカテゴリ分け及び集計を行った。

4. 結果と考察

収集したイベントを分類した結果、14のカテゴリに分類することができた(表2)。

4.1. 学習と講座

最も行われたイベントが多いカテゴリは、「学習と講座」であった。このカテゴリは市民の学習のためのイベントを示す。なかでも最も開催回数が多かったイベントは言語カフェであった。言語カフェは主に移民を対象とした、ノルウェー語を母国語としない市民が母語話者と会話する場である。基礎的なノルウェー語を用いてお茶をしながら気軽に日常会話をすることで、ノルウェー語を学習することができる。オスロには移民が多いため、図書館は言語能力の獲得を支援することで移民が少しでも早く社会に受け入れられるように注力していることがわかる。

次に多く行われていたイベントは、宿題支援であった。宿題支援は、主に小中学生に対し、学校の宿題の補助を行う活動である。様々な事情により、両親が子どもの宿題をみられない家庭も多い。そのような子どもたちの宿題をボランティアがみることによって、図書館は子どもの学習を促すとともに学習環境による格差を縮めることを試みているといえる。

表 2 ダイクマン図書館におけるイベントの分類

カテゴリ名	定義	例	件数
学習と講座	学習のためのイベント	言語カフェ、宿題支援、プログラミング講習	603
創造的ワークショップ	創造性を育むイベントやワークショップ	裁縫ワークショップ、3Dプリンタの使用、動画制作	450
社会的な出会いの場	市民同士の新たな出会いを提供するイベント	チェス、テレビゲーム、クイズ大会	402
文化理解とストーリーテリング	児童向けの読書や文化活動を普及するイベント	ストーリーテリング、幼児向け合唱会	309
手助けと情報提供	社会生活において必要性が高い技能取得や情報入手の補助	PCの使い方の補助、求人や就職情報の提供、金融関係の助言	272
議論と討論	社会課題をテーマとした議論やディベート	環境保護、民主主義社会、女性の政治参加	223
映画	映画の上映会	上映会	191
読書サークル	図書を中心とした多人数で関わるイベント	読書会、読書クラブ	89
演劇	演劇を鑑賞するイベント	観劇、人形劇	83
フェスティバル	特別なイベント	開館/閉館イベント、発表会、会議、著名人の講演	69
料理	料理	料理体験	40
音楽とコンサート	音楽に関連するイベント	コンサート	35
展示	展示イベント	展示	2
その他	その他	図書館の利用ガイド、特別開館時間	74
合計			2,842

また、大人を対象とした学習のイベントとして、現代において重要性の高い、基礎的なプログラミング講座が開催されていた。他にも大学生による専門分野の入門講座も開催されていた。このように独学では難しい内容を、学習できる機会を市民に平等に提供しているのである。

4.2. 創造的ワークショップ

実施回数が次に多いカテゴリは、「創造的ワークショップ」であった。このカテゴリは、実際に何かを体験することで参加者の創造性が育まれるイベントを示す。このなかで最も開催回数が多いものは、裁縫に関連するイベントであり、ファッションアイテムを自分で作成するイベントなどはその代表例として挙げられる。

また、写真や動画の制作も同カテゴリの主要なイベントである。図書館には、VR 設備や4Kカメラ、編集ソフトが使用できる PC などが設置されており、それらを用いて作品を制作する。

このカテゴリでは、ミシンや動画制作のための設備、3D プリンターなど、一般的な家庭にはない機器を図書館に設置し、活用することで市民の創造性を育てているといえる。このことは、最新の機器も用いた様々な体験の機会を市民に平等に提供することにもつながっている。

4.3. 社会的な出会いの場

「社会的な出会いの場」のカテゴリは、市民同士の社会的な新しい出会いを創出するイベントを示す。このカテゴリの代表的なイベントには、チェスをはじめとしたボードゲームや Nintendo Switch といったテレビゲームを一緒にすることである。このイベントを通して、市民同士の新しい出会いやつながりを創出している。副次的には、ゲームを購入できない子どもにとってはゲームのリテラシーの獲得機会にもなる。

このカテゴリのイベントは、ゲームやクイズなど、娯楽的な要素を含んでいるイベントが多い。それにより、普段は図書館をあまり利用していない市民にも参加を促している。このように図書館は、多様な市民の参加を促すことで、普段は関わりの少ない人同士が結びつく機会を提供し、市民が新たなつながりを創出することを目指していると考えられる。

4.4. 文化理解とストーリーテリング

「文化理解とストーリーテリング」のカテゴリ

りは、主に児童やその家族を対象とし、読書や文化活動を普及するイベントを示す。具体的には、ストーリーテリングや、童謡を参加者に教え、合唱するイベントが開催されていた。読書や文化活動の普及は公共図書館が伝統的に行ってきた活動であり、現代においてもその活動が着実に行われているといえる。

4.5. 手助けと情報提供

「手助けと情報提供」のカテゴリは、社会生活において必要性が高い技能の取得や情報入手を補助するイベントを示す。たとえば、PC やスマートフォンの使い方をボランティアが教えるイベントが挙げられる。

その他の特徴的なイベントとして、求職中の市民に対する就職支援がある。このイベントでは、キャリアセンターと協力し、応募書類の書き方、履歴書の作成、面接対策などを行っている。また、金融アドバイザーと協力して、金融相談のイベントも行っている。このように図書館は、外部の機関や個人とも協力し、必要な情報が市民に届くように注力している。

このカテゴリのイベントを通し、図書館はツール的基础的な使用方法や情報の量による格差をなくすことを試みているといえる。

4.6. 議論と討論

「議論と討論」のカテゴリは、社会的な課題をテーマとして、市民が議論を行うイベントを示す。実際に行われたテーマとして、環境保護や女性の政治参加に関するものがあげられる。なかでも特徴的なイベントとして、選挙の候補者による討論会も行われていた。また、対象機関において同様のテーマで議論や討論が行われていることはほとんどなく、多様なテーマでこのイベントを行っていることがわかる。

図書館は、社会や地域における重要性が高い多様なテーマで議論する場を提供することで、その課題に対する市民の関心を高め、市民が自ら考える場を提供し、民主主義を醸成していると考えられる。

4.7. その他のカテゴリ

その他のカテゴリは、映画の上映会や読書サークルなど、公共図書館が伝統的に行ってきた文化活動を基礎とするイベントが中心だった。その中でも、特徴的なカテゴリには、「料理」が

あった。このカテゴリの代表的なイベントは移民や貧困層が多い地域の子どもの対象とした分館で行われており、子どもがノルウェーの料理を学ぶとともに栄養を得られるようにしている。それだけでなく、参加者同士で共に料理をすることで子ども同士ひいては地域の関係づくりにもつながっている。

5. 結論

ダイクマン図書館では、多様なイベントが日々開催されていた。多くのイベントでは市民に対し、学習の機会や多様な経験の機会、多様な情報を提供していた。これらのイベントを通し、利用者に平等に機会を提供することで、環境による格差をなくすことを試みているといえる。北欧の図書館は、その活動により社会的な分断の解消を図っていることが指摘されてきたが¹¹⁾、実際に行われたイベントという観点からみても、社会的な分断の解消のための活動を積極的に行っていた。公共図書館は伝統的に、知る権利の保障など、利用者に情報提供することで情報量による格差を解消し、市民の平等を担保してきた。つまり、現代の先進的な図書館のイベントにおいては、図書を中心とした情報のみではなくなっているものの、社会的な格差を解消し、市民の平等性を担保するという公共図書館の伝統的な理念は変化していないといえる。

その一方で、市民に対する社会的な出会いの場や議論の場の提供といった、図書館の物理的な場を活用して市民同士のつながりを創出するイベントも積極的に行われていた。

これらのことから、現代の公共図書館は、情報を基礎に社会的な格差を解消するという伝統的な役割は担ったまま、市民同士のつながりや議論の場など、地域コミュニティの中心となる新しい役割を拡張しているといえる。

6. 今後の分析

引き続き、ダイクマン図書館において開催されたイベントのデータを収集し、対象館と対象期間を増やす。さらに、イベントの分析の結果を基に、図書館員に対し、イベントの目的や企画運営について、参加者の反応などを尋ねるインタビュー調査を行い、イベントの内容をより

詳細に明らかにすることを計画している。

注・引用文献

- 1) Hedemark, Åse; and Lindberg, Jenny. “Babies, Bodies, and Books—Librarians’ Work for Early Literacy,” *Library Trends*, vol. 66, no. 4, 2018, p. 422-441.
- 2) Lopatovska, Irene *et al.* “Not just a pretty picture part two: testing a visual literacy program for young children,” *Journal of Documentation*, vol. 74, no. 3, 2018, p. 588-607.
- 3) Luo, Lili. “Health information programming in public libraries: a content analysis,” *Public Library Quarterly*, vol. 37, no. 3, 2018, p. 233-247.
- 4) Johnston, Jamie. “The use of conversation-based programming in public libraries to support integration in increasingly multiethnic societies,” *Journal of Librarianship and Information Science*, vol. 50, no. 2, 2018, p. 130-140.
- 5) Luyt, Brendan *et al.* “Public Library Reading Clubs and Singapore’s Elderly,” *Libri*, vol. 61, no. 3, 2011, p. 205-210.
- 6) Johnston, Jamie; and Audunson, Ragnar. “Supporting Immigrants’ Political Integration through Discussion and Debate in Public Libraries,” *Journal of Librarianship and Information Science*, vol. 51, no. 1, 2019, p. 228-242.
- 7) Vårheim, Andreas. “Gracious space: Library programming strategies towards immigrants as tools in the creation of social capital,” *Library & Information Science Research*, vol. 33, no. 1, 2011, p. 12-18.
- 8) Adkins, Denice; and Bushman, Bobbie. “A Special Needs Approach: A Study of How Libraries Can Start Programs for Children with Disabilities,” *Children & Libraries*, vol. 13, no. 3, 2015, p. 28-33.
- 9) Mathiasson, Mia H.; and Jochumsen, Henrik. “Researching public library programs through Facebook events: a new research approach,” *Journal of Documentation*, vol. 75, no. 4, 2019, p. 857-875.
- 10) Deichman. “Om oss,” <https://deichman.no/om-oss>, (accessed 2020-05-03). を参考とした。
- 11) 前掲6)

デンマーク・オーフス市における複合図書館の理念と実態： 施設・職員に着目したフィールドワークを中心に

中井ともこ

筑波大学大学院 人間総合科学学術院 人間総合科学研究群
s2030513@s.tsukuba.ac.jp

本研究の目的は、デンマークにおける複合図書館の理念と実態を解明することである。オーフス市における観察及びインタビュー調査を通じて、施設実態及び職員の認識を分析した。その結果、複合図書館の実態には、全ての住民に対する図書館サービスの保障、学校図書館としての専門性の保持、学校図書館と公共図書館の連携といった、デンマークの学校図書館及び公共図書館が築いてきた政策理念が反映されていることが明らかになった。

1. はじめに

1.1 研究目的

近年、公共機関の効率的な運営が求められる中で、デンマークにおいては公共図書館の複合施設化の形態として、学校図書館と空間を共有した複合図書館 (Integrede Biblioteker) の設置が複数確認されている²⁾。デンマークにおける学校内への公共図書館の併設は、今後重要課題となる日本における図書館併設事例の先行例となるが、デンマークの複合図書館に関する具体的な研究は存在しない。デンマークの複合図書館を研究することで、今後の日本の公共図書館運営に示唆を与えることが可能である。本研究の目的は、国内で最も多くの複合図書館が設置されているオーフス市 (Aarhus) の調査に基づき、デンマークにおける複合図書館の理念と実態を解明することである。

1.2 研究方法・研究対象

本研究では、2019年3月12日から3月16日まで、デンマーク・オーフス市におけるフィールドワークを実施した。訪問調査では実際にオーフス市の複合図書館を訪れ、館内の状況や施設の実態、利用者の行動を観察した。さらに、

複合図書館統括者及び職員計5名に対し、インタビュー調査を実施した。インタビュー調査対象者の基本情報は表1の通りである。

2. 調査結果

2.1 複合図書館の施設実態調査

2.1.1 バウネホイ図書館 (Bavnehøj Bibliotek)

バウネホイ図書館は、バウネホイ学校 (Bavnehøj Skole) の中にある複合図書館である。住民は建物正面の入り口から図書館に入館する。児童生徒は、校舎内の廊下から図書館に入館することが可能である。図1、図2はバウネホイ図書館の1階及び2階の館内図である。バウネホイ図書館は1階部分が児童生徒向け、2階部分が成人向けのスペースになっている。

1階部分では図書館の職員が勤務している事務室が確認できる。バウネホイ図書館にはカウンターが設置されていないため、利用者は必要に応じて事務室の職員に話しかける。入り口付近には自動貸出機が設置されている。図書館1階の窓側に設置された長テーブルは、児童生徒が友達同士で課題をしたり、住民が会話をしたりする場となっている。このテーブルは、バウネホイ図書館が地域のコミュニティセン

表1 インタビュー調査対象者の基本情報

名前	役職	インタビュー日時	インタビュー場所
ギリング (Susanne Gilling)	オーフス市図書館 サービス責任者	2019年3月15日 10時-11時	ヴィビュー図書館 の事務室
T.ハンスン (Lisbeth Thue Hansen)	学習コンサルタント	2019年3月12日 10時-11時	学校ラーニング センターの図書室
ホベ (Louise Hoppe Rasmussen)	オーフス市図書館 アシスタント ※司書資格は未取得	2019年3月13日 10時-12時	バウネホイ図書館の 会議室
パッソ (Charlotte Papsø)	図書館担当教員 ※司書資格及び 司書教諭資格は未取得	2019年3月14日 10時-11時	トリーイェ・ コンビ図書館の 閲覧室
L.ハンスン (Lone Hansen)	オーフス市図書館 ボランティア	2019年3月16日 10時-11時	セーブロー図書館の カウンター

ターとしての役割を果たすために設置された。1階の書架には児童生徒向けの図書が配架されている。対象年齢ごとに分類されており、児童生徒が自分に合った図書を見つけ出しやすくする工夫が凝らされている。また1階に設置されている絵本コーナーでは、書架と椅子が一体化しているため、好みの図書を手に取り、椅子部分に座って読書をする児童生徒の姿が見られる。図書館の2階部分には成人向けの図書が配架されている。

このように、バウネホイ図書館では児童生徒がくつろぎの空間として図書館を利用できるような工夫が凝らされている。一方で、コミュニティセンターとしての長テーブルの設置など、住民の利用にも配慮した図書館が目指されている。

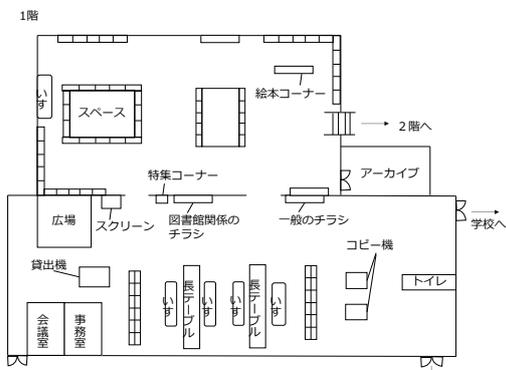


図1 バウネホイ図書館の館内図 (1階)

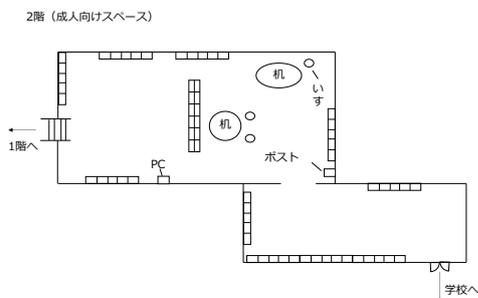


図2 バウネホイ図書館の館内図 (2階)

2.1.2 セーブロー図書館 (Sabro Bibliotek)

セーブロー図書館は、セーブロー学校 (Sabro Korsvejskolen) の中に設置された複合図書館である。セーブロー図書館の建物は校舎と一体になっており、校舎の入り口は職員の持つ鍵を使用しなければ開けることができない。図3は図書館の館内図である。

セーブロー図書館には絵本コーナーが設けられている。休日には、小さい子どもを連れて親子が来館し、絵本コーナーで読み聞かせをする姿が見られた。また、児童生徒向け書架では

図書がシリーズごとに分けて箱に収納され、表紙のデザインを見せる工夫が凝らされていた。地域の住民は図書を自動貸出機で借りた後、カウンターにいるボランティアに話しかけ、会話を楽しんでいた。セーブロー図書館ではボランティアの配置によって住民の利用時間が確保されていた。

このように、セーブロー図書館では児童生徒対象の図書が多く、その配架法にも児童生徒の利用に合わせた工夫が見られる。一方で、ボランティアによる開館時間の確保により、図書館は地域コミュニティの場として機能している。

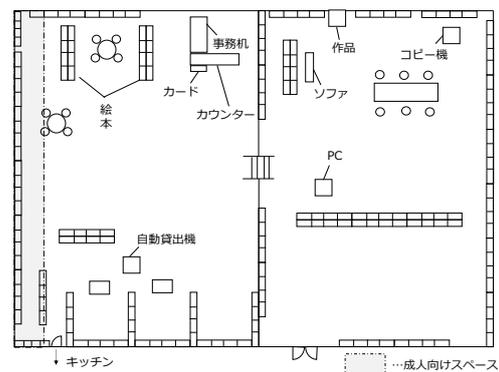


図3 セーブロー図書館の館内図

2.1.3 トリーエ・コンビ図書館 (Trige Kombi-bibliotek)

トリーエ・コンビ図書館は、バゲゴー学校 (Bakkegårds skolen) の中にある複合図書館である。住民は建物正面の入り口から図書館に入館する。児童生徒は、校舎内の廊下から図書館に入館することが可能である。図4は、トリーエ・コンビ図書館の館内図である。

カウンター付近には自動貸出機が設置されている。住民の多くは、図書館に長時間滞在することはなく、オンライン上で予約した図書を予約棚から取り出し、自動貸出機を使って借りていた。また、児童生徒向けの書架では、図書は対象年齢ごとに分類されている。館内には教員向けコーナーが設けられている。教員はここに所蔵されている教材を手に取り、授業で使う予定の教材を印刷する。なお、館内に設置された児童生徒用の多目的室では、住民の使用は許可されていない。多目的室は、主にクラブ活動などで使用される。このように、トリーエ・コンビ図書館では児童生徒、教員、住民それぞれ

れに向けた資料や設備の配置が確認された。

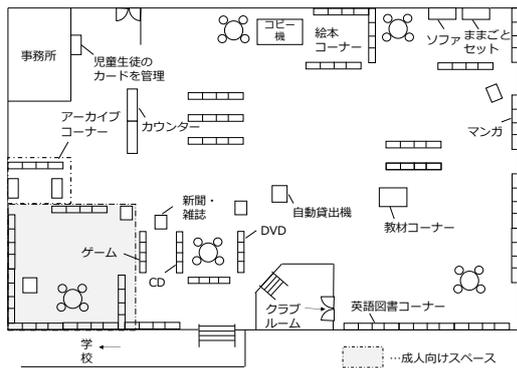


図4 トリーエ・コンビ図書館の館内図

2.2 複合図書館に関わる職員を対象としたインタビュー調査

2.2.1 オーフス市図書館サービス責任者

オーフス市の図書館サービス責任者 (Leder af Biblioteksservice) を務めるギリング氏 (Susanne Gilling) に対しインタビュー調査を行った。

ギリング氏によると、年に2回ほど複合図書館を設置する国民学校の校長と話し合い、複合図書館の予算や方針について議論を行っている。

複合図書館のメリットとして、以下の3点が挙げられた。第1に、公共図書館未設置地域に暮らす住民が容易に図書館サービスを受けられる点である。多くの複合図書館では、職員のいない時間でも入館することができるオープン・ライブラリー (Åbne Biblioteker) が導入されているため、住民は任意の時間に図書館を利用することができる³⁾。第2に、学校と図書館の柔軟な協力が可能になる点である。図書館と学校が協力してイベントなどを企画する際に、両者の迅速な意見交換が可能となる。第3に、児童生徒が図書館を身近なものとして実感できる点である。図書や公共図書館職員と接する環境が学校内に確保されていることで、生涯教育の中核となる図書館に対し、児童生徒が就学期から親しみを感じることができる。

一方で、複合図書館の問題点についても3点が挙げられた。すなわち、住民が学校へ入ることに対し抵抗感をもつ場合がある点、図書館への入り口の特定が困難である点、学校内の騒音により住民が図書館利用をためらう恐れがある点である。以上を踏まえ、今後の複合図書館政策についてオーフス市図書館サービス責任者は、問題点の克服を検討するとともに、学校図書館を管理する学校長と公共図書館を管理

する図書館サービス責任者が密接な協力関係を築くことが重要であると主張した。

2.2.2 オーフス市学校ラーニングセンター・学習コンサルタント

オーフス市の学校図書館を統括する学校ラーニングセンター (Center for Læring) で学習コンサルタント (Læringskonsulent) を務める T.ハンスン氏 (Lisbeth Thue Hansen) に対しインタビュー調査を行った。

T.ハンスン氏は、学校図書館と公共図書館の役割の違いを明確に区別した。学校図書館は専門職員の適切な指導により児童生徒に読書教育を行う場、及び教員に対して教育支援を提供する場であると T.ハンスン氏は指摘した。学校ラーニングセンターは報告書『オーフス市の学校図書館：現在と未来 (Skolebibliotekerne i Århus: nu - og i morgen)』においても、学校図書館は児童生徒の教育及び教員の支援において中核的な役割を果たすと述べている⁴⁾。学校教育を目的とした学校図書館と、私的利用のための公共図書館では役割が異なるため、両者の機能が融合することで学校図書館としての役割が弱体化することを T.ハンスン氏は危惧していた。T.ハンスン氏は、今後も児童生徒を教育する場、及び教員に教育支援を行う場としての学校図書館の機能を維持することの重要性を強調した。

2.2.3 複合図書館の職員

(1) 業務内容

バウネホイ図書館で公共図書館職員として勤めるホベ氏は、住民から援助を要求されることはないことを述べた。バウネホイ図書館に蔵書が少ないことを住民は理解しているため、予めオンラインで図書を予約し、セルフサービスでその図書を受け取る。一方で、児童生徒に対しては、読書案内や学習支援を行う。また、ホベ氏は日頃から、図書館担当教員との意見交換に努めている。

セーブロー図書館では、週2日、地域のボランティアが図書館を開館している。このボランティアは、「ライブラリー・フレンド」という団体の活動の一環である。ライブラリー・フレンドは年に5、6回会議を開き、セーブロー図書館の運営や選書について話し合う。この会議には、可能な限り公共図書館職員も参加し、意見交換を行う。オーフス市における他の複合図書館と異なり、セーブロー図書館では職員不在時間にも図書館を開放するオープン・ライブラ

リーを導入していない。職員のいない日時は住民が図書館に入館することができないため、住民の利用時間を確保するためにボランティアが支援を行っている。

トリーエ・コンビ図書館で図書館担当教員として勤めるパッソ氏は、複合図書館で毎日1、2時間勤務している。また週1回、公共図書館職員との会議を開いている。

(2) 複合図書館に対する職員の認識

バウネホイ図書館のホベ氏は、複合図書館の利点として、学校との連携が容易である点や、郊外における住民がオーフス市全体にある図書館を予約することができる点が挙げた。しかし、職員の労働環境には大きな問題が生じている。現状では、図書館担当教員と公共図書館職員が複合図書館で勤務する時間は限られている。さらに、図書館担当教員の多くは教員としても働いているため、教員及び図書館担当教員としての膨大な仕事を抱えている。従って、複合図書館の設置が推進されるのであれば、労働環境の改善が必要となる。

セーブロー図書館のL.ハンスン氏は、複合図書館は住民と児童生徒の双方にとって利点があると述べた。セーブロー図書館の設置によって、住民は都市部の図書館に赴かなくても、最寄りの分館でデンマーク全体の図書館を予約することができる。また、公共図書館と一体となった複合図書館は、一般の学校図書館よりも予算が潤沢であるため、児童生徒向けの図書館を豊富に所蔵することが可能である。

トリーエ・コンビ図書館のパッソ氏は複合図書館での勤務に大きなやりがいを感じている。教員でもあるパッソ氏の主なサービス対象は児童生徒だが、図書館に来館する住民の対応も担う。様々な人と接すること、及び公共図書館職員とともに勤務することが刺激的であると述べた。

3. 考察

以上の調査結果を踏まえ、複合図書館の理念と実態について、以下の点を結論が明らかになった。1点目は、「地域住民全てに対する図書館サービスの保障」である。デンマークでは2000年代以降、郊外にある分館を中心に公共図書館の閉館が相次ぎ、図書館サービスの地域格差を解消することが課題であった⁵⁾。そうした中、職員は共通して複合図書館における情報アクセスの保障を重要視していることが、インタビュー調査で明らかになった。2点目は、「学

校図書館としての専門性の保持」である。学校ラーニングセンターの報告書では、学校図書館が学校教育の中核的な役割を果たしていることが示された。インタビュー調査を通し、複合図書館においても学校教育のための学校図書館の専門性の保持が目指されていることが明らかになった。3点目は、「学校図書館と公共図書館の連携の強化」である。デンマークでは、法律に基づいて学校図書館と公共図書館の連携が義務付けられている。両者が融合する複合図書館では、職員同士の協力が常に意識されていることがインタビュー調査で明らかになった。以上の3点には、網羅的なネットワーク・専門性の確立・館種間の連携といったデンマークの公共図書館及び学校図書館が築いてきた政策理念の特徴が集約されている。

また観察及びインタビュー調査から導出された複合図書館の実態として、デンマークにおける図書館ネットワークを確保することに寄与している点、学校図書館としての空間的特徴を有している点、職員同士が協力関係の強化に努めている点を結論とする。これらの実態には上記に挙げた3点の特徴が反映されている。しかし、本調査を通じて職員の労働環境など複合図書館の課題も明らかになった。

引用文献

- 1) Kann-Christensen, Nanna. "National Strategies for Public Library Development: Comparing Danish and Swedish models for project funding," *Nordisk Kulturpolitisk Tidsskrift*. no.1/2, vol. 14, 2011, p. 33-50.
- 2) Kommunernes Forening for Pædagogiske Læringscentre. "Integrede biblioteker med lokalefællesskab." <https://www.kfplc.dk/nyheder/integrerede-biblioteker>, (accessed 2020-04-30).
- 3) Poulsen, Ann et al. *Folkebiblioteker I tal 2015*, Slots- og Kulturstyrelsen, 2016, p. 39. <https://slks.dk/services/publikationer/folkebiblioteker-i-tal-2015/>, (accessed 2020-04-30).
- 4) Et Pædagogisk Læringscenter. *Skolebibliotekerne i Århus: nu - og i morgen*, 2012, p. 5-8. <https://docplayer.dk/2233696-Skolebibliotekerne-i-aarhus-nu-og-i-morgen.html>, (accessed 2020-04-30)
- 5) Statistics Denmark. "BIB2B: Public Libraries by Region and Activity." <https://www.statbank.dk/BIB2B>, (accessed 2020-04-30).

【抄録】

本研究では、文脈から単語の意味を推定し分散表現を生成するアルゴリズムである Word2Vec や、文書集合中の潜在的なトピックを推定する LDA に基づいて算出された単語の特徴ベクトルを活用し、文書クラスタリングの性能向上を試みる。具体的には、各手法で求められた特徴ベクトルを使って各文書を重み付き CBOW として表現し、それに対してクラスタリングを行った。評価実験の結果、短いテキスト、長いテキストの両方で Word2Vec を利用した文書クラスタリングが良好であった。

1. はじめに

文書クラスタリング (document clustering) とは、ある文書集合が与えられたとき、それを内容的に類似した文書のいくつかのまとまり (クラスター) に分けることにより、文書集合中でどのようなトピックが議論されているかを明確にするための技術である。数多くの電子化された文書が生成されるようになった今日、この種の技術はますます重要になっている。

通常、文書クラスタリングの際には、文書内に出現する語を基に文書間の類似度を算出する。この際、情報検索と同様に、同義語や表記の揺れが悪影響を与える可能性がある。例えば、2 語のみを含む文書 A, B があるとする。文書 A には「automobile」「vehicle」という語のみが、文書 B には「motorcar」「car」という語のみが含まれているとすれば、この2つの文書は「車」に関するトピックを共有しているにもかかわらず、語が共通していないため、同じクラスターに割り当てられることは難しい。

本研究では、この問題に対処するため、自然言語処理分野で最近よく用いられている単語の分散表現 (distributed representation) を応用する。具体的には、分散表現を使って文書ベクトルを構成した場合、文書クラスタリングの性能が向上するかどうかを、実験を通して確かめる。

2. 分散表現を応用した文書ベクトルの構成

2.1 分散表現による CBOW

単語の分散表現とは、1 つの単語を実数の並び (ベクトル) で表したものであり、それぞれの実数は語の意味の構成要素についての程度を示す。語の意味が 5 つの構成要素で表されるとして、「automobile」「vehicle」は例えば、

$$\text{「automobile」} : [0.5, -0.2, 0.3, 0.1, -0.1]^T$$

$$\text{「vehicle」} : [0.4, -0.1, 0.1, 0.2, -0.3]^T$$

のように表現される (これらの数値は仮のものである)。後述するアルゴリズムを使えば、意味の類似した語の分散表現は似たものとなり、余弦係数などの指標を計算した場合、それに応じた類似度が算出される。

この分散表現を応用して文書ベクトルを構成すれば、同義語や表記の揺れの問題に対処できるかもしれない。例えば、文書 A のベクトルを、それに含まれる「automobile」と「vehicle」の分散表現を足し合わせて構成すれば、上の例では

$$[0.9, -0.3, 0.4, 0.3, -0.4]^T$$

となる。これは一般に CBOW (continuous bag-of-words) と呼ばれ、このベクトルを文書クラスタリングに直接使えば、語の文字列レベルでの差異を吸収できると考えられる。

この CBOW を数式で表せば、以下ようになる。まず、文書ベクトルを \mathbf{d} 、語 t の分散表現ベクトルを \mathbf{w}_t と書く。また、 Ω_d を文書 d に含まれる語の集合とすれば、CBOW による文書ベクトルは

$$\mathbf{d} = \frac{1}{\sum_t a_t} \sum_{t \in \Omega_d} a_t \mathbf{w}_t \quad (1)$$

と計算される。ここで a_t は語 t の重みであり、これについては情報検索の理論に従って tf-idf などを適用することが考えられる。

2.2 Word2Vec の概要

単語の分散表現を算出するためのアルゴリズムとして、Mikolov らによって考案された Word2Vec がある¹⁾。Word2Vec は、「同じような文脈で使われる語は類似している」という仮定の下、教師なし学習によって単語が持つ意味を推計し、その分散表現を算出する。例えば、

1. I drive an automobile on the highway.
2. She likes to drive her motorcar on a highway.

という文があるとする。この 2 つの文から、「automobile」と「motorcar」とが類似した語であることが、それらと共に起る「drive」や「highway」が一致している点から類推できる。分散表現の次元数は Word2Vec の実行時に任意に指定でき、また、文脈として考慮する語の数も設定可能である。この語の数は、通常、ウィンドウサイズ (window size) と呼ばれている。

Word2Vec はニューラルネットワークなどの機械学習の手法を、テキストデータに適応する際に最近よく用いられている。また、Word2Vec により算出された単語の分散表現を活用し、単語間の類似度を算出することで文書クラスタリングを行った Jinarat らの研究もある²⁾。

2.3 LDA の概要

単語を実数の並びで表現するには、Blei らが考案した、文書集合に内在する潜在トピックを析出するためのアルゴリズムである LDA (Latent Dirichlet Allocation)³⁾の活用も考えられる。LDA では、文書集合に対して、確率 $P(\text{単語} | \text{潜在トピック})$ の推定を試みる。その際、Word2Vec で分散表現中の要素数を予め設定したのと同様に、事前に潜在トピックの数を決めておかななくてはならない。その数を指定した LDA によって計算されたそれぞれのこの確率の値を、1 つの単語について並べれば、Word2Vec による分散表現と同じ形式のベクトルを得ることができる。

3. 実験の手順と方法

3.1 実験の枠組み

実際の英語の新聞記事データを用い、Word2Vec と LDA を活用することで単語の分散表現を算出する。なお、LDA については、先に説明した確率 $P(\text{単語} | \text{潜在トピック})$ ではなく、確率 $P(\text{潜在トピック} | \text{単語})$ を使用することとした。これは、予備実験において後者の確率を利用した方が文書クラスタリングの性能が良好であったためである。

上記のように算出された分散表現を評価用データに適用して CBOW (1) 式を構成し、それに対して Hartigan-Wong の k-means 法でクラスタリングを行う。k-means 法にはいくつかの変種があるが、Hartigan-Wong 法が最も性能が高いといわれている。この結果の評価には、nMI (Normalized Mutual Information) を利用する。

本研究ではベースラインとして、単語をそのまま利用する標準的な球面 k-means 法を用い、CBOW による結果と比較する。さらに、LDA は実行結果をそのまま文書クラスタリングに活用することが可能であるため、これもまたベースラインの実行方法に含めることとした (単語レベルでのクラスタリング)。この場合には、LDA によって算出される $P(\text{潜在トピック} | \text{文書})$ を利用する。すなわち、各文書をこの確率が最も大きな潜在トピックに割り当てることにより、クラスタを生成する。ベースラインとしての LDA を本論文では特に「LDA (単体)」と呼び、CBOW の生成に LDA を使う場合と区別する。

本実験で実行するアルゴリズムは、第 1 表のとおりである。各手法のクラスタリング性能を比較する際には、第 1 表に示した略称を用いる。

第 1 表 本実験で実行するアルゴリズム一覧

アルゴリズム		略称
ベースライン	球面 k-means 法	Base:球面
	LDA (単体)	Base:LDA
Word2Vec による CBOW		CBOW:W2V
LDA による CBOW		CBOW:LDA

3.2 使用するデータとシステム

機械学習の実験用に構築された、Reuters Corpus Volume 1 (RCV1) ⁴⁾をデータとして用いた。Word2Vec と LDA で単語の分散表現を算出するには(すなわち、学習の段階では)、1996年9月に Reuters に掲載された記事を用いた。その統計を第2表に示す。

第2表 学習用データの統計

記事件数		58,151
記事あたりの平均文書長		151.0
センテンス数		778,539
総語数	異なり	85,008
	延べ	8,777,185

Word2Vec については、Apache Spark の Java 用ライブラリを用い、LDA は慶應義塾大学岸田研究室の Java モジュールで実行した。その際、Stanford POS Tagger のライブラリにより、記事中の単語に品詞を付与した上で、名詞と動詞、形容詞、形容動詞を選択した。その後、それらに対して Porter のアルゴリズムにより語幹を抽出し、Word2Vec と LDA をそれぞれ実行した。

評価用データとして、RCV1 の同年 10 月分のデータを 3 期間(上旬: 1 日~10 日, 中旬: 11 日~20 日, 下旬: 21 日~31 日)に分割して使用した。ここで、クラスタリング結果の比較評価を容易にするため、RCV1 中で人手によって割り当てられた主題コードが 1 つだけ付与されている記事に限定した(すなわち、この主題コードを「正解」としてクラスタリング結果の外部評価を行う)。

また、記事中の見出しと本文を抽出し、短いテキスト(見出しのみ)から成る評価用データと、長いテキスト(見出しと本文)での評価用データとを構成し、それぞれで評価した。これは、短い

テキストの方が同義語や表記の揺れに影響を受けることが予想され、この点を確認するためである。

評価用データの統計を第3表に示す。この表では、短いテキストと長いテキストの記事件数が異なっている。これは、クラスタリング実行の際に出現文書数が 2 件以上の語のみを使うことにしたため、そのような語をひとつも含まない文書が消滅した結果である。同様に、LDA による CBOW を使った短いテキストのクラスタリングにおいて、学習用データに含まれる語をひとつも持たない 1 件が除かれた。なお、表中の「正解トピック数」とは、それぞれの記事集合に含まれる主題コードの異なり総数を意味する。これらの評価用データに対する Hartigan-Wong の k-means 法の実行は、岸田研究室の Java モジュールを使用した。

Word2Vec と LDA で算出する単語の分散表現の次元数は、今回はすべて 200 とした。Word2Vec については、ウィンドウサイズを 5、反復計算回数を 1,000 として実行した。LDA のハイパーパラメータについては、Griffiths と Steyvers⁵⁾を参考に、 $\alpha = 0.275$ 、 $\beta = 0.1$ を採用した。また、ギブスサンプリングは 2,100 回繰り返した。なお、クラスタ数は第3表に書かれている正解トピック数をそのまま使った。

4. 実験結果

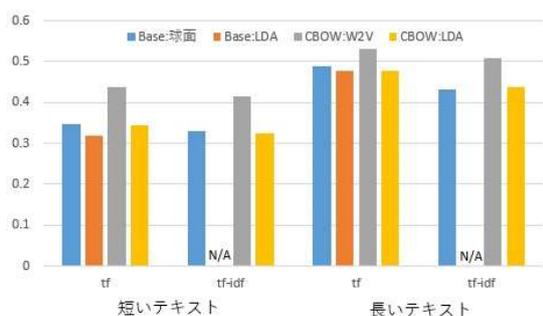
評価用データでの各手法によるクラスタリング結果に対して、RCV1 の主題コードを用いて nMI を計算し、3 期間のその平均値を求めたところ、第4表および第1図のようになった。この nMI は、基本的には 2 つのクラスタ集合間の「近さ」を測る指標であり、良いクラスタリング結果ほどその値は高くなる。第4表では、短いテキストと長いテキストのそれぞれに対して、nMI の値が最も高いものに下線を引いてある。

第3表 評価用データの統計

		10月上旬		10月中旬		10月下旬	
		短	長	短	長	短	長
記事件数		6,256	6,262	4,958	4,969	6,569	6,574
平均文書長		5.1	134.9	5.1	138.0	5.1	136.5
総語数	異なり	5,519	32,462	4,702	28,071	5,567	32,803
	延べ	31,971	844,946	25,502	685,896	33,418	897,150
正解トピック数		72		67		68	

第4表 nMI の値 (3 期間の平均)

アルゴリズム	短		長	
	tf	tf-idf	tf	tf-idf
Base:球面	0.347	0.330	0.488	0.432
Base:LDA	0.318	-	0.477	-
CBOW:W2V	<u>0.437</u>	<u>0.416</u>	<u>0.532</u>	<u>0.508</u>
CBOW:LDA	0.345	0.323	0.477	0.437



第1図 nMI の値 (3 期間の平均)

短いテキストに対しては、tfのみで重み付けを行った Word2Vec の CBOW が最も良い性能を示していた。それに対して、tf-idfによる Word2Vec の CBOW はベースラインを上回ったものの、LDA の CBOW はいずれも僅かに下回った。

同様に、長いテキストに対しても、tfのみで重み付けを行った Word2Vec の CBOW が最良であり、LDA の CBOW はそれほど良い性能を示さなかった。

以上のように、単語の意味を分散表現で表し、それを文書クラスタリングに活用することの有効性が、本実験で示された。特に、短いテキストの場合にその効果は大きく、ベースラインの nMI と比べると 125.9% ($= 0.437 \div 0.347$) の値となった(長いテキストの場合には、109.0% ($= 0.532 \div 0.488$) に過ぎない)。

また、短いテキストにおける Word2Vec の CBOW では、tfのみのときに nMI が 0.437、tf-idfのときに 0.416 と、tfのみで重み付けを行った方が良い性能を示した。ベースラインを含めたその他の手法も同様な傾向がみられたため、文書クラスタリングを行う際には tf-idf よりも、tfのみの重み付けを利用することが良いということが示唆された。

5. おわりに

本研究は、Word2Vec や LDA によって算出された単語の分散表現を活用し、CBOW として文書表現することが文書クラスタリングの性能向上をもたらすことを実験にて明らかにした。文書長が短い場合、長い場合の両方において、Word2Vec で算出された単語の分散表現が有効であることが示された。また、その効果は、短いテキストの場合に、より大きいことが分かった。

今後の研究課題としては、RCV1 (新聞記事) 以外の評価用データの利用や、単語の分散表現を生成する他のアルゴリズムの活用等が挙げられる。

謝辞

この研究は 2020 年 1 月に慶應義塾大学大学院文学研究科に提出した修士論文に基づいている。岸田教授には本研究を行うにあたってご指導いただきました。

参考文献

- 1) Mikolov, Tomas; Yih, Wen-tau; Zweig, Geoffrey. "Linguistic regularities in continuous space word representations". Proceedings of the 2013 Conference of the North American Chapter of the Association for Computational Linguistics. 2013, p.746-751.
- 2) Jinarat, Supakpong; Manaskasemsak, Bundit; Rungsawang, Arnon. "Short text clustering based on word semantic graph with word embedding model". 2018 Joint 10th International Conference on Soft Computing and Intelligent Systems (SCIS) and 19th International Symposium on Advanced Intelligent Systems (ISIS). Toyama, 2018-12-5/8, IEEE, 2018, p.1427-1432.
- 3) Blei, David M.; Ng, Andrew Y.; Jordan, Michael I. Latent Dirichlet Allocation. Journal of Machine Learning Research. 2003, vol.3, p.993-1022.
- 4) Lewis, D. D.; Yang, Y.; Rose, T.; Li, F. RCV1: A new benchmark collection for text categorization research. Journal of Machine Learning Research. 2004, vol.5, p.361-397.
- 5) Griffiths, T. L.; Steyvers, M. Finding scientific topics. Proceedings of National Academic Science of the United States of America. 2004, Vol.101(Suppl.1), p.5228-5235.

NCR2018 と RDA による語彙の RDF 定義とメタデータスキーマ

谷口 祥一 (慶應義塾大学文学部)
taniguchi@z2.keio.jp

NCR2018 と RDA (Toolkit ベータ版に対応) による語彙の RDF 定義に対して、①概念モデルを適用した段階に対応する定義、②属性および関連の要素の「記録の方法」の指示に依拠した定義、③関連の要素を再構成した定義、④上記以外の構造表現力を導入した定義という、4層からなる理解と評価を目的にした枠組みを提示し検討した。併せて、②から④の各層において有効な代替案または拡張等を、NCR2018 と RDA それぞれについて提示した。

1. はじめに

NCR2018 については、JLA 目録委員会のウェブページ「エレメント・語彙等データ提供」¹⁾において、採用した実体、エレメント、語彙リストの用語、関連指示子について、Excel と csv 形式という機械可読データとして定義情報が提供されている。これはリンクトデータ化に向けた最初のステップと位置づけられる。今後、必要な RDF クラスとプロパティによる定義を策定し公開していくこと、およびそれらに基づき適切なメタデータスキーマを構成し、メタデータの作成と提供を図ることが求められる。

一方、RDA は以前からメタデータレジストリ RDA Registry²⁾において、その語彙の RDF 定義情報を公開してきている。2019 年には、依拠する概念モデルを IFLA LRM に変更するなど、各種の変更を組み入れた 3R プロジェクトを完了し、RDA Toolkit においてベータ版として変更後の RDA を公開するとともに、対応する語彙の RDF 定義を上記の RDA Registry においていち早く公開している。2020 年末にはベータ版が正式版に移行する予定である。ただし、変更後の RDA エレメント、そしてその語彙定義は複雑な様相を呈しており、容易には理解しにくい、使いこなせないものに見える。

本研究は、NCR2018 の語彙に対して、どのような枠組みに沿って RDF 定義を策定すべきか、複数の可能な RDF 定義をどのように位置づけるべきかなど、理解と評価に向けた枠組みを提案し検討する。また、公開済み RDA 語彙に対して、同様の観点から、提案した枠組みに沿って評価と代替案の提示を試みる。

提案する枠組みとは、レイア 1: 概念モデル (実体関連モデル) とそれを NCR2018/RDA に適用した段階において導かれる RDF 定義、レイア 2: 属性および関連の要素ごとの「記録の方法」として指示された方法に依拠した RDF 定義、レイア 3: 関連の要素を再構成した RDF 定義、そしてレイア 4: 上記

以外の構造表現力を導入した RDF 定義、という 4層から構成する。

2. NCR2018 語彙の RDF 定義

2.1 レイア 1: 概念モデルに対応する語彙定義

NCR2018 は、実体関連モデルによる FRBR を概念モデルとしており、実体、関連、属性から構成される。なお、FRBR では、関連に属性は設定していない。

NCR2018 を表す概念モデルは、11 の実体 (第 1 グループ: 著作、表現形、体現形、個別資料、第 2 グループ: 個人、家族、団体、第 3 グループ: 概念、物、出来事、場所) からなる。実体にはそれぞれ属性が設けられており、それらは NCR において「エレメント」として規定されている。実体間の関連も同様にエレメントとされ、加えて関連の詳細な種類を示す「関連指示子」もエレメントに準じて位置づけられる。

さらに、概念モデルでは表現されない値リストの語彙を加えて、これらの定義情報を Excel と csv ファイルで公開している。これらは、概念モデルとそれに対応する語彙の理解を目的とすると位置づけられる。

公開されている項目群は下記の通りである。

ID、種別、条項番号、名称、名称 (英語)、定義域、値域、対応エレメント、上位、逆方向、定義、更新日、備考

「種別」は、「実体、エレメント、サブエレメント、エレメント・サブタイプ等」の区分を示す。「定義域」は属性のエレメントの場合、当該エレメントが属する実体、関連のエレメントおよび関連指示子の場合、関連元となる実体を表し、他方、「値域」は関連のエレメントおよび関連指示子の場合、関連先となる実体を表す。また、「対応エレメント」とは、語彙のリストの用語に対して、当該用語が用いられるエレメント、関連指示子に対して、当該指示子が用いられる関連のエレメントを指す。

次に、これら語彙定義を RDF モデルに変換し、RDF クラスおよびプロパティによって表現する。概念モデルの実体は、URI を割り当てて RDF クラスとする。たとえば、クラス「著作」は <http://jla.or.jp/data/ncr2018/C100001> とする。加えて、モデル構成上、便宜的に新規クラス「NCR2018 実体 (NCR2018 entity)」（NCR2018 で定義されているすべての実体の上位クラス）、「書誌的実体 (Bibliographic entity)」（著作から個別資料までの 4 実体 WEMI の上位クラス）、「行為主体 (Agent)」（個人、家族、団体の上位クラス）を導入する。

実体の属性は、すべて RDF プロパティとなり、当該実体がプロパティの定義域となる。また、エレメントとエレメント・サブタイプ（例：タイトルと本タイトル、並列タイトル等）は、上位-下位のプロパティとなるが、エレメントとサブエレメントの場合（例：出版表示と出版地、出版者等）にはこうした関係にはない。なお、いずれの場合も、概念モデルに依拠して値域の指定はない。

一例として、エレメント・サブタイプである「本タイトル」について RDF 定義例を示す。

```
@prefix rdf: <http://www.w3.org/1999/02/22-rdf-syntax-ns#> .
@prefix rdfs: <http://www.w3.org/2000/01/rdf-schema#> .
@prefix ncr: <http://jla.or.jp/data/ncr2018/> .
@prefix vcbncr: <http://jla.or.jp/vocab/ncr2018#> .
ncr:E200002
  vcbncr:id "200002" ;
  rdf:type rdf:Property ;
  vcbncr:type "22" ;
  vcbncr:typeLabel "エレメント・サブタイプ" ;
  vcbncr:instructionNumber "#2.1.1" ;
  rdfs:label "本タイトル" ;
  rdfs:label "title proper"@en ;
  <http://www.w3.org/2002/07/owl#equivalentProperty>
    <http://rdaregistry.info/Elements/m/P30156> ;
  rdfs:domain ncr:C100003 ;
  rdfs:subPropertyOf ncr:E200001 ;
  <http://www.w3.org/2004/02/skos/core#definition>
    "体現形を識別するための固有の名称。" ;
  <http://purl.org/dc/terms/modified>
    "2019-03-22" .
```

なお、上記の定義域は「体現形」、上位プロパティは「タイトル」を表す。

実体間の関連（と関連指示子）も、すべて RDF プロパティとなるが、関連元と関連先の実体がそれぞれ定義域と値域に指定される。たとえば、プロパティ「表現形から著作への関連」では、定義域が表現形、値域が著作となる。

また、語彙リストの用語（機器種別「オーデ

ィオ」など）は、RDF クラス（ただし、`skos:Concept`）として定義される。併せて、統制形アクセス・ポイント等も、プロパティとしてエレメントと同様に定義できる。

これらの RDF 定義は、あくまでも概念モデルに対応した RDF モデルとその語彙定義を理解することを主目的にすると位置づけられる。

2.2 レイア 2: 記録の方法に対応させた語彙定義

NCR2018 は、個々のエレメントに対して、「記録の方法」を定めており、これは記録する値の形式を指定していることになる。実体の属性に対応するエレメントは、その値の形式等について元々限定がないため、RDF 定義への変換においてプロパティは値域の指定をもたない定義とされる。それゆえ、いかなる記録の方法が指定されても齟齬は生じない。

一方、実体間関連に対応するエレメントについては、その記録の方法として、識別子、典拠形アクセス・ポイント（典拠形 AP）、複合記述、構造記述、非構造記述のいずれか（関連の種類によって限定あり）を NCR は指定している。これらを RDF 定義の観点から見ると、識別子は URI に組み替えることが通常可能であるが、それ以外は典拠形 AP を含めて、リテラルである。この点から、概念モデルに対応する RDF 語彙定義において値域が指定されているプロパティは、それが整合しないことになる。たとえば、プロパティ `ncr:E200335` 「表現形から著作への関連」の値域は著作と指定されているが、その記録の方法では識別子、典拠形 AP、そして複合記述が認められており、そのため値としてリテラルを許容する必要がある。こうした「記録の方法」に合致するよう RDF 定義を変更するには、以下の 2 つの方法が考えられる。

方法 1: 値域の指定をもつプロパティ（オブジェクト・プロパティ）ではなく、値域の指定をもたないプロパティに変更する。こうしたプロパティを、RDA 語彙定義では `canonical` プロパティと呼んでいる。そのため正式には、元のオブジェクト・プロパティをそのまま残し（あるいは、値域をリテラルとするデータタイプ・プロパティを加えた上で）、その上位プロパティとして新たに `canonical` プロパティを導入する。そして、これを先ほどの関連のエレメントに対応づける。これは RDA において採用されている方法である。

方法 2: 値域の指定を、URI とリテラルの両者を包含したものに変更する。そのためには、a)

元のプロパティにおいて、値域を下記のように指定する (ncr:C100001 は「著作」)。

```
ncr:E200335
  schema:rangeIncludes
    ncr:C100001, rdfs:Literal .
```

schema:rangeIncludes は、schema.org が便宜的に複数クラスの和集合を値域とするために導入したプロパティである。

あるいは、b) 関連先が著作であるエレメントに対して、新たなクラス **WorkOrItsDescription** (著作またはその記述) を値域に指定し、この新クラスを下記のように定義する。

```
ncr:WorkOrItsDescription
  rdf:type owl:Class ;
  owl:unionOf (ncr:C100001 rdfs:Literal) .
```

同様に、関連先が行為主体であるエレメントに対して、クラス **AgentOrItsAppellation** (行為主体またはその名称) を値域に指定し、このクラスを上記と同様に定義する。

こうして変更を加えた RDF 定義は、メタデータ公開・提供用のスキーマを構成するものと位置づけることが適切と考える。

2.3 レイア 4: 追加的な構造表現力を導入した語彙定義

エレメントの下でのエレメント・サブタイプのグループ化やサブエレメントのグループ化が、メタデータ作成用スキーマとして有効と考える。特に単一の記述において複数回出現が認められるエレメント (出版表示、シリーズ表示など) には、個別の出現を相互に区別するために不可欠である。むしろ、こうしたグループ化は、メタデータ公開・提供用スキーマにおいても適用することが可能である。

このグループ化のためには、エレメントに対応するプロパティの値域に新規クラス (例: **PublicationStatement** (出版表示クラス)) を設け、サブエレメント等に対応するプロパティの定義域にこの新規クラスを指定する。ある事例に当てはめたときには、下記ようになる。

```
ex:体現形インスタンス 1 ncr:E200032 [
  rdf:type ncr:PublicationStatement ;
  ncr:E200033 "出版地 1" ;
  ncr:E200035 "出版者 1" ;
  ncr:E200037 "出版日付 1" ] .
```

他方、値自体の構造化した表現が、日本語表示形に対する読みの付与の場合も含めて必要である。そのためには、RDA に倣い、クラス **Nomen** とそれを定義域とするプロパティ「nomen 文字列」「文字種」「言語」などの導

入が有効であろう。

```
ex:体現形インスタンス 1 ncr:E200002 [
  rdf:type ncr:Nomen ;
  ncr:nomen 文字列 "タイトル 1" ;
  ncr:読み "読み 1" ;
  ncr:言語 "日本語" ] .
```

3. RDA 語彙の RDF 定義

3.1 レイア 1: 概念モデルに対応する語彙定義

RDA は依拠する概念モデルを IFLA LRM に切り替えており、その結果、実体 **Nomen**、**Place**、**Timespan**、**Agent** 等が導入され、これまでの WEMI 等とすべての組み合わせ (13 実体×13 実体) が実体間関連として発生している。これらすべてが RDA エレメントになるとともに、個々の関連が詳細に展開されている。また、個別実体ごとの多数の属性、さらには関連指示子とされてきたものもすべて RDA エレメントとなり、そのまま RDF によるプロパティとして定義され、結果的に膨大な数のプロパティの集積となって提供されている。

たとえば、以前は体現形の属性であったエレメント "place of publication" や "place of manufacture" 等とその値の記録は、a) 体現形から **Place** への関連、b) **Place** から **Nomen** への関連、そして c) **Nomen** の属性である **nomen string** による組み合わせをもって記録されることになる。

RDF 定義では、a) のプロパティ **rdam:P30088** ("has place of publication") は概念モデルに依拠すれば定義域が **rdac:C10007** (体現形)、値域が **rdac:C10009** (**Place**) となる。さらに、その上位プロパティには **rdam:P30279** ("has place of manifestation")、さらに **rdam:P30272** ("has related place of manifestation") などがある。他方、下位には **rdam:P30092** ("has parallel place of publication") が設定されている。

次に、**Place** から **Nomen** への関連に対応して、プロパティ **rdap:P70012** ("has related nomen of place")、その下位プロパティ **rdap:P70019** ("has appellation of place")、さらに下位の **rdap:P70001** ("has name of place")、**rdap:P70018** ("has access point for place")、**rdap:P70020** ("has identifier for place") などを定義している。これらは、概念モデルに従えば、いずれも定義域が **rdac:C10009** (**Place**)、そして値域が **rdac:C10012** (**Nomen**) となる。

このように、名称に相当する実体 **Nomen** を導入したことにより、**Nomen** 以外の実体は、その名称を表す属性をもつことなく、**Nomen** への関連をもって表すことになる。

そして最後に、**Nomen** を定義域とするプロパティ `rdan:P80068 ("has nomen string")` をもって、リテラルである名称などを記録することになる。このときに `rdan:P80066 ("has language of nomen")` など、**Nomen** の属性に該当するプロパティを併せて適用できる。

3.2 レイア 2: 記録の方法に対応させた語彙定義

RDA は個々のエレメントに対して、「記録の方法」を定めており、非構造記述、構造記述、識別子、そして IRI (URI) の 4 つとしている。よって、RDA では、URI 以外はリテラルの扱いとなる。たとえば、エレメント **place of publication** については、非構造記述では `name of place` の値を、構造記述では `access point for place` の値を、識別子では `identifier for place` の値を、URI では対象とする **Place** がもつ URI を、それぞれ記録すると規定している。つまり、**Place** の URI、または名称などリテラルを記録するという指示である。これは、概念モデルに依拠した RDF 定義とは異なる指示となる。

こうしたエレメントの「記録の方法」に合致するよう、公開済みの RDF 定義では、個々のエレメントに対応するプロパティとして最大 4 つ、a) 値域を指定しない canonical プロパティ (`rdam:P30088 ("has place of publication")`)、b) 値域に特定クラスを指定したオブジェクト・プロパティ (`rdam/object:P30088`)、c) 値域をリテラルとするデータタイプ・プロパティ (`rdam/datatype:P30088`)、そして d) 定義域と値域のいずれも指定しない非制約プロパティ (`rdau:P60163 ("has place of publication")`) を含めている。そして、b) と c) の上位が a)、さらにその上位が d) となる。

これらによって、記録の方法に対応できることになるが、元々膨大な数のプロパティに対して、さらにその数を倍増させる結果をもたらしている。

そこで、RDA に対しても、NCR2018 について示した「方法 2」の a) または b) を適用することを提案する。

3.3 レイア 3: 関連のエレメントを再構成した語彙定義

公開済み RDA 語彙は、膨大な数のプロパテ

ィを宣言しており、また関連のエレメントに対応する多くのプロパティは多段階の階層関係にある。これは語彙の理解そして使い勝手を悪くしている。

こうした RDF 定義に対して、以下のような代替案を提案する。限定された数の汎用プロパティと詳細なクラス階層を用いて、現行の語彙と同じ意味を表現することを意図している。たとえば、体现形から **Place** への関連については、下記のような RDF 表現とする。

```
rdac:C10007 rdam:P30272 [
  rdf:type :PlaceOfPublication ;
  rdf:value :PlaceOrItsAppellation ] .
```

ここで `rdam:P30272` は "has related place of manifestation" であり、クラス `:PlaceOrItsAppellation` は、先の「記録の方法」への対応の箇所ですべて「方法 2」によって仮に定義したクラス「**Place** またはその名称」であり、代えてクラス `Place` でも、あるいは値域を指定しない canonical プロパティとしてもよい。併せて、`:PlaceOfPublication` については、下記のように必要な詳細化と階層化を図る。

```
:PlaceOfPublication
  rdfs:subClassOf :PlaceOfManifestation .
:PlaceOfDistribution
  rdfs:subClassOf :PlaceOfManifestation .
:PlaceOfManifestation
  rdfs:subClassOf rdac:C10009 .
```

具体的な事例を記述すると、下記ようになる。

```
:ex:Manifestation1 rdam:P30272
  [ rdf:type :PlaceOfPublication ;
    rdf:value ex:Place1 ] ,
  [ rdf:type :PlaceOfDistribution ;
    rdf:value "place2" ] .
```

これらの結果、プロパティの数が限定され、かつ比較的大きな粒度での設定となり、他方その意味の詳細についてはクラスの階層で表現する。こうした変更は、メタデータ公開・提供用スキーマを構成する上での代替案と考える。なお、これは概念モデルにおいて実体間関連に属性を認めたときの対応する RDF 表現に相当する。

また、レイア 4: 追加的な構造表現力を導入した RDA 語彙定義を、NCR2018 の場合と同様に想定することができる。

引用文献

- 1) 日本図書館協会目録委員会. NCR2018 年版エレメント・語彙等データ提供. 2019.
<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/mokuroku/ncr2018//tabid/795/Default.aspx>
- 2) RDA Registry. <http://www.rdaregistry.info/>

日本のマンガ著者の国際的な受容:VIAF と日本全国書誌を組み合わせた分析

安形輝(亜細亜大学)†

江藤正己(学習院女子大学)

杉江典子(東洋大学)

橋詰秋子(実践女子大学短期大学部)

大谷康晴(青山学院大学)

†tagata@asia-u.ac.jp

【抄録】 バーチャル国際典拠ファイル(VIAF)と日本全国書誌のデータを組み合わせることで日本のマンガ著者の識別を行い、それらの国際的な受容についての分析を行った。VIAF 全体に占める日本の著者の割合に比べて、マンガ著者に占める日本の著者の割合は高いこと、日本のマンガ著者のうち 22.9% が国際的に受容されていること、図書館と Wikipedia での受容の状況は異なること等を明らかにした。

1. 背景と目的

マンガ¹⁾は長年、子どもや十代、リテラシーの低い人々のための読みものと考えられてきた。しかし近年は、成熟した大人向けの読み物として、また教育上効果的なツールとしても認識されつつあり、海外における翻訳版の出版や、図書館による所蔵も増加している。そのような現状にもかかわらず、図書館におけるマンガの所蔵に関する大規模な調査は、日本でも海外でもあまり行われていない²⁾³⁾⁴⁾。調査に必要となるマンガの出版に関する包括的な書誌類が存在しないことが原因の一つと考えられる。

マンガに限らず、日本国内で包括的な書誌としては日本全国書誌がある。しかし、全国書誌においてマンガとして分類された資料とその作品が翻訳されて海外に紹介されたときの作品は紐付けされていない。日本文化としてのマンガの国際的な受容に着目するとき、翻訳状況を一覧できる資料がない等の理由から、作品レベルで受容の全貌を明らかにすることは難しい。

翻訳版も含めた作品単位では難しいが、マンガ作品を描いている著者であれば、バーチャル国際典拠ファイル(Virtual International Authority File: 以下、VIAF)と日本全国書誌のデータを組み合わせることで、識別できると考えた。本発表はマンガが世界の図書館でどのように受容されているかを、著者を分析の視点にして明らかにすることを目的とする。

2. 調査の手法

2.1 VIAF と全国書誌の組み合わせ

VIAF とは、世界各国の国立図書館を始めとす

る代表的な図書館が参加機関として加盟している国際的なプロジェクトである。VIAF コンソーシアムは、2003 年に米国議会図書館、ドイツ国立図書館および OCLC によって設立された⁵⁾。VIAF ファイルはそれぞれの参加機関が維持管理をしている著者典拠ファイル群を単一の仮想的な典拠ファイルに統合(リンク)したものである。

日本以外の国の著者典拠ファイルには職業情報が付与されているものが多くあるため、VIAF ファイルからマンガ著者を識別できる場合がある。ただし、あるマンガ著者がそもそも日本以外の国で翻訳作品がない場合にはその国の著者典拠ファイルには含まれない。

一方で、日本全国書誌では作品単位で分類記号が付与されており、マンガとして分類された作品から、その著者をマンガ著者として識別することができる。

近年、ある情報源の著者に関する情報に関して外部情報源を使って拡張する有効性が指摘されている⁶⁾。そこで VIAF からマンガの著者を識別するとともに、日本全国書誌からマンガ作品を描いている著者を識別し、両者について著者 ID による同定を行った。

2.2 VIAF ファイルにおけるマンガ著者の識別

2020年3月2日に公開されていた32,967,328件の著者情報が登録されているVIAFファイル⁷⁾からマンガ著者を以下のような手順で識別した。

- a) 活動領域(fieldOfActivity タグ)
manga(s), graphic novels, comic books strip, komikusi 等が含まれる。
- b) 職業(occupation タグ、x400s タグ)
catoonist, bande dessinée, bandes dessinée, komikusi, 漫画家等が含まれる。

結果として VIAF ファイルからマンガ著者と識別された著者は 19,744 件であった。

また、各著者については、各書誌データへの登録状況(titles タグ内の sources タグ)、国(country タグでの最頻値)、言語(languageOfEntity タグ)、Wikipedia へのリンク(xLink タグの属性 type が"Wikipedia")の言語情報についても抽出している。

2.3 日本全国書誌におけるマンガ著者の識別

日本全国書誌について国立国会図書館サーチ API を用いて 2020 年 2 月 18 日までに登録された 12,685,213 件の書誌データを取得した。マンガ作品の識別には NDC が 726.1(漫画・劇画・諷刺画)から始まるもの、NDLC や請求記号が Y16(漫画本・漫画読物)、Y84(読物・漫画・雑著)から始まるものとした。この手法での識別ではマンガ原作者もマンガ著者として扱った。

結果として日本全国書誌に収録されているマンガ作品の著者 27,870 件が得られた。これらの著者を VIAF ファイルに統合し、「日本全国書誌のマンガ著者」として扱う。

3. 調査の結果

3.1 VIAF ファイル内でのマンガ著者

VIAF ファイル内でマンガ著者と識別できた著者の国別の割合を示したのが表 1 である。

表 1 国別のマンガ著者の割合

国	マンガ著者		全体	
日本	4,998	33.8%	122,859	1.2%
アメリカ	2,598	17.6%	842,351	8.3%
フランス	1,644	11.1%	974,834	9.6%
イギリス	575	3.9%	371,944	3.7%
スペイン	611	4.1%	167,184	1.6%
その他	4,352	29.4%	7,666,299	75.6%
情報なし	4,966		22,821,857	
	19,744		32,967,328	

VIAF ファイルに収録されている国情報が登録された全著者に占める日本の著者の割合は 1.2%と少ないが、マンガ著者と識別されたものの中では 33.8%と最も多い。

3.2 VIAF ファイルと日本全国書誌の統合結果

VIAF ファイルと日本全国書誌の著者を統合した結果を表したのが図 1 である。

VIAF での国を問わないマンガ著者は 19,744 人、日本全国書誌のマンガ著者は 27,870 人、その重複部分は 6,103 件であった。図 1 の A で示される 357 件の著者は日本全国書誌ではマンガ作品が登録されていないが、VIAF ファイルでは国

が日本であり、マンガ家と識別されている。ここにはサイトウケンジのように、同一人物にも関わらず、VIAF ファイルと日本全国書誌ⁱⁱでリンクに失敗した著者等も含まれている。

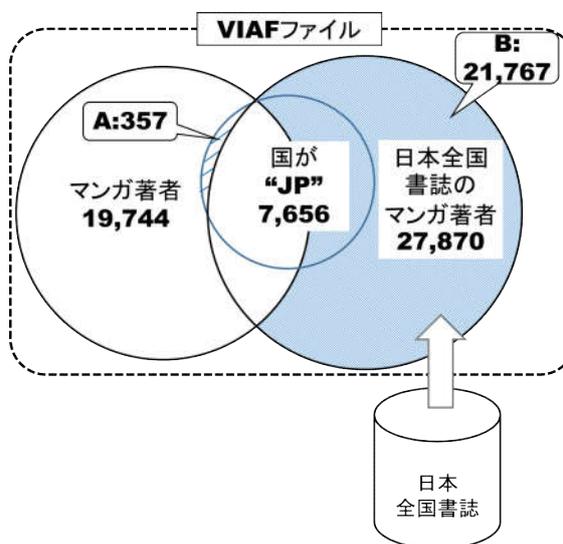


図 1 VIAF ファイルと日本全国書誌の統合

網掛けの B で表される 21,767 件は VIAF ファイル中には含まれるが、マンガ家と識別されていないマンガ家と言える。ここにもリンクに失敗した著者も含まれているが、それ以外の多くの著者は日本以外にその作品が紹介されていない国内でのみ受容されているマンガ著者といえる。

上記のようにリンクに失敗した著者もいるため、概算ではあるが、日本のマンガ著者を 357+27,870 件を全体(100%)としたときに、そのうち、国内限定のマンガ著者は 21,767 件(77.1%)であり、それを除いた 1/4 以下のマンガ著者 6,460 件(22.9%)によって日本のマンガ文化は国際的に受容されている。

3.3 国際的な受容がされているマンガ著者

VIAF ファイル内で、各国の図書館の著者典拠への登録数が多い、日本(国が"JP")のマンガ著者、上位 10 位(同数 10 位が 2 つあるため、実際には 12 位)を示したのが表 2 である。なお、単に上位を集計すると「村上春樹」といったマンガ作品の原作者で世界的に有名な著者が出てしまうため、ここでは少なくともマンガ作画を最低限一作品は行った著者に限定している。表 2 には Wikipedia の登録言語数、VIAF ファイルへの登録作品数、作品別の総登録書誌数、作品の平均

ⁱ <https://viaf.org/viaf/306260391/>

ⁱⁱ <https://id.ndl.go.jp/auth/ndlna/01206936>

登録書指数についても著者ごとに集計した結果も合わせて載せた。

表2 国際的に受容がされているマンガ著者

名前	登録 書誌 数	Wikipedia の言語数	登録 作品 数	作品別 総登録 書誌数	作品の 平均登録 書誌数
手塚, 治虫	26	53	101	264	2.61
岸本, 斉史	25	50	73	154	2.11
鳥山, 明	25	43	62	183	2.95
大友, 克洋	23	23	74	177	2.39
尾田, 栄一郎	22	42	69	206	2.99
高橋, 留美子	22	36	72	194	2.69
小畑, 健	22	29	67	164	2.45
谷口, ジロー	21	16	91	290	3.19
水木, しげる	21	16	86	195	2.27
今, 敏	20	34	42	122	2.90
荒川, 弘	20	25	48	133	2.77
中沢, 啓治	20	13	74	146	1.97

最も登録書誌数が多く、各言語版 Wikipedia でも登録数が多いのは手塚治虫となっている。日本の（原作などではなく）純粋にマンガ著者として最も広く受容されている著者は手塚治虫と言える。

2位の岸本斉史は『NARUTO』の著者であり、5位の『One Piece』の著者である、尾田栄一郎と比較しつつ言及される。日本国内では『One Piece』の累計発行部数は『NARUTO』よりも圧倒的に多いが、しばしば海外での人気は『NARUTO』の方が高いという指摘がされてきた。登録書誌数や Wikipedia で登録数にそのような傾向を確認できる。

8位の谷口ジローは日本では『孤独のグルメ』がドラマ化したことで認知度が上がったが、フランスのバンド・デシネの影響を受けており、もともとフランス語圏を中心として人気が高かった著者である。Wikipedia の登録言語数からは幅広い国々で受け入れられているというよりは、一部の国で人気が高く、それらの国では作品の多くが書誌に登録されているため、作品の平均登録書誌数が他の作家よりも高くなっている。

同数10位の今敏はマンガ著者としてよりも映画監督としての作品の登録が多い。同位の中沢啓治は被爆体験に基づく『はだしのゲン』が代表作であり、描写にインパクトがある作品であるためか、Wikipedia の登録言語数からは、作品が受容されている一方で著者の認知度はあまりないことがうかがえる。

既往研究では日本の公立図書館によく所蔵されるマンガ作品はエッセイマンガであった⁸⁾。

一方、国際的に受容がされているマンガ著者上位にはエッセイマンガの著者は見当たらない。

3.4 VIAF の参加機関

VIAF 上で確認できる日本(国が“JP”)のマンガ著者に関する参加機関の総登録数は 19,974 件である。ただし、この中には、Wikipedia からデータを抽出し、活用している 4,823 件が含まれている。これは VIAF が記述を充実させるために Wikipedia のデータを選択的に利用しているためである。具体的には生没をはじめとする事実データを含んでいるようなデータを利用している⁹⁾。

以上の事情から、Wikipedia からとされている 4,823 件を除いた 15,151 件が実質の VIAF への参加機関による総登録数になる。これを作成機関の上位からまとめたのが表 3 になる。日本がもっとも多く全体の約 3 分の 1 となるが、多くの機関によって入力されていることがわかる。なお、39 の機関が 1 以上のエントリーを行っている。日本以外のアジア圏は韓国国立中央図書館(第 4 位)のみが上位であり、アメリカ議会図書館とヨーロッパの参加機関によるものが大多数であることがわかる。VIAF への参加の仕方によっても意味が大きく異なるため、断定することは危険であるが、ヨーロッパでは広範に日本のマンガが図書館に受け入れられているといえよう。つまり、出版文化の中に一定の位置を占めていると同時に、図書館というハイカルチャー(あるいは、メインカルチャー)寄りである社会的機関においても受け入れられる程度に定着していると思われる。

表 3 参加機関の日本のマンガ著者の登録数

書誌名	登録数	累積数	累積寄与率
NDL(日本)	4,899	4,899	32.3%
LC(アメリカ)	1,602	6,501	42.9%
BNF(フランス)	1,463	7,964	52.6%
KRNLK(韓国)	1,233	9,197	60.7%
NII(日本)	1,149	10,346	68.3%
DNB(ドイツ)	867	11,213	74.0%
SUDOC(フランス)	855	12,068	79.7%
RERO(スイス)	477	12,545	82.8%
NUKAT (ポーランド)	342	12,887	85.1%
PLWABN (ポーランド)	315	13,202	87.1%
BNE(スペイン)	283	13,485	89.0%
BNC(スペイン)	271	13,756	90.8%
その他	1,395	15,151	100.0%

3.5 Wikipedia の登録言語数

図書館よりもポップカルチャー（あるいは、サブカルチャー）に親和性が高いと思われる Wikipedia に着目して集計したのが表 4 となる。厳密には、1 以上の言語において VIAF に参照される程度の記述を伴う作家に関する記事数ということになる。つまり、すべての言語の Wikipedia においてデータの記述が一定の水準に達していない記事は VIAF に参照されないため、この数が全世界の Wikipedia のマンガ家に関する記事の総数ではない。

表4 言語別 Wikipedia 日本のマンガ家登録数

作成言語	登録数	累積登録数	累積寄与率
日本語	4,749	4,749	42.9%
中国語	1,117	5,866	53.0%
英語	837	6,703	60.6%
フランス語	604	7,307	66.0%
イタリア語	433	7,740	70.0%
スペイン語	388	8,128	73.5%
ドイツ語版	322	8,450	76.4%
韓国語版	316	8,766	79.2%
アラビア語	254	9,020	81.5%
ポルトガル語	187	9,207	83.2%
ロシア語	181	9,388	84.9%
カタルーニャ語	168	9,556	86.4%
オランダ語	165	9,721	87.9%
ポーランド語	136	9,857	89.1%
ベトナム語	107	9,964	90.1%
その他	1,099	11,063	100.0%

表 3 と比較したときに、表 4 ではアジアへの広がりがあることが確認できる。韓国語版以外の言語を国語とする国々は VIAF 未参加であり、そもそもの書誌コントロールも課題を抱えていると推測される。したがって、これらのアジア圏でのマンガが文化的にどのような位置づけにあるのか、あるいはそもそもどの程度出版されているのかを把握することは容易ではない。これらの国々を対象に定量的な分析を可能するには多くの課題があると思われる。

4. おわりに

VIAF ファイルと日本全国書誌を組み合わせる

ことでマンガ著者の識別を行い、著者単位での国際的な受容について分析を行った。マンガ著者を網羅的に識別することで扱いが難しい作品単位での分析も行うことができる。

今回は日本全国書誌からのマンガ著者の識別において、マンガの原作者も含めて著者として扱った。よって、名著のマンガ化などでシェークスピアなどもマンガ著者として識別されてしまう課題もあった。

【謝辞】

本研究は JSPS 科研費 JP18K11996 の助成を受けたものです。

【注・引用文献】

- 1) マンガの定義は厳密には難しい。画像のコマが連続しているもの(Wikipedia 英語版 comics の項目)で、漫画、コミック、comic、cartoon 等の名称で言及される全てのものをマンガとして扱う。
- 2) E. Schneider, "A survey of graphic novel collection and use in American public libraries", *Evidence Based Library & Information Practice*, vol. 9, no. 3, pp. 68-79, 2014.
- 3) T. Allen, "Funnies business: Quantifying library penetration for graphic novels", *Publishers Weekly*, July 2009.
- 4) M. Eto, T. Agata, N. Sugie, Y. Otani, M. Agata, "Can Japanese Manga Be Automatically Classified from Public Library Holdings?", *Proceedings of ACM/IEEE Joint Conference on Digital Libraries Toronto Ontario Canada June 2017 (JCDDL'17)*, pp. 287-288, 2017.
- 5) B. Tillett. *Authority Control: State of the Art and New Perspectives. Authority Control: Reflections and Experiences*, Florence, 2003. (online), available from https://www.sba.unifi.it/ac/relazioni/tillett_eng.pdf
- 6) M. Morgan, N. Eichenlaub. *Author Identifier Analysis: Name Authority Control in Two Institutional Repositories*. 2018. *Proceedings of the International Conference on Dublin Core and Metadata Applications*, 2018-September, pp. 113-116.
- 7) ダウンロードした VIAF ファイルの URL は <http://viaf.org/viaf/data/viaf-20200302-clusters.xml.gz> である
- 8) 安形輝, 杉江典子, 安形麻理, 江藤正己, 大谷康晴, 橋詰秋子. "日本の公立図書館におけるマンガの所蔵状況". 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集 2016 年度, 2016, p.25-28
- 9) 実際, Wikipedia のみで作成されている典拠データは一件も存在しておらず, 入力された典拠データの記述を補足するために補助的に使用されていることがわかる。

奄美琉米文化会館における洋書の蔵書構成
— 米国のパブリック・ディプロマシーの視点から —

豊 浩子[†]

† 筑波大学大学院

図書館情報メディア研究科

koko@aw.catv.ne.jp

抄録

第二次世界大戦後、奄美・沖縄に設立された琉米文化会館のコレクションについて米国が推進したパブリック・ディプロマシーの観点から検討を行った。奄美琉米文化会館所蔵の洋書を対象とし、蔵書構成、米国関連図書の割合、ソ連・共産主義関連図書の割合に関し、和書蔵書と比較、分析した。その結果、奄美琉米文化会館の洋書は和書よりもさらに、米国関連図書が多く当時の米国の対外情報政策の目的に沿っていた一方で、反ソ連・共産主義の本はほとんどない、児童書が多い、国連関係の資料が少ない、などの結果より、洋書には和書とは異なる選書基準が働いていたことが示唆された。

1. 研究の背景と目的

第二次世界大戦後に米国が直接統治を行った沖縄と鹿児島県奄美群島には、1947年から1952年にかけて、琉米文化会館が6ヶ所設立された。琉米文化会館の目的は(1)琉球(沖縄)の人々が自立し自治を行う能力を向上させる、(2)米国及び米国の文化や目的に対する共感と理解を作り出す、(3)共産主義プロパガンダの方法と目的を露呈し、対抗する、(4)琉球人に琉球列島米国民政府の活動と目的に関する情報を提供する、(5)文化会館の活動や親善プログラムを館外でも提供する、とされた¹。

これらの琉米文化会館は、戦後の冷戦期に米国が積極的に展開したパブリック・ディプロマシー(Public Diplomacy: PD)の初期の事例とされる²。PDとは、外交の相手国の一般市民に直接働きかける広報外交であり、米国における法的根拠は1948年制定の「合衆国に対するより良き理解を世界の人々の間で促進、及び協力的な国際関係を強化するための法律」(通称スミス・ムント法)である³。同法の目的は、「他国における合衆国の理解を促進、及び合衆国市民と他国の人々との間の相互理解を強化する」ことであった。スミス・ムント法による法的、予算的根拠を得、1953年の米国情報庁(United States Information Agency: USIA)設立によって米国の情報政策は一本化され、反共産主義を軸としたPDが積極的に展開された⁴。

発表者はすでに米国PDの揺籃期といえる1945年から1953年までを対象に、奄美琉米文化会館の受入和書の特徴を明らかにした。奄美琉米文化会館の和書の蔵書構成は、同時期の東京都立日比谷図書館とほぼ同傾向であったが、その一方、米国関

連図書の割合は都立日比谷図書館の4倍であり、米国や米国の政策、文化の広報宣伝という目的に沿ったものであった。また、奄美琉米文化会館のソ連・共産主義関連図書は9割近くがソ連・共産主義に批判的な内容のもので、反ソ連、反共産主義の情報発信の役割を担っていたことも示唆された。

本研究では、和書に引き続き、洋書についても、スミス・ムント法に依拠した米国のPDが、琉米文化会館の蔵書にどのように反映されたのか、奄美琉米文化会館の図書台帳より分析を行う。

2. 先行研究

琉米文化会館の蔵書研究は、漢那が行なった八重山琉米文化会館の書誌データ作成があるのみだが⁵、日本各地に設置されたCIE図書館に関しては、その蔵書に関する研究として吉井⁶や石原⁷の研究がある。石原は1948年に連合国軍総司令部下の民間情報教育局(Civil Information and Education Section: CIE)によって設立されたCIE横浜図書館と、その後継で1952年に設立された横浜アメリカ文化センター(横浜ACC)の洋書について調査を行った。石原は仮説の1つを「CIE図書館は“精神風土、教育、宗教などの文化的側面の非軍事化、民主化”を実現するために設置された施設であるから、民主主義や世界平和に関する資料が多いのではないか」とし、検証の結果、自由や民主主義、世界平和に関する図書が多かったと述べている。この結果をふまえ、本研究では、奄美琉米文化会館の洋書とCIE横浜図書館時代の蔵書との参照比較も行う。

3. 研究対象

奄美琉米文化会館当時の図書台帳に記載されている、1951年4月から1953年12月までの和書洋書それぞれの受け入れについて、洋書3,180冊を調査対象、和書2,899冊を比較対象とした。また、横浜 CIE 横浜図書館の資料を参照するため、資料が保存されている神奈川県立図書館の蔵書 OPAC 及び国立国会図書館オンラインサーチを利用した。

4. 研究方法

奄美琉米文化会館の蔵書のうち洋書について、スミス・ムント法を根拠としたPDを目的とし、米国についての情報を広報宣伝し、ソ連や共産主義と対峙する冷戦の状況を反映していたのか、明らかにするために蔵書の構成や傾向について以下4点の仮説を立てて検証を行う。

(1) **大分類による構成比較**：奄美琉米文化会館の和書の蔵書構成は同時期の日本の公共図書館同様、社会科学、文学がそれぞれ2割を示していた。洋書の傾向も和書と同様の目的に沿っていたのであれば、蔵書構成の和書と同様ではないか⁸。

検証のために、和書の蔵書構成との比較を行なった。同館では1951年4月の開館当初は、洋書はデューイ十進分類法(Dewey Decimal Classification:DDC)に則って分類が行われていたが、1953年1月から、和書洋書とも日本十進分類法(Nippon Decimal Classification:NDC)に変更するとされた⁹。本調査では、変更後のNDCを基本に分類し、変更がなされなかったものは、DDCからNDCへの変換を行い、NDCでの分類によって、大分類及び中分類の構成を確認した¹⁰。未記入等で分類番号が確認できない場合は、米国議会図書館分類法(Library of Congress Classification:LCC)を確認後、対応するDDC、さらにそれに対応するNDCを確認した。

なお、同館の1953年2月26日付の「目録作成における標準実施要領(SOP-Cataloging)」には、分類の概要として、児童書のうち絵本はE、物語と読本はJY(児童読み物)、教育や情報を目的としたものはJY(児童図書)と分類されている。本調査での分類でも、これに従って児童書を分類した。

(2) **米国関連図書の割合**：奄美琉米文化会館の洋書が琉米文化会館の目的に沿っていたのであれば、米国関連の図書は和書同様に入っていたのではないかと。さらにいえば、日本語に翻訳されていない米国関連の原書も多かった可能性が高く、それらを考慮すると、米国関連の図書は和書より割合が大きかったのではないかと。

検証のために、洋書について次の3段階で抽出

を行なった。① NDCの大分類200(歴史・地理)のうち、中分類の北アメリカ史(250)、及び伝記(280)で米国人が主題のもの、地理、地誌、紀行(290)で米国が主題として扱われているものを抽出、②書名に「America/American」「United States of America/U.S.A.」が含まれるもの、③英米文学(930)のうち、米国人著者によるものである。

(3) **ソ連・共産主義関連図書の割合**：奄美琉米文化会館の洋書も和書同様反ソ連・反共産主義の図書の割合が大きかったのではないかと。

検証のために、次の手順で抽出を行なった。書名に「Soviet」「communism」「socialism」「Marx」「Russia」が含まれるものを抽出した。書名だけで判断が難しい場合は本の内容を確認した。

(4) **CIE 横浜図書館蔵書の比較参照**：石原は、CIE横浜図書館時代の蔵書に関して「民主主義に関する資料があり」、「341.1(世界平和)に分類される図書が27冊と多く」、「国連関係の図書が目立つ」と指摘している¹¹。CIE図書館が日本の「非軍事化、民主化を実現するための施設」¹²であったのに対し、琉米文化会館はPDを目的としたスミス・ムント法を根拠とし、米国の文化、情報政策の広報宣伝に沿った施設であったのではないかと。そうであれば、民主主義や世界平和、国連に関する蔵書傾向はCIE横浜図書館と比較して差異が見られるのではないかと。

上記の仮説検証のために、奄美琉米文化会館の洋書のうち、①民主主義に関する図書として、書名に「democracy」が含まれる図書、②DDC341(国際法)に該当するNDC319(外交、国際問題)、329(国際法)に分類される図書¹³、③国連関係の図書として書名に「United Nations」が含まれる図書、の所蔵を確認した。さらに、神奈川県立図書館のOPAC及び国立国会図書館オンラインサーチで上記の①～③の条件で発行年が1951年までの資料確認によって、CIE横浜図書館蔵書との比較参照を行なった¹⁴。

5. 分析結果

(1) 大分類による構成比較(表1)

奄美琉米文化会館の洋書(3,180冊)の正本は全体の76.6%の2,437タイトルであり、その構成は、児童書(全タイトルの18.9%、以下同)が最も多く、次いで歴史・地理(16.0%)と続き、社会科学(14.3%)と自然科学(14.0%)がほぼ同じ割合、その後文学(10.3%)、技術・工学(7.4%)、芸術・美術(5.7%)、総記(5.1%)、産業(2.9%)、言語(2.7%)、哲

学・宗教(2.2%)の順であった。

和書の蔵書が、当時の公共図書館とさほど変わらない構成(社会科学が20.4%,文学20.3%等)だったのに対し、洋書は一番多い分野が児童書であり、逆に社会科学の分野は少ないなど、蔵書構成が和書と大きく異なった。さらに洋書で大きい割合を占めた分野は歴史・地理で、中分類で見ると地理、地誌、紀行や伝記、また北アメリカ史が多かった。

表1 奄美琉米文化会館 洋書・和書 大分類別比較

図書分類番号 (類)	洋書		和書	
	タイトル数	割合	タイトル数	割合
0 総記	124	5.1%	104	5.7%
1 哲学・宗教	54	2.2%	83	4.5%
2 歴史・地理	391	16.0%	102	5.5%
3 社会科学	349	14.3%	375	20.4%
4 自然科学	342	14.0%	172	9.4%
5 技術・工学	180	7.4%	96	5.2%
6 産業	71	2.9%	76	4.1%
7 芸術・美術	138	5.7%	77	4.2%
8 言語	67	2.7%	94	5.1%
9 文学	252	10.3%	374	20.3%
児童	460	18.9%	283	15.4%
不明	9	0.4%	3	0.2%
合計	2,437	100.0%	1,839	100.0%
総数/総数に対する割合	3,180	76.6%	2,713	63.4%

(中分類の表は掲せせず)。

また洋書では中分類で医学・薬学が多かった(洋書6.2%,和書3.9%)ため、自然科学の割合が和書に比して大きくなった。社会科学は和書に比べて社会(洋書1.2%,和書2.9%)や教育(洋書3.5%,和書6.5%)の分野が少なかった。

児童書の特徴として、特定の著者のタイトルがシリーズで揃えられていたことが挙げられる。例えば、パーカー(Parker, B. M.)の科学絵本が72タイトル(複本なし)あるなど、児童向けに易しく書かれた科学テーマの絵本が揃って配本されていた。

(2) 米国関連図書の割合(表2)

洋書の全タイトル数における米国関連図書のタイトル数割合は30.3%(738タイトル)であり、和書の8.2%(148タイトル)の約3.7倍という高い割合であった。歴史・地理(大分類番200)の中で、地理、地誌、紀行(中分類番号290,295)は127タイトルだが、このうちの115タイトルは、*Missouri Valley, land of drouth, flood, and promise*(Terral, R., 1947)などの米国の各州や地域、主要都市のガイドブックだった。

伝記(中分類番280)は110タイトルのうち、107タイトルが米国人の伝記だった。著名な人物については異なる著者による伝記が多数含まれ、例え

ばリンカーンの伝記は17タイトルあった。この他、女医を対象にした *Women Doctors Today*(Knepp, S. E., 1947)、貧困層のために尽くした女性の自伝、*Twenty years at Hull-House*(Ad-dam, J., 1946)など多岐にわたった。

英米文学(中分類番号930)は219タイトルの大半(206タイトル)が米国人著者であり、ワイルダー(Wilder, Thornton), ラードナー(Lardner, Ring)175人が含まれていた。

表2 米国関連図書の割合

図書分類番号 (類)	洋書		和書	
	タイトル数	割合	タイトル数	割合
0 総記	38	5.1%	2	1.4%
1 哲学・宗教	8	1.1%	1	0.7%
2 歴史・地理	331	44.9%	10	6.8%
3 社会科学	72	9.8%	26	17.6%
4 自然科学	16	2.2%	5	3.4%
5 技術	13	1.8%	2	1.4%
6 産業	8	1.1%	2	1.4%
7 芸術	20	2.7%	3	2.0%
8 言語	7	0.9%	2	1.4%
9 文学	209	28.3%	83	56.1%
児童	14	1.9%	10	6.8%
不明	2	0.3%	2	1.4%
合計	738	100.0%	148	100.0%
タイトル数・タイトル数に対する割合	2,437	30.3%	1,839	8.2%

(3) ソ連・共産主義関連図書の割合

洋書では書名に「communism」「socialism」「Marx」が入るものは蔵書になかった。「Soviet」と書名に入っているのは *Structure of Soviet Wages*(Bergson, A., 1946)などの2タイトル、「Russia」と書名に入っているのは *America Faces Russia: Russian-American relations from early times to our day*(Bailey, T. A., 1950)などの4タイトルのみであった。図書の内容も明白な反ソ連・反共産主義ではなかった。

(4) CIE 横浜図書館蔵書との比較参照

①書名に「democracy」が含まれる図書は奄美琉米文化会館の洋書に29タイトル、CIE 横浜図書館蔵書に41タイトルあった。このうち *Foundations of Democracy*(Johnson, F. E., 1947)など3タイトルが両者に共通していた。②DDC 341(国際法)に該当するNDC 319(外交, 国際問題), 329(国際法)に分類される図書は、奄美琉米文化会館の洋書に23タイトル、CIE 横浜図書館蔵書に15タイトルあった。両者に共通したタイトルはなかった。なお、CIE 横浜図書館蔵書の15タイトル中10タイトルは書名に「United Nations」が含まれていた。③国連関係の図書として書名に「United Nations」

が含まれる図書は奄美琉米文化会館の洋書に3タイトル、CIE横浜図書館蔵書に24タイトルあった。民主主義に関する図書は共通資料が見られたが、奄美琉米文化会館の国連関係の洋書はCIE横浜図書館に比べて少なかった。

6. 考察

(1) 奄美琉米文化会館の洋書の特徴として、児童書、米国の歴史、地理、伝記、そして医学・薬学分野の図書が多く、和書とは異なる蔵書構成であったことが確認された。すなわち、洋書の選書には和書と異なる選書基準が働いていたことが示唆される。

(2) 米国関連の図書のタイトル数は、洋書全タイトル数の3割を占めた。米国の歴史、米国各地の地誌、様々な米国人の伝記等、米国への理解を促す資料として多様な資料が配本されていた。

(3) 洋書に反ソ連・反共産主義の図書がなかったことは、現地の利用者の英語力を判断し、難しい内容の洋書は配本しないとした可能性があるが、さらなる検証が必要である。

(4) CIE横浜図書館に多く所蔵されていた国際平和や国連に関する資料は奄美琉米文化会館にはわずかしかなかった。その理由として、奄美・沖縄に対し、国連による統治ではなく軍事目的の直接統治を目指していた米軍政府/米民政府にとって、積極的に提供すべき情報ではないと判断された可能性もあるが、検証が求められる。

注・引用文献

¹ United States Civil Administration of Ryukyu Islands, *Civil Affairs Activities in the Ryukyu Islands*, vol. 1, no. 2, 1953, June 30.

² 吉本秀子「米国の広報外交と沖縄-米民政府・広報局に焦点を当てて-」『山口県立大学学術情報』第7号, 2014. 3月, p. 63-74.

³ *United States Information and Educational Exchange Act of 1948*, PL. 80-402, 27 January, 1948.

⁴ Cull, Nicholas, J. *The Cold War and the United States Information Agency: American Propaganda and Public Diplomacy, 1945-1989*, Cambridge University Press, 2008. p. 39.

⁵ 漢那憲治「米軍占領下の沖縄における図書館についての総合的研究：八重山琉米文化会館の残存蔵書の書誌データ」『梅花女子大学文化表現学部紀要』1, 2004, p. 175-218.

⁶ 吉井和子「合衆国海外情報センターの性格：図書館活動を中心として」『Library Science』No. 1, 1963, p. 131-133.

⁷ 石原眞理「横浜アメリカ文化センター所蔵資料と設置者の意図」『日本図書館情報学会誌』56巻 (1) 2010. p. 17-33.

⁸ 奄美琉米文化会館主事の中原四は同館が公共図書館として広く社会教育、文化向上のための連絡機関となることを

(5) 本調査で、洋書に、成人の初級学習者を想定した図書が大量に入っていたことが明らかになった。*Citizen's Reference Book: Vol. 1-2: A Textbook for Adult Beginners in two volumes.* (Morris, E. C., 1927) という図書1, 2巻が各15冊の複本と共に蔵書に含まれていた。この資料は出版元であるノースカロライナ大学出版局によれば、初版1927年で「コミュニティスクールの成人初学者のための教科書」として「生徒に読み書き数字を教え」「良き市民としてふさわしく成長するために必要な道德概念を強調」した図書であった¹⁵。初版の時期は米国で増加する移民を対象に積極的なアメリカナイゼーションが進行した時期である¹⁶。琉米文化会館に当該図書が大量にあった事実は、住民に対しアメリカナイゼーションの視点が存在したことを示すのか、検討する必要がある。ちなみに当該図書は現在の神奈川県立図書館の蔵書にはないものの、CIE図書館に関してはさらなる確認を進める必要がある。

6. 今後の課題

今回の調査を通して確認されたことは、当時の奄美・沖縄の統治政策に如何に位置付けられるか、国務省や議会の記録を確認し、米国のPDの本質についてさらに検討を行いたい。

目指していた。中原四「文化情報会館とは？その性格と運営について」『自由』1951年7月号, p. 20.

⁹ Processing Unit, Memorandum: *Change in classification system*, 1953, January 26.

¹⁰ DDCからNDCへの変換については主に次の文献を参照した。渡来恵美「平成11年度第2回総合目録データベース実務研修レポート：DDCからNDCへの記号変換」1999, <http://www.nii.ac.jp/hrd/ja/db/report/h11/WA-TARAI.pdf> (参照2020-05-05)

¹¹ 前掲7), p. 27.

¹² 前掲7), p. 27.

¹³ 石原はDDC341. 1の資料を扱ったが、本調査ではDDC341対応のNDC319または329を対象とした。

¹⁴ CIE横浜図書館蔵書については、石原の、神奈川県立図書館蔵書中、発行年が1951年以前の資料とする方法に倣った。前掲7), p. 23.

¹⁵ The University of North Carolina Press, "Citizen's Reference Book Vol. 1". <https://uncpress.org/book/9781469609386/citizens-reference-book-volume-1/> (accessed 2020-05-03).

¹⁶ Barrett, James R. "Americanization from the Bottom Up: Immigration and the Remaking of the Working Class in the United States, 1880-1930," *The Journal of American History*, Vol. 79, No. 3, Discovering America: A Special Issue (Dec. 1992), p. 996-1020.

16 世紀中葉ジュネーヴにおけるページ付け印刷の発展について

雪嶋宏一（早稲田大学）

yukis@waseda.jp

要旨

16 世紀中葉に活版印刷が発達したジュネーヴにおけるページ付け印刷本について調査した。ジュネーヴ最初のページ付け本は 1536 年に刊行され、1540-60 年にはバーゼル、リヨンと匹敵するほどページ付け印刷が発展した。その中心はカルヴァン等の改革派の宗教書であり、人文主義書がページ付け印刷の中心となるバーゼルやリヨンとは異なっていた。16 世紀後半に宗教書にもページ付けが広がるが、ジュネーヴはその先駆けとみなされ、ページ付け印刷の発展に寄与した。

1. 本研究の目的と方法

近代的書物形態の構成要素の一つであるページ付けはヨーロッパで 16 世紀に成立・発展したとみなされてきたが、その発展過程についてはこれまで実証的な研究は発表されていない。本研究では近代的書物形態がいつ、どこで、どのような過程を経て発達したのかを解明するため、ページ付けの発展過程に着目して実証的に研究することを主要な課題とする。

ページ付け印刷本の調査方法は、第一にヨーロッパで構築された 16 世紀印刷本の書誌情報データベースで主要な印刷地で刊行された書物を検索し、ページ付け本を抽出して、各地のページ付け本の数量と比率を算出して統計的な基礎データを作成することである。

第二に主要な印刷地でページ付けを進めた印刷業者の刊本を現物調査して、どのような技術を用いて、どのような分野の書物をページ付けで印刷したのか分析し、各業者のページ付け印刷の特徴を知ることである。

2. 研究の経緯

最初に 15-16 世紀印刷本の書誌データベースから抽出された 16 世紀の主要印刷地のページ付け本を世紀前半と後半に分けて、各地におけるページ付け本の比率を比較して、全体の傾向を考察した。その結果、ページ付け本はヴェ

ネツィアで始まり、バーゼルで盛んになり、ケルン等のライン川流域都市とリヨンで発展し、16 世紀末までにアントワープ、パリ、ロンドンで発展していた。一方、イタリア、ドイツ南部・東部では発展が遅かったことが判明した¹⁾。

次に、ページ付け印刷を最初に行ったアルド・マヌーツィオ（Manuzio, Aldo, 1450 頃-1515）のページ付け本 17 版（うち 13 版がギリシア語書）を調査した。彼は 3 タイプのページ付けの方法を試みて、左ページ（verso）でヘッドライン左端、右ページ（recto）でヘッドライン右端にアラビア数字のページ番号を付与する型式（A タイプ）を採用した。彼のページ付け印刷の影響はすぐにフィレンツェとバーゼルに現れた²⁾。

続いて、バーゼルのフローベン（Froben, Johann, 1460 頃-1527）の印刷本を中心にしてバーゼルのページ付け本を調査した。フローベンはアルドの A タイプを採用して、エラスムス（Erasmus, Desiderius, 1466-1536）等の人文主義者の著作、ギリシア・ローマ古典、初期教父著作集をページ付け本で刊行した。バーゼルのページ付け本の大半はローマン体またはイタリック体活字で印刷された人文主義書であり、ゴシック体活字の宗教書・法学書はわずかだった。つまり、書物の分野と本文活字がページ付けと関係していた。フローベンの影響でバ

ーゼルの他の業者もページ付けに取り組み、その比率が上昇したことが判明した³⁾。

そして、16世紀に最多のページ付け本が刊行されたフランスのパリとリヨンのページ付けの発展過程を研究した。フランス最初のページ付け本はリヨンで1510/11年に刊行されたマヌーツィオ版ローマ古典の海賊版であった。続いてバーゼルの影響の下パリで1519年にレシュ (Resch, Conrad, 1552 没) とヴィドゥエ (Vidoué, Pierre, 1543 没) によってページ付け本が出版された。パリでは1530年代にエチエンヌ (Estienne, Robert, 1503-59) とウェシエル (Wechel, Chrétien, 1554 没) がページ付けに取り組むが、他の業者は消極的であった。一方、リヨンでは人文主義書の出版を1528年から行ったグリフ (Gryphe, Sébastien, 1493-1556) がアルドAタイプでアラビア数字によるページ付けに積極的に取り組み、リヨンで最多のページ付け本を刊行した。グリフの影響の下、他の業者もページ付けを盛んに行なったことでリyonは当時ヨーロッパで最多のページ付け本を生産していたことが判明した⁴⁾。

本発表では、16世紀中葉以降に印刷業が発達したフランス語圏ジュネーヴにおける1540-60年のページ付け印刷について、バーゼルおよびリyonと比較してその特徴を考察する。

3. ジュネーヴの印刷出版業の発展

15-16世紀のジュネーヴの印刷本の調査にはスイスで構築された書誌データベースGLN15-16を利用した⁵⁾。なお、バーゼルとリyonの書誌データについてはVD 16、USTC、LYON 15-16⁶⁾に基づいて算出した。

ジュネーヴにおける活版印刷はドイツ出身のシュタインシャーバー (Steinschaber, Adam) によって1478年に開始され、15世紀中に94版が刊行された⁷⁾。16世紀に入っても出版点数は年間数点であったが、1538年に10点を超

え、40年代以降点数が増加した。1550年から毎年50点以上刊行されるようになり、1576年以降出版点数ではバーゼルを凌駕して、スイス第一の印刷都市となった (図1)。

ジュネーヴの出版点数が1550年から急速に増加した理由は、改革派の印刷家バード (Bade, Conrad, 1520-62)、クレスパン (Crespin, Jean, 1520-72)、エチエンヌ (Estienne, Robert, 1503-59) 等がフランスから亡命してジュネーヴの印刷業を活性化させたことと、1541年にジュネーヴをプロテスタントに改宗させたカルヴァン (Calvin, Jean, 1509-64) の影響下で改革派の著者の著作と各国語の聖書の出版が盛んになったことである。

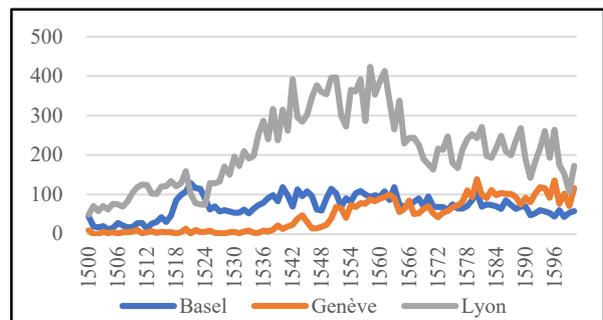


図1. 16世紀バーゼル、ジュネーヴ、リyonの出版点数の推移

4. ジュネーヴのページ付け本の発展

ジュネーヴでのページ付け印刷は1536年のジラル (Girard, Jean) 刊行『新約聖書』2点とケルン (Koeln, Wygand) 刊行のデネチエール (Marie d'Ennetière) 『ジュネーヴ市の戦争と解放』を嚆矢とする。ジュネーヴでは1540-60年に1,006版が刊行され、そのうち640点 (63.62%) がページ付け本であった。1540年代にはページ付け本が50%を前後したが、1550年以降は毎年50%を超え、1551年には78%に達した (図2)。

ページ付け本を印刷した主な印刷業者を表1に示す。1550年からジュネーヴで印刷を行ったクレスパンと前述のジラルが大半を占

める。次にクレスパンと共同出版を行ったバード、そしてエチエンヌ、デュ・ボス、リヴリー兄弟が続く。

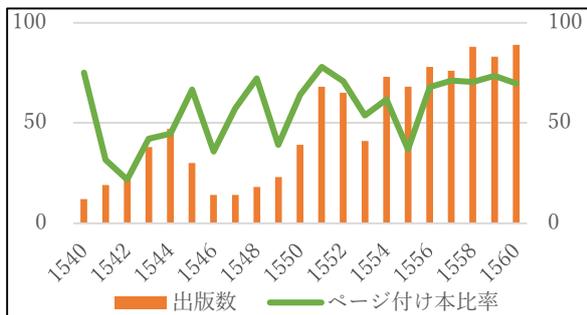


図2. ジュネーヴの出版点数とページ付け本の比率

印刷業者	ページ付け本点数
Jean Crespin	183
Jean Girard	161
Corad Bade	48
Robert I Estienne	27
Simon Du Bosc	22
Adam Rivery & Jean Rivery	21

表1 ジュネーヴの主なページ付け印刷業者

クレスパンの印刷本についてはジルモン (Gilmond, Jean-François) の書誌⁸⁾に基づいて編年順にページ付けの割合を算出した (図3)。クレスパンは1548年にバードの援助で印刷所を開設した。1558年には25点を刊行し、そのうちページ付け本が20点を占めた。彼はローマン体活字を用いて、Aタイプを主に採用し、ページ番号にアラビア数字を使用した。

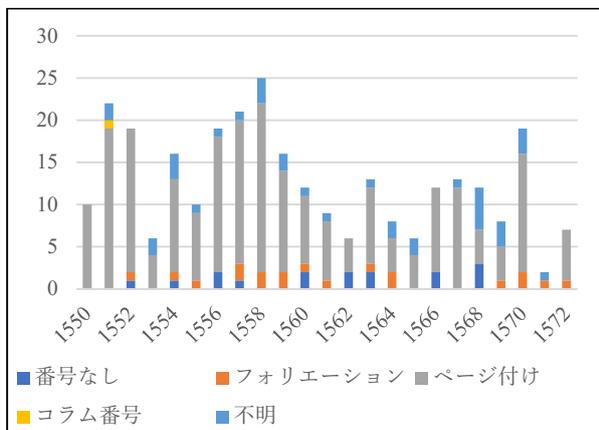


図3 クレスパン印刷本のページ付け本の割合

次に、ジュネーヴのページ付け本の主な著者を表2に示す。カルヴァンの著作が207版と最多である。ジュネーヴではこの期間にカルヴァンの著作が297版刊行されたので、約70%がページ付け本である。カルヴァンのページ付け本のうち68版がジラル、51版がクレスパンによるものである。次がプロテスタント向けの聖書、聖書各書である。この時期ジュネーヴは迫害を逃れてきた改革派が集まる国際都市で、羅・希語をはじめ仏、伊、英、西訳聖書が刊行された。続いてリヨンをプロテスタント化した神学者ヴィレ、ツヴィングリ (Zwingli, Huldrych, 1484-1531) の後継者のチューリヒのブリンガー、改革派の歴史家スレイダヌス、ルター、改革派神学者ベーズと続き、プロテスタントの出版物が大半を占めている。ジュネーヴの宗教的政治的な位置を如実に示している。

著者	版数
Calvin, Jean	207
Bible	59
Viret, Pierre	52
Bullinger, Heinrich	24
Sleidanus, Joannes	19
Luther, Martin	14
Bèze, Théodore de	13

表2 ジュネーヴのページ付け本の主な著者

5. バーゼルおよびリヨンとの比較

ジュネーヴ近隣の印刷中心地であるバーゼルおよびリヨンと比較する。両市ともページ付け印刷の先進地であり、ジュネーヴと文化的・経済的關係が強い。これら3市のページ付け本の比率は、バーゼルが80%を前後して常に高く、リヨンは50%~70%の間で推移するが、ジュネーヴは40%~80%の間で大きく振幅したが、50年代末にはリヨンを超えてページ付け印刷が発展したことが判明する (図4)。

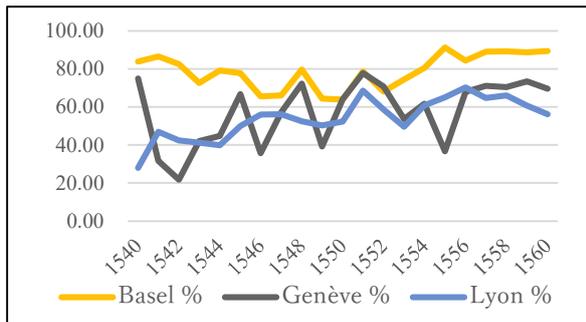


図4 バーゼル、ジュネーヴ、リヨンのページ付け本の比率

次にページ付け本の主な著者を比較すると、バーゼルとリヨンではともに人文主義と古典が主流である(表3-4)。なお、リヨンではローマ法書(Justinianus I)にページ付けが見られるようになる。これら両市とは異なり、ジュネーヴでは宗教書に偏っていることがわかる。この点は16世紀後半に宗教書にページ付けが普及する先駆けと言える。また、リヨンのローマ法書も16世紀後半の傾向を示唆している。

著者	版数
Erasmus, Desiderius	93
Aristoteles	34
Münster, Sebastian	29
Cicero, Marcus Tullius	25
Melanchthon, Philipp	25
Bibliander, Theobald	23
Ovidius Naso, Publius	23

表3 バーゼルのページ付け本の主な著者

著者	版数
Cicero, Marcus Tullius	176
Bible	156
Erasmus, Desiderius	140
Aristoteles	122
Justinianus I	115
Galenus	81
Alciato, Andrea	77

表4 リヨンのページ付け本の主な著者

6. まとめ

16世紀中葉ジュネーヴではページ付け印刷がバーゼルやリヨン同様に発展し、カルヴァンの著作等の宗教書がページ付けで盛んに印刷された。この傾向は人文主義書にページ付けが行われたバーゼルやリヨンとは異なる特徴であり、世紀後半に宗教書にもページ付けが普及する先駆けとなった。これらの本が各地の改革派に流布したことで、ジュネーヴはページ付け本の発展に寄与したと考えられる。

注

- 1) 拙稿「西洋におけるページ付けの起源と発展過程について」『学術研究：人文科学・社会科学編』66号, 2018, pp. 67-83.
- 2) 拙稿「ページ付けの起源とアルド・マヌーツィオ:新しいぶどう酒は新しい革袋に入れ」『書物学』15号, 2019, pp. 13-21.
- 3) 拙稿「16世紀前半バーゼルにおける近代的書物形態の発展について:ページ付け本の発展プロセスを中心に」『学術研究：人文科学・社会科学編』67号, 2019, pp. 71-84.
- 4) 拙稿「フランスにおけるページ付け印刷の開始と発展について」『学術研究：人文科学・社会科学編』68号, 2020, pp. 51-73.
- 5) GLN 15-16, URL: <http://www.ville-ge.ch/musinfo/bd/bge/gln/>, (accessed on 18 April 2020).
- 6) LYON 15-16, URL: <http://www.lyon15-16.org/>, (accessed on 18 April 2020).
- 7) ISTCではジュネーヴ印刷書として108版が登録されている。これには印刷地がジュネーヴかどうか定かでないデータも含まれている。
- 8) Gilmont, Jean-François, *Bibliographie des éditions de Jean Crespin 1550-1572*, Verviers: P.M.Gason, 1981.

謝辞: 本研究はJSPS 科研費 JP17K00454 の助成を受けたものです。

2040年の図書館像

大谷 康晴（青山学院大学） y_otani@ccs.aoyama.ac.jp

抄録

『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』と『日本の図書館 2015』をもとに、2040年時点で人口規模が小さい図書館設置自治体における人口減少の影響を分析した。2015年時点での図書館設置自治体の約9%が2040年には図書館の設置に支障や困難を来すレベルまで人口が減少することが分かった。今後の地方自治制度の改革も視野に入れながら図書館のあり方を検討する必要がある。

1.はじめに

日本の総人口は2008年の1億2808万人をピーク¹⁾として減少を続け、2019年5月時点の人口は『人口推計』によれば、1億2618万1千人となっている²⁾。この傾向はその後もつづき、国立社会保障・人口問題研究所による『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』（以下、「将来人口推計」とする）³⁾では福島県を除く（東日本大震災の影響による）46都道府県について2030年以降全都道府県で人口が減少に転じるとしている。

このような人口減少がもたらす社会的問題として「2040年問題」と呼ばれるものがある。これは、2040年には世代間の不均衡、東京圏と地方間の不均衡が極限に達することによってさまざまな社会的問題が生じるとしうものである⁴⁾。

発表者はこのような2040年問題の影響によって、現在図書館を設置している自治体においても、著しい人口減少の一方社会保障費の増大に耐えかねて図書館サービスの水準の維持が困難になると想定する。そして、それは、まず人口の少ない自治体にその問題は顕在化するものと考えている。というのも、将来人口推計では、2040年の人口と2015年の人口を比べると東京都は微増、首都圏（埼玉、千葉、神奈川の各県）は10%減少、東北地方の大半は30%以上減少となっているように、現在の人口が過疎であるところほど人口減少は顕著になっているからである。

本発表は、以上の状況を背景として人口減少がどのように図書館にも影響を及ぼすのか、そ

して、その影響に対してどのように考えていくべきなのかを提起するものである。

2.調査手法

単に人口がどれだけ減るかだけでは、人口減少が図書館に与える影響を考えることは困難であるので、人口と図書館の設置率の関係を通して図書館への影響を推測することとした。

現在わが国では、人口が多い自治体では図書館設置率が高く、人口が少ない自治体で設置率が低い。当然自治体によって細かい事情は異なると思うが、とにかく図書館を設置するという点において、自治体の人口は影響を及ぼしていると考えことは間違いないと思われる。

そこで人口と図書館設置状況を使用して、作業上、図書館サービスの維持が困難になる目安を設定する。そして、将来人口推計に基づき2040年時点の推計人口とその目安を比較することで、2040年にどれだけの図書館でサービス維持が困難になっているかを予測して、分析することとしたい。

さて、図書館ではないが、ある人口での施設の設置率を、国土全体の計画にあてはめたものとして、『国土のグランド計画2050』⁵⁾がある。この中では、存在確率と呼ばれる概念を一定の人口規模の市町村のうち、当該産業の事業所が1つでも存在する市町村の割合として定義し、さまざまな施設の存在確率が50%以上80%未満となる人口段階を提示している。表1(次項参照)はこれらの中で教育施設の一部を例示したものである。この考え方に従うと、存在確率

50%という人口段階はそれらの施設が存在することが困難となる一つの目安と考えられるので、この考え方を基本としたい。ただし、『国土のグランド計画 2050』では人口段階ごとに設置率を求めているが、人口段階の設定が1万人以下では1,000人単位、1万人から10万人までは5,000人単位、10万人以上は5万人単位となっている。この発表では図書館の存在確率 50%を明確に求めるため、人口段階の設定は全て1,000人単位で行うこととした。なお、図書館の存在確率の算出については、将来人口推計が2015年国勢調査確定値に基づいているため、図書館の設置状況は『日本の図書館 2015』を参照し、人口は2015年国勢調査確定値を参照した。

**表1 『国土のグランド計画 2050』にみる
存在確率 50%から 80%となる教育施設**

施設名	存在確率 50% となる人口	存在確率 80% となる人口
学習塾	5,500	7,500
音楽教授業	4,500	17,500
外国語教授業	27,500	32,500
学術・開発研究機関	32,500	77,500
博物館, 美術館	57,500	87,000
大学	125,000	175,000

さて、1,000人ごとに人口段階を設定して、その中での図書館の存在確率を示したものが表2(右列参照)となる。5,000人以上6,000人未満の段階で図書館の存在確率が初めて50%を上回っている。しかし、それより人口段階が大きいところで存在確率50%を下回っている。そこで、回帰分析を行ったところ図1(次項参照)の結果となった。

図1では、図書館の存在確率が比較的あてはまりのよい対数曲線として示されている。そこで、図1に基づき見ていくと、図書館の存在確率が50%となるのは約6,500人である。この結果、2015年の図書館の設置状況において、図書館の存在確率が50%となるのは人口約6,500人とすることができる。

同時にこの結果から、おおよそ図書館の存在

確率30%となるのは人口3,000人と推定される。『国土のグランド計画 2050』では指摘していないが、存在確率が30%を下回るとなると、設置されていないのが通常の状態と解釈するのが妥当であろう。そこで、人口約3,000人も目安とする。

表2 人口段階と図書館存在確率一覧

人口段階		自治体数		図書館 存在 確率
以上	未満	全体	図書館 設置	
0	1,000	28	3	10.7%
1,000	2,000	53	7	13.2%
2,000	3,000	50	15	30.0%
3,000	4,000	65	17	26.2%
4,000	5,000	53	21	39.6%
5,000	6,000	54	30	55.6%
6,000	7,000	36	18	50.0%
7,000	8,000	58	26	44.8%
8,000	9,000	44	20	45.5%
9,000	10,000	38	24	63.2%
10,000	11,000	28	16	57.1%
11,000	12,000	35	25	71.4%
12,000	13,000	25	20	80.0%
13,000	14,000	24	18	75.0%
14,000	15,000	34	24	70.6%
15,000	16,000	34	24	70.6%
16,000	17,000	23	16	69.6%
17,000	18,000	25	21	84.0%
18,000	19,000	25	20	80.0%
19,000	20,000	21	18	85.7%
20,000	21,000	14	14	100.0%
21,000	22,000	16	14	87.5%
22,000	23,000	15	12	80.0%
23,000	24,000	19	17	89.5%
24,000	25,000	14	12	85.7%
25,000	26,000	13	12	92.3%
26,000	27,000	12	12	100.0%
27,000	28,000	21	20	95.2%
28,000	29,000	15	13	86.7%
29,000	30,000	16	15	93.8%

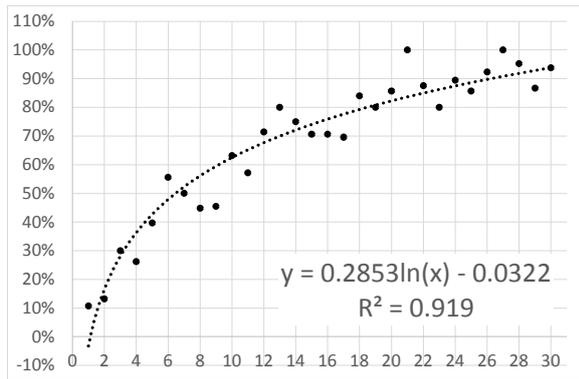


図1 図書館の存在確率の対数回帰分析
(X 軸は単位千人で人口段階の上限)

これら二つの目安は、以下の基準として採用したい。人口 6,500 人は図書館の存在確率が約 50%であり、これを上回ると設置される方の確率が高いことを意味する。いいかえると下回るとそれなりの意思を持たないと図書館が設置されないことになる。したがって、人口 6,500 人を下回った場合図書館運営に支障をきたすとみなす。そして人口 3,000 人を下回ると図書館はないことが普通になる。自治体として余程の熱意がないと図書館は設置できない。そこで、人口 3,000 人を下回った場合は、図書館運営が困難になるとみなす。なお、これらの基準は普遍的なものではなく、あくまでこの発表のための作業上のものであることを強調しておく。

3.結果

結論の説明に先立って、そもそも、人口減少と図書館についての関係がどうなのかというところには関心があると思われるので、2105年時点で人口 3 万人未満の自治体を対象に、図書館設置自治体と未設置自治体の人口変動の比率分布を図 2(右列参照)として示しておく。

図書館設置自治体の方が人口減少は緩やかである傾向があるが、図書館が人口減少の流れを緩和することに貢献しているかどうかは不明である。

さて、2040年時点での推計人口が 6,500 人未満である図書館設置自治体を対象に、2015年時点での人口と組み合わせて集計したのが表 3(右列参照)である。

2015年時点では人口が 6,500 人以上ある、つ

まり図書館の設置が普通と考えられる人口規模があったのにも関わらず 2040 年時点で人口が 6,500 人未満となる自治体は 74 自治体あることになる。この中で北海道松前町は人口減少が特に著しく 2040 年の推計人口は 2,559 人 (2015 年人口は 7,337 人) となっている。

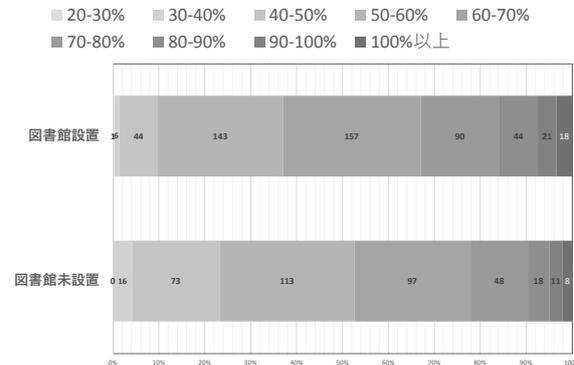


図2 人口 3 万人未満の自治体における人口比率(2015 を 100%とする)
(色が濃いほど人口減少率は低い)

表 3 2040 年時点で推計人口 6,500 人未満の図書館設置自治体

図書館設置自治体	2015年			
	3,000人未満	6,500人未満	6,500人以上	総計
3,000人未満	25	42	1	68
2040年 6,500人未満		36	73	109
総計	25	78	74	177

また、2015年時点で人口 3,000 人を上回っていたのに 2040 年時点で下回ってしまう自治体は、43 (この中には北海道松前町も含まれている) ある。

先ほどの基準にあてはめると、2015年時点では該当しなかったのに 2040 年時点で図書館運営に支障をきたす自治体は 73、図書館運営が困難となる自治体は 1 あることになり、2015年時点でも支障があったが 2040 年には困難となるレベルに悪化する自治体は 42 あることになる。上記の数値を合計した 116 は、2015年時点での福島県を除く図書館設置市区町村 1288 の 9%に相当する。自治体の数として無視できるレベルではない。

4. 考察

以上のように自治体数としてみた場合、2040年には相当数の自治体で図書館運営に問題が生じることが想定される。人口減少の結果として、社会保障が求められる一方、図書館サービスを担当する人手そのものが不足する地域の状況は深刻な影響を図書館に及ぼすと考えた方が無難であろう。

そもそも、人口減少の結果かなりの場所が、地域社会の崩壊の危機に瀕するはずであり、問題への対応を考えなければならないし、実際にそういう動きは存在する。たとえば総務省では、「自治体戦略 2040 構想研究会」という有識者による研究会を2017年から2018年にかけて組織して、地方自治の観点から2040年問題の検討を行っていた⁶⁾。

この研究会の報告では、地方自治制度について、個々の市町村による行政のフルセット主義を捨てて、圏域単位での行政を標準とする圏域マネジメントと現在の地方自治が市町村と都道府県からの二層で成り立っている構造を柔軟に運用することの二点の改革を求めている。後者については、都道府県が核となる都市のない地域(圏域を形成できない地域)の市町村の補完・支援に本格的に乗り出すことを提言している。その際、圏域内の行政は大都市等による市町村間連携に委ねるとしている⁷⁾。そして、“小規模自治体では専門職員の不在が生活に不可欠なインフラ維持管理等足かせになる”として、都道府県や市町村の組織の垣根を越えて、希少化する人材を柔軟に活用する仕組みの必要性を訴えている。

このような提言がすぐに地方自治制度に取り入れられるとは考えにくい、現行の地方自治制度に限界があるのも事実である。2040年には人口減少の影響は深刻なものとなる。その状況でも一定のクオリティの図書館サービスを提供していくためには、今から地方自治改革を視野に入れた新しい図書館のあり方を考えていく必

要があるだろう。

引用文献

(URLは全て2020年5月6日参照)

- (1) 総務省統計局「1 人口 人口減少社会、少子高齢化」『統計が語る平成のあゆみ(統計トピックス No.119)』
https://www.stat.go.jp/data/topics/topi119_1.html
- (2) 総務省統計局「男女別人口(2019年5月確定値、2019年10月概算値)」『人口推計/各月1日現在人口』
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=1&year=20190&month=24101210&tclass1=000001011678&stat_infid=000031872578&result_back=1
- (3) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp>
- (4) 宮本太郎「社会保障の2040年問題、現役1.5人が高齢者1人を支える困難さ」
<https://www.jcer.or.jp/blog/miyamototaro20181017.html>
- (5) 国土交通省『国土のグランドデザイン2050; 対流促進型国土の形成』2014,
<https://www.mlit.go.jp/common/001047113.pdf>
- (6) この研究会については、下記URLを参照
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jichitai2040/index.html
- (7) 自治体戦略2040構想研究会『自治体戦略2040構想研究会 第二次報告; 人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか』2018,
https://www.soumu.go.jp/main_content/000562117.pdf

1950年制定の図書館法における複数基準の検討 —複数基準について規定した法律の調査を通じて—

葉袋秀樹

元筑波大学

qzw04141@nifty.com

抄録

研究の目的は、「望ましい基準」ともう一つの基準から成る複数基準が図書館法以外の法律で用いられているかどうかを明らかにすることである。「e-Gov 法令検索」を用いて現行法の条文の調査等を行った結果、次の点が明らかになった。「望ましい基準」の用語を含む法律は11（現行法9、旧法2）ある。環境・学校関係の基準を規定した法律と図書館法を除く6つの法律にはもう一つの基準に関する規定は見られず、複数基準は用いられていない。

1. はじめに

1.1 研究の背景

現行の図書館法では、第7条の2で、「図書館の設置及び運営上望ましい基準」について規定しており、これが唯一の基準である。1950年制定の図書館法では、第18条で「公立図書館の設置及び運営上望ましい基準」（以下、「望ましい基準」という）、第19条で「公立図書館の設置及び運営上の最低の基準」（以下、「最低基準」という）が規定され、数値目標を含む高い基準と低い基準からなる複数の基準（以下、「複数基準」という）が設けられていた。

「最低基準」は数値目標が中心で、「望ましい基準」も数値目標を示すものと考えられていた³⁾。各公共図書館は、まず、「最低基準」を満たし、次に、「望ましい基準」をめざして努力することが求められていた。このため、図書館関係者は、長年にわたって、「望ましい基準」の公示（大臣告示）を求めてきた。

1967年、1973年の2度、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の案が作成されたが、公示には至らなかった。1992年には数値目標を含む「公立図書館の設置及び運営に関する基準」が局長通知された。公示をめざしたが、最終的には局長通知にとどまった¹⁵⁾。その後、政府の地方分権・規制緩和政策の結果、1999年に第19条が削除され、2000年に「公立図書館の最低基準」が廃止され、2001年に数値目標を含まない「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、2012年に同様の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が公示された。数値目標を含む「望ましい基準」は公示されずに終わった。

なお、上記の文部省の取り組みに関しては、日本図書館協会（日図協）が、1950年代から

1960年代初めにかけて図書館法改正運動に、1970年代末から1980年代初めにかけて「図書館事業基本法」制定運動に取り組んでおり、「望ましい基準」に対する取り組みを行っていなかったことを理解する必要がある。

筆者は、2019年に「望ましい基準」の水準に関する文部省関係者の解釈を紹介した¹⁸⁾。図書館法制定直後の1950年^{3) 4)}とその後の1954年に出版された解説書⁶⁾では、「望ましい基準」の数値目標の趣旨は解説されていない。川崎繁（社会教育局社会教育施設課）は、法制定の約2年半後の1952年に次のように解説している⁵⁾。望ましい基準は「図書館の設置及び運営上の現状からみての理想的基準で、最低基準に達している図書館に対する現状改善の目標となるもの」である。これは文部省関係者による唯一の解釈で、他の文献では紹介されていない。最低基準については、「現状に立脚して、図書館機能を果たすための最低の必要要件」を定めた「現実妥協的基準」ということができると解説している。

これまで、一部の公共図書館関係者は、「望ましい基準」が図書館法で規定されていることから、数値目標を含む「望ましい基準」の公示を求めてきた。しかし、上記の解釈をもとに、一連の経過を考えると、最低基準から見て改善の目標となる理想的基準を国が公示することがあり得るかという疑問が生じる。現実には、最低基準が廃止されて単独の基準となり、数値目標を除外したことによって、初めて「望ましい基準」の公示が可能となっている。

ここから、図書館法の基準に関する規定に対する疑問が生じる。数値目標を含む高い基準と低い基準からなる複数基準は実現可能なのだろうか。数値目標を含む複数基準が他分野で実

現されていれば、この方法が実現可能であることの証明になるが、そのような事例は紹介されていない。複数基準が他に例のない規定であることも考えられる。本研究では、複数基準が他の法律で用いられているかどうかを調査することによって、この問題を解明したい。

「望ましい基準」については、日本図書館協会出版の『図書館法と現代の図書館』等において、前田章夫が解説を担当している^{11) 12) 13) 14)}ほか、様々な内容の議論が行われているが、上記の点に関する検討は行われていない。

理論上は、「望ましい基準」以外の用語を用いて複数基準を規定することが考えられるが、本研究では、まず「望ましい基準」の用語を用いる場合について検討する。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、「望ましい基準」ともう一つの基準から成る複数基準が図書館法以外の法律で用いられているかどうかを明らかにすることである。

1.3 研究の方法

「e-Gov 法令検索」¹⁾の「法令用語検索」を用いて日本の現行法の条文を調査する(2020年4月24日現在)。「望ましい基準」の用語を検索し、それを含む法律を探索し、関係条文について、基準の名称、「望ましい」の意味、もう一つの基準に関する規定(複数基準に関する規定)の有無を調査した。

制定時に「望ましい基準」に関する規定が設けられていたとは限らないため、「衆議院」²⁾ウェブサイトの「立法情報-制定法律」で、これらの法律の改正の経緯を調査し、「望ましい基準」に関する規定を定めた改正年(または旧法の題名と制定年)を調査した。

このほか、かつて法律で規定されていたが、その後改正されて規定されていない基準の存在が考えられるため、グーグル等で「望ましい基準」の用語を検索し、名称に「望ましい基準」を含む、各省庁が制定した基準(①の基準以外)を探索し、そのうち、過去に法律で規定されていたものを選択し、①と同様の調査を行った。

2. 用語「望ましい基準」を含む法律の探索

2.1 「望ましい基準」を含む法律

(1) 「望ましい基準」「最低基準」を含む現行法

わが国の法律の数は1924(2014年現在)であるが、現行法で条文に「基準」の用語を含む

法律は1016あり、約半数の法律で「基準」について規定している。

「望ましい基準」を含む法律は10あるが、そのうち、下水道法は「環境基本法」を引用しているため除外し、残りの9つの法律の題名、制定年を年代順に示す。略称のあるものはそれを記載する。

- ・図書館法(1950)
- ・博物館法(1951)
- ・学校給食法(1954)
- ・学校保健安全法(1958)
- ・母子保健法(1965)
- ・生涯学習振興法(1989)
- ・育児・介護休業法(1991)
- ・環境基本法(1993)
- ・ダイオキシン類対策特別措置法(1999)

「最低基準」を含む法律は5つある。「望ましい基準」と「最低基準」を含む法律はない。

(2) 「望ましい基準」を含む旧法

グーグル、サイニーを検索した結果、名称に「望ましい基準」を含む、上記以外の基準が2つあり、調査した結果、旧法で規定されたものであった。旧法では「望ましい基準」の用語が用いられていたが、その後の改正で削除された。題名、制定年、法改正の経過を年代順に示す。

- ・勤労青少年福祉法(1970)
青少年の雇用の促進に関する法律(2011)に改正された。
- ・勤労婦人福祉法(1972)
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)(1985)に改正された。

(3) 「望ましい基準」に関する文献

これ以外の基準を探索するために、サイニーの論文検索のタイトルで「望ましい基準」を検索した。上記の基準に関する文献以外に、1965年から1966年にかけて、「地方議会図書室の望ましい基準」⁷⁾、「小学校図書館の望ましい基準」⁸⁾、「中学校図書館の望ましい基準」⁹⁾、「高等学校図書館の望ましい基準」¹⁰⁾について論じた記事が見られた。「地方議会図書室の望ましい基準」は専門図書館協議会関東地区協議会地方自治分科会が決定した基準で、学校図書館に関する記事は、学校図書館基準に対する意見も含めて、基準案に関する個人の意見を述べたものである。いずれも法律で規定した「望ましい基準」に関するものではない。

2.2 「望ましい基準」を含む法律と基準

「望ましい基準」の用語を含む法律は11（現行法9、旧法2）である。時代の変化がわかるように、「望ましい基準」に関する規定を定めた法律の題名とその制定年（または改正年）を見出しとし、年代順に示す。見出しが改正年の場合は制定年を付記する。見出しの下に基準の名称を記載し、「望ましい」に下線を付す。

①図書館法（1950）

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

②博物館法（1951）

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」
「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」

③公害対策基本法（1967）、環境基本法（1993）

「環境基準」

④勤労青少年福祉法（1970）

「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」

⑤勤労婦人福祉法（1972）

「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」

⑥生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）（1989）

「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」

⑦育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

（1995改正、1991制定）「勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準」

⑧ダイオキシン類対策特別措置法（1999）

「大気排出基準」「水質排出基準」

⑨学校給食法（2008改正、1954制定）

「学校給食実施基準」「学校給食衛生管理基準」

⑩学校保健安全法（2008改正、1958制定）

「学校環境衛生基準」

⑪母子保健法（2012改正、1965制定）

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」

3. 用語「望ましい基準」を含む法律の調査

3.1 基準に関する規定

(1) 基準の対象

「望ましい基準」の対象は多様であるが、内容によって次の4つに分けることができる。A.

施設の設置・運営（①図書館、②博物館、④勤労青少年ホーム、⑤働く婦人の家、⑦勤労者家庭支援施設等の5つ）、B. 環境の保全（③公害対策、⑧ダイオキシン類対策の2つ）、C. 学校給食・衛生（⑨学校給食、⑩学校環境衛生の2つ）、D. その他の個別の事業（⑥生涯学習振興、⑪妊婦の健康診査の2つ）。Aは所管の施設のあり方を示すものであるが、Bは社会に対して、Cは学校に対して、主に規制のための数値を示すもので、性格が異なる。

(2) 関係規定の制定年

関係規定の制定年は、1950年代から2000年代に広く分散し、社会のニーズや国の政策等の変化を反映していると考えられる。Aは1950年代、1970年代、1990年代に見られ、図書館法が最初である。Bは1960年代、Cは2000年代に見られる。

(3) 基準の名称

基準の名称に「望ましい」の用語を含む法律は、①図書館法、②博物館法、④勤労青少年福祉法、⑤勤労婦人福祉法、⑦育児休業法、⑪母子保健法の6つ（現行法4、旧法2）である。このうち5つ（現行法3、旧法2）が施設の設置及び運営に関する基準である。それ以外の名称は「環境基準」「実施基準」等である。

(4) 「望ましい」の意味

「望ましい基準」について規定した条文は「維持されることが望ましい基準」という条文と「についての望ましい基準を定める」等の条文に分かれる。

前者は、③公害対策基本法、環境基本法、⑧ダイオキシン類対策特別措置法、⑨学校給食法、⑩学校保健安全法の4つである。名称には「望ましい」を用いていない。

後者は、①図書館法、②博物館法、④勤労青少年福祉法、⑤勤労婦人福祉法、⑥生涯学習振興法、⑦育児休業法、⑪母子保健法の7つである。⑥を除く6つで、名称に「望ましい」を用いている。

前者は、要請度の低い「ゆるやかな基準」という意味で用いられていると考えられる。後者の「望ましい」の意味は法律と基準には示されていないため、基準に関する通達や解説等の資料を調査する必要がある。

3.2 複数基準に関する規定

B、Cの環境と学校に関する基準は、性格が異なるため除外し、AとDの7つの法律のうち、

図書館法を除く6つについて、現行法と基準の制定時の条文を調査したが、「望ましい基準」以外のもう一つの基準に関する規定は見られなかった。これらの基準は、単独の基準であり、「望ましい基準」ともう一つの基準から成る複数基準を定めたものではないと考えられる。

4. 考察

検討の結果、次の8点が明らかになった。

- ①現行法で、「望ましい基準」の用語を含む法律は9つ、「最低基準」の用語を含む法律は5つで、両方を含むものはない。
- ②「望ましい基準」の用語を含む法律は11（現行法9、旧法2）である。
- ③基準の対象は4つに分けることができる。施設の設置・運営、環境の保全、学校給食・衛生等があり、施設の設置・運営等とそれ以外では性格が異なる。
- ④11の法律の制定年代は広く分散し、社会のニーズや国の政策等の変化を反映していると考えられる。図書館法が最初である。
- ⑤基準の名称に「望ましい」を含む法律は6つ（現行法4、旧法2）あり、このうち5つ（現行法3、旧法2）が施設の設置・運営に関する基準である。
- ⑥「維持されることが望ましい」という条文は要請度の低い意味で用いられていると考えられる。「望ましい基準」の「望ましい」の意味について通達等を調査する必要がある。
- ⑦環境と学校に関する基準を規定した法律と図書館法を除く6つの法律にはもう一つの基準に関する規定は見られず、複数基準は用いられていない。
- ⑧「望ましい基準」ともう一つの基準から成る複数基準について規定した法律は、図書館法以外には存在しない可能性がある。

本研究では、「望ましい基準」の用語を含む法律について研究を行ったが、「望ましい基準」以外の用語を用いて複数基準を定めることも可能であるため、それらについても同様の調査を行うことが必要である。

おわりに

図書館法における基準に関する規定の成立の経緯、解釈と議論等については、これまでの研究である程度明らかにしてきたが^{15) 17) 18)}、今後さらに研究を深めてまとめる予定である。

主要参考文献（3以下は発表年月順配列）

- 1) 「e-Gov 法令検索」(https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
- 2) 「衆議院」(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/menu.htm)
- 3) 西崎恵『図書館法』日本図書館協会, 1970. 3, 202p. 1950年5月, 羽田書店刊の復刻。
- 4) 井内慶次郎『図書館法：逐条解説』1950. 7, 80p. 『社会教育』5(7)附録。
- 5) 川崎繁「図書館法解説」日本図書館協会編『図書館ハンドブック』1952. 12, p. 82-90.
- 6) 井内慶次郎『図書館法の解説』明治図書出版, 1954. 6, 90p. (学校図書館学講座)
- 7) 加藤貞「地方議会図書室の“望ましい基準”の作成をかえりみて」『びぶろす』16(5), 1965. 5, p. 1-15.
- 8) 佐藤宏之助「小学校図書館の望ましい基準」『学校図書館』193, 1966. 11, p. 23-28.
- 9) 村上真治「中学校図書館の望ましい基準」『学校図書館』193, 1966. 11, p. 29-33.
- 10) 橋本辰紀「高等学校図書館の望ましい基準」『学校図書館』193, 1966. 11, p. 34-38.
- 11) 前田章夫「第2章 公共図書館の基準法制」小林文人, 藤岡貞彦編著『生涯学習計画と社会教育の条件整備』エイデル研究所, 1990. 2, p. 86-103.
- 12) 前田章夫「第8章 公立図書館の基準と国庫補助」『図書館法を読む』森耕一編, 日本図書館協会, 1990. 10, p. 171-185.
- 13) 前田章夫「7章 公立図書館の基準と補助金」塩見昇, 山口源治郎編著『図書館法と現代の図書館』日本図書館協会, 2001. 2, p. 180-193.
- 14) 前田章夫「4章 図書館の基準、補助と評価」塩見昇, 山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』日本図書館協会, 2009. 2, p. 145-160.
- 15) 葉袋秀樹「公立図書館基準の歴史における「公立図書館の設置及び運営に関する基準」(1992)の役割」『日本生涯教育学会論集』39, 2018. 9, p. 53-62.
- 16) 葉袋秀樹「図書館法の検討過程における公立図書館基準に関する議論の特徴」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2018年度, 2018. 10, p. 29-32.
- 17) 葉袋秀樹「図書館法案の検討過程における図書館関係者による議論の分析」日本生涯教育学会第39回大会自由研究部会Ⅱ 発表資料 改訂版, 2018. 12, 5p.
- 18) 葉袋秀樹「裏田武夫、小川剛の図書館法関係著作に関する考察—『図書館法成立史資料』以後の著作を対象に」『日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2019年度, 2019. 6, p. 29-32.

日本とアメリカの図書館の コロナウイルス・パンデミック対応のあり方と社会的認知の相違

山本 順一 (放送大学)
e-mail: tamiyo1928@yahoo.co.jp

抄 録

この研究報告は、2020年3月にWHOがパンデミックを宣言した新型コロナウイルス(COVID-19)の脅威が広がる中でのアメリカの図書館界の動きの一端を伝える。アメリカでも、物理的図書館の機能停止は共通するが、デジタルライブラリー機能発揮の点で一日の長がある。そこに発生する問題のひとつは、ファーストセール・ドクトリンに支配される紙媒体図書とは異なる、デジタル著作権問題に関する権利者と図書館との相克が目に見える形で顕在化したというものがある。しかし、これら図書館が抱える問題について、図書館の内と外に理解者が存在していること、外部との緊張関係に理性的に対抗していることが認識されるべきであろう。

1. はじめに

様々なトピックに関するリアルタイムの統計値を提供するウェブサイト、*Worldmeter* の‘COVID-19 CORONAVIRUS PANDEMIC’¹と題する特設ページは、現在、日々新たな新型コロナウイルスの感染状況を数字で伝えてくれる。‘コロナウイルス・パンデミック’は去年の暮れから世界中に被害を拡大させつつ、流動的なまま推移している。2020年5月1日現在、*Worldmeter* は、グローバル情報として、コロナウイルスのこれまでの感染者の総数が3,308,035人、死者が234,099人、めでたく回復した者が1,039,182人であることを教えてくれる。国別ランキングは、アメリカがダントツのトップで感染者は1,095,023人、死者が63,856人、そして回復者が152,324人である。日本は29位で、感染者は14,088人、死者は430人、回復した者は2,460人とされる¹。

ヨーロッパだけで全人口の4分の1から3分の1にあたる2,500万人が死亡したといわれる14世紀の‘黒死病’と呼ばれたペストの大流行や、当時の世界人口18億人の2.2%の4,000万人以上が死亡したと推定される1918年の‘スペインかぜ’の大流行と比較されることもある、今回のコロナ・パンデミックは、グローバルな社会経済に大規模、未曾有の影響を与えており、すべての機関、施設を機能マヒに追い込んでいる。この報告が対象とする図書館も、当然、その惨禍から免れられるはずがない。ここでは、わたしがこれまで行ってきた研究のひとつの中心であるアメリカの図書館界

のコロナ禍への対応の一面を紹介しながら、この国の図書館の文化的遺産(ミーム)についても考える機会を提供したい。

ちなみに、アメリカを比較の対象にとる趣旨は、アメリカが一流国だと思っているわけではない。2001年にノーベル経済学賞を受賞したJ.E.スティグリッツ(Joseph Eugene Stiglitz, 1943 -)も多くの著作で指摘しているように²、1980年代以降、アメリカ社会は種々の格差を拡大し、社会矛盾を激化させている。しかるに、図書館については、56,000の会員を数えるアメリカ図書館協会が要となって活動を展開しているアメリカ図書館界に学ぶところが大きいと信じているので、これまで図書館情報学の研究者として、アメリカとの比較を常套的手段としてきたのである。日本の図書館界、図書館情報学の業界が現在抱える諸問題は自らが招いたものにほかならない。

2. アメリカの図書館界の動きの一端

コロナ禍に巻き込まれた世界中のほとんどの図書館の入り口には、‘Closed until Further Notice’ (次の通知があるまで閉館)などの表示がなされている。しかし、全面的に機能停止しているかといえば、必ずしもそうではなく、国と地域によっては大なる相違が存在する。

2020年4月のアメリカ図書館協会のホームページには、「新型コロナウイルスへの公共図書館の対応」(Public Libraries Respond to COVID-19)という欄が設けられている³。ここでは、アメリカの図書館に

ついて、気が付いたトピックを紹介してみたい。

2.1 ピマ・カウンティ・パブリック・ライブラリー

2013年9月から1年間、アリゾナ大学で海外研修を行った。そのとき毎日閲覧していたローカルニュースサイトを帰国後もときに見ている。そのサイトに今年(2020)の4月21日に「新型コロナウイルスで休館中、ピマ・カウンティ図書館ではオンライン・コンテンツ利用が急増している」との記事があげられていた⁴。その記事には、同図書館は「新型コロナウイルスの感染拡大の防止のために休館としているが、利用者個々人の利用に提供すべく電子書籍の取得増を目指して動いている」として、副館長のサイモン女史(Michelle Simon)の「図書館は(情報資料への)アクセスを保障するところです」(The library is about access.)という言葉を紹介している。そして、同図書館友の会メンバーのグランデ氏(David Del Grande)にインタビューし、「わたしは多年にわたって図書館のムシでしたし、冊子体(hardcopy book)に親しんできましたし、そこには手で触れる感覚がありました」といわせている。そのグランデ氏は3月に図書館が休館となり、紙の本を借り出し読むことができなくなった。休館が長引き、読書という親友を失ったような気になったグランデ氏に対して、非営利の図書館とリテラシーをサポートする関連組織である‘図書館友の会’は、オンラインでの図書の販売に乗り出し、購入された図書の宅配をはじめた。一方、図書館は3月、4月の過去2カ月の電子書籍とストリーミングで利用できる情報資料の予算を平時の6万ドルからコロナ禍のもとで10万ドルに増額した。2月から4月の間で、一般用電子書籍サイト OneDrive へのアクセス利用は約6,000件にまで増加し、子ども用の Tumble Book Library サイトの利用は通常よりも2,000件以上も増加した。いまやオンラインでの利用が人びとの図書館利用の方法となりつつある。もっとも、サイモン女史が指摘するように、図書館で本格的な電子書籍などのデジタルコンテンツの貸出サービスを開始するには、利用上の安全にかかわるあらゆる事項についての注意を周知し、関係手続を整備する必要がある⁵。

2.2 ‘国家非常事態図書館’問題

2.2.1 インターネットアーカイブが仕掛けた

1996年にブリュースター・ケール(Brewster Kahle, 1960-)によって設立された、カリフォルニア州サンフランシスコのリッチモンド地区に本拠をおく非営利法人、インターネットアーカイブ(Internet Archive)は、さまざまなデジタル情報を蓄積し、世界中の人びとにオンラインで利用に供している。コロナウイルス・パンデミックという緊急事態に遭遇したことから、2020年3月24日、このインターネットアーカイブが開設している Open Library が擁する140万冊のデジタル書籍を無償で読める国家非常事態図書館をネット上に開設した⁶。開設の期間は、6月30日もしくはアメリカでの国家緊急事態が解かれるまでのいずれか遅い方までとされる⁷。140万冊の中にはパブリックドメインにあるものもあるが、「ハリー・ポッター」シリーズなどのベストセラーも含まれている。普段とは異なり同時アクセスの制限をやめ、利用者は一度に最大10冊までを無償で読むことができる。このプロジェクトの趣旨は、新型コロナウイルス・パンデミックにより、図書や研究資料へのアクセスが阻害されている人びとを救おうとするものである。

後にふれるが、アメリカ、カナダの機関をメンバーとする研究図書館協会は国家非常事態図書館を支持している⁸。

インターネットアーカイブにアクセスすれば、これとは別にパブリックドメインにある250万冊のデジタル図書をダウンロードすることができる。

2.2.2 全米作家協会

全米作家協会(the Authors Guild)は、4月23日付けでそのホームページに「インターネットアーカイブに対して、いわゆる‘国家緊急事態図書館’の閉鎖を迫る公開書簡に署名をお願いします」と題して、猛烈な反対の声明を掲示している⁹。アメリカ国内の図書館の電子書籍の貸出はライセンス契約にもとづいており、著者や出版社に正当な利益が還元されている。ところが、インターネットアーカイブが設置している Open Library は権利者の許諾なく(紙媒体)図書をデジタル化し、同時アクセスを認めず、普段は常にひとりのユーザーに資か利用させないものとしてきたが(国家緊急事態図書館では複数の同時アクセスを許容)、権原なくオンラインで提供しており、違法である。正規の図書館でもないインターネットアーカイブがフェアユースを言い立て、コロナ禍のなか

で生活を脅かされている著作者の法的権利を侵害する‘違法な行為’は即刻やめるべきである、との文言が連ねられている。

2.2.3 アメリカ出版者協会

一方、アメリカ出版者協会(American Association of Publishers)は、3月27日付けで、同協会会長兼CEO マリア・パランテ(Maria A. Pallante、1964-) ¹⁰⁾はプレスリリースを公表した¹¹⁾。「新型コロナウイルス・パンデミックのさなか、作家と出版者に対して行ったインターネットアーカイブの権利侵害的で違法かつ狙いすました攻撃には啞然としました」とある。そして、生命、生活、経済が危機に瀕し、出版社がいまコロナウイルスに関する医学雑誌等への無償のグローバルなアクセスや学校と保護者に対してはデジタル補助教材を提供したりしているこのときに、インターネットアーカイブが科学と創作および経済を支える著作権制度などのすべてを損なうようなひねくれた振舞いに出ることは偽善の極みだとこき下ろしている¹²⁾。

2.2.4 研究図書館協会

4月1日付けで、北米研究図書館協会(Association of Research Libraries (ARL))のウェブサイトにも協会上級部長の R・クロウ氏(Ryan Clough)は「非常事態のデジタル化:フェアユース/フェアディールと図書館のパンデミック対応」と題するブログ¹³⁾を公表している。そこには、以下のようなコメントが示されている。

コロナ・パンデミックが著作権法を乗り越えたり、締結されている契約の効力を停止するわけではないとしつつ、「国家非常事態図書館がフェアユースの範囲内にあると信じるか否かに関わらず、その根本的な必要性と緊急性は否定できない。そのため、多くのライブラリアンが個人的には国家非常事態図書館を支持している。」

2.2.5 連邦議会調査局のトピック解説

物議をかもしている国家非常事態図書館は、平時の図書館での電子書籍の貸出サービスに関する権利者側(出版社)と図書館との軋轢の延長上に位置する。インターネットアーカイブがコロナ禍というとんでもない時期に例外的に限定して運用しているので、怒れる権利者側もこの時期に訴訟を仕掛けることはないように思われる。

世上での騒ぎに応える意味もあつてか、この問題について、連邦議会調査局(Congressional Research Service)は、ケヴィン・T・リチャーズ(Kevin T. Richards)の署名がある2020年4月28日付けの「新型コロナウイルスと図書館:電子書籍と知的財産に関する諸問題」(COVID-19 and Libraries: E-Books and Intellectual Property Issues)¹⁴⁾と題する‘トピック解説’(legal sidebar)をネット上に公開している。要点を抜粋して紹介しよう。

「電子書籍は、一般的に、通常電子書籍を所有せず、電子書籍を利用する限定されたライセンス(使用許諾)を保有するに過ぎないことから、紙媒体図書とは異なる法理によって規律されている。……読者はたんに個人的利用のために電子書籍をダウンロードし読書できるライセンスを得るに過ぎない。したがって、読者や図書館は(紙媒体図書と違って)その本を所有していないので‘ファーストセール・ドクトリン’は適用されない。加えて、電子書籍に関するテクノロジーの性質から‘中古’電子書籍流通の二次的市場の発展が妨げられている。」ライセンスを受けた電子書籍を第三者に譲渡しようとするれば、第三者の所有するデバイスにデジタル複製することになるが、その行為は権利者の複製権(right of reproduction)を侵害することになる。(図書館の電子書籍の貸出は、ライセンス契約の定め方、内容によって可能になっている。)

「新型コロナウイルス・パンデミックのなかで、いくつかの組織が電子書籍へのアクセスの問題に応えようとして、種々の方法を試みている。たとえば、インターネットアーカイブは」と述べ、2020年3月24日にはじめられた‘国家非常事態図書館’に言及している。そして、そもそもインターネットアーカイブが紙媒体図書をデジタル複製すること自体が著作権が制限されないもので違法の疑いが大きいことを指摘したうえで、所有する著作物を直接(デジタル)複製することが市場において権利者と競合する場合にはフェアユースには該当しないと判示した最近の判例を勧告すれば、研究教育等を目的としフェアユース法理に該当するとするインターネットアーカイブの主張は成立しがたいという。もっとも、「フェアユース法理は事実集約的な(fact-intensive)決定によるもので、裁判所がどう判断するかは明らかではない」としてい

る。

リチャーズはコロナ・パンデミックが収束すれば、このような著作権法上の問題は解決の方向に向かうことが望ましいとして、3つの方策を提示している。①法改正は行わず、マクミラン社発行の出版物の不買運動で対抗するなどした、図書館と権利者の力の均衡に委ねる、②1998年のデジタル・ミレニアム著作権法(Digital Millennium Copyright Act (DMCA))の制定時に話題となったデジタルコンテンツ版のファーストセール・ドクトリンを導入する法改正をする、および③法改正により図書館の電子書籍貸出サービスについて一定程度著作権侵害の免責条項を定めること、がそれである。

3. むすび

アメリカでも、5月1日現在、多くの州や都市で外出禁止令(stay-at-home orders)が出され、公共図書館も大学図書館もその利用は大きく制約されたままである。場所としての図書館は機能発揮を阻まれている。情報知識の提供は、通常以上に、電子書籍、電子ジャーナル等に大きく依存せざるを得ない。学校はオンラインで遠隔教育を行わざるを得ず、e-Contentsの利用にともなう著作権問題が潜在している。3月25日付けの大学内の著作権法の専門家たちは「図書館を対象とする著作権制度に関する公開声明:フェアユースと緊急事態のもとでの遠隔教育と研究活動」を明らかにし、「フェアユース法理がまさしくこの非常事態に迫られている喫緊の要求に適切に応えるものである」¹⁵と叫んでいる。カナダでもウェストオンタリオ大学のS.トオロソウ(Samuel Trosow)らが「現在の緊急事態状況は(アメリカ法のフェアユースに相当する)フェアディーリング法理についての幅広い解釈によって(電子書籍等の緊急避難的な利用が)正当化される」と論じている¹⁶。

コロナ・パンデミックのもとで顕在化したデジタル著作権の問題でもそうであるが、アメリカでは図書館関係者が主体的に民主主義的に解決しようとしているように思われる。

* ホームページのURLは2020年5月1日に確認。

註

¹ <https://www.worldometers.info/coronavirus/>

² たとえば、ジョセフ・E・スティグリッツ著/山田美明訳『スティグリッツ PROGRESSIVE CAPITALISM』東洋経済新報社、2020を参照。彼は、スウェーデンのような北欧諸国やカナダの方がアメリカよりも民主主義国家として多くの点で優れていると考えているようである。

³ <http://www.ala.org/>

⁴ <https://www.kold.com/2020/04/21/pima-county-libraries-see-spike-online-content-during-covid-shutdown/>

⁵ 拙稿「20世紀型公共図書館から21世紀型公共図書館への変化にともなう利用者プライバシー保護のあり方の変動」桃山学院大学経済経営論集58巻2号(2016.10), pp.17-68を参照。

⁶ <https://archive.org/details/nationalemergencylibrary>

⁷ <https://blog.archive.org/2020/03/24/announcing-a-national-emergency-library-to-provide-digitized-books-to-students-and-the-public/>

⁸ <https://news.yahoo.co.jp/byline/ikegai/20200406-00171682/>

⁹ <https://www.authorsguild.org/industry-advocacy/sign-our-open-letter-to-internet-archive-to-shut-down-the-so-called-national-emergency-library/>

¹⁰ 彼女は、連邦議会図書館の第12代著作権局長(2011 - 2016)を務めている。

¹¹ <https://publishers.org/news/comment-from-aap-president-and-ceo-maria-pallante-on-the-internet-archives-national-emergency-library/>

¹² 著作物には2種あって、ひとつはエンタテインメント著作物で、著作物の日常的生産を生業としている著者については、出版者協会の主張に同意できる箇所はある。しかし、もうひとつの学術的著作物については事情が異なる。スティグリッツは次のようにいう。「市場支配力に関してとりわけ不愉快な事例を提供しているのが、寡占状態にある学術出版産業である。……市民の福利を向上させるうえで知識は重大な役割を担っている。知識を発展させるには、情報やアイデアの普及が欠かせない。……(アメリカでは)現在5つほどの出版社が、全論文の半数以上、社会科学系の論文の70パーセントを出版している。……こうして出版社の超過利潤が増えれば増えるほど、研究費が減ることになる。」(スティグリッツ『スティグリッツ PROGRESSIVE CAPITALISM』東洋経済新報社、2020、pp.129-30)

¹³ <https://www.arl.org/blog/digitization-in-an-emergency-fair-use-fair-dealing-and-how-libraries-are-adapting-to-the-pandemic/>; ヤフーニュースにこの記事の邦訳がある。

<https://news.yahoo.co.jp/byline/ikegai/20200406-00171682/>

¹⁴ <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB10453>

¹⁵ <http://infojustice.org/archives/42126>

¹⁶ <https://samtrosow.files.wordpress.com/2020/03/fair-dealing-and-emergency-remote-teaching-in-canada-1-1.pdf>

この論文において、アメリカ法のフェアユースとの相違が表にして示されている。

2020 年度日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集

発行：2020 年 6 月 6 日

編集：日本図書館情報学会研究委員会

発行：日本図書館情報学会

〒252-0383 神奈川県相模原市南区文京 2-1-1

相模女子大学 金井喜一郎研究室内

ISSN : 2188-5982